

会 議 録

会議の名称		令和4年度第4回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和4年(2022年)12月23日 開会 13:30 閉会 15:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階会議室		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計9名)	小久保貴史、神谷大蔵、鈴木富士雄、野中勝利、田中佐代子、 田中秀夫、小澤慶介、宇津野茂樹、矢島祐介、山中周子		
	その他(計4名)	中澤都市計画部公有地利活用推進課課長補佐、同滝田主事 日本工営都市空間株式会社 胡担当技術者、林担当		
	事務局 (計8名)	大久保市民部長、稲葉市民部次長、矢口文化芸術課長、 矢口同課長補佐、佐藤同係長、加藤同主任、吉野同主任、 和田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
非公開の場合はその理由				
議題		諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	1 開会 2 議事 審議事項 (1) 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について 報告事項 (1) つくば市文化芸術市民意識調査について (2) 諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について 3 その他 4 閉会			

<審議内容>

1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

2 議事

野中会長 : 議事に入る前に、傍聴者におかれましては配布した傍聴人心得に従って御協力をお願いします。

それでは会議次第に基づきまして議事を進めて参ります。
まず本日の委員出席数ですけれども、委員 11 名のところ 10 名出席となり、過半数を満たしておりますので条例第 13 条第 3 項の規定によりまして本日の会議が成立していることを報告いたします。

本日は審議事項が 1 件と報告事項が 2 件あります。審議事項につきましては、今年度はこれまで 2 つの計画の審議を並行して審議して参りましたが、文化芸術推進基本計画につきましては以前の審議会で議論いただいた市民意識調査について、私が最終確認をした内容を 12 月初旬に配布済みで、今後結果を取りまとめることになっております。従いまして、今回の審議は文化芸術創造拠点基本計画の内容のみとなります。

報告事項につきましては審議事項についての議論が終わった後に時間が余りましたら、事務局から説明をお願いします。時間が無い場合は恐縮ですが委員各位で資料を御覧の上、質問等ございましたら個別に事務局までお問合せをいただくようお願いします。

それでは審議事項諮問第2号、文化芸術創造拠点基本計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

<資料No.1-1、1-2 について事務局より説明>

野中会長 : ありがとうございます。

事務局から説明がありましたように、一通り計画の全体像が示されたということになります。事業に関する内容や、あるいは小学校の中の改修に伴う部屋割りの案についても示されています。また、資料No.1-1 では、想定される利用人数等についても整理されています。

本日の会議におきましては、事業の内容とそれに伴う施設全体の部屋の配置や構成、管理運営方法等を中心に審議を進めて参りたいと思います。

それでは委員の皆さまから質問あるいは御意見等がありましたら、御発言をお願いします。

田中秀夫委員 : 私が最初からお願いしていた、建物から筑波山に向かったの展望ですが、土地利用計画図を見る限り、プールの部分から展望しやすいようにするのでしょうか、私は建物の教室棟からの眺望の確保をお願いしていました。

私の記憶では、建物の前にある雑木林のことについては継続的に話し合いを進めていくということであったと思いますが、この内容ではそれが配慮されていないと思います。

事務局 : 御指摘のとおり、教室棟から筑波山がよく見えるようになると良いというお話をいただいていたと記憶しています。

計画を検討していく中で、敷地北側の雑木林の件は、地元の方々ともお話をしていますし、あの場所は田水山城址の一部でもあるので、整備も考えてもらいたいというお話もいた

だいています。田水山城址の整備となると文化財の範疇になってきて、手続きも複雑になりますので、筑波山への眺望という部分では、プールの部分を活用してステージも設置して、そこで発表会や音楽会などを実施し、グラウンドのところにお客さんが座って鑑賞するときに、筑波山が背景に見える景観軸を確保していきたいと考えています。

田中委員から御意見をいただいていた、教室棟から見えることも非常に大事な部分ではあると思いますが、資料No.1-1の3-62ページに、逆に周辺から旧田水山小学校を見た場合の眺望についても整理していきまして、東大通りから見ても美しい景観を形成していますし、学校の敷地内にも桜などが植わっているため、なるべく既存樹木を活用する形で整理を進めていきたいと考えています。

田中秀夫委員 : 今の説明で基本的にわかりました。ただ、建物を含めた風景、これはこれで大事なことだと思いますが、アーティストたちが制作する環境を考えると、やはり建物の中から筑波山が見える方が良いと思っています。実際にアーティストに入ってもらったときに、あの雑木林はうっそうとして邪魔だというのが私の認識です。プールのところからだけ見えるというのでは、あまり魅力がないと思います。

いずれにしても、校舎からの眺望については引き続き検討して欲しいということを強く要望します。

野中会長 : 御意見として賜るということによろしいでしょうか。それでは他にいかがでしょうか。

宇津野委員 : 短期間で作業した中で、よくまとめられていると感じました。

一つお伺いしたいのですが、この先の話になります、膨大な費用がかかる学校建設の場合は起債などで、複数年度で実施する場合がありますが、この事業においては、改修工事は単年度の予定でしょうか。また、改修工事費に補助金などを充てることを考えているのでしょうか。

事務局 : 御質問いただいた点に関しては、令和7年度中に工事を行うということで整理をしています。また、国の補助金として、地方創生拠点整備交付金を利用することを検討しています。

野中会長 : ちなみに関連して、資料No.1-1の3-79ページにある屋外施設の外構工事が970万とありますが、ここに広場ステージの費用は含まれていますか。

事務局 : プールのフェンスや校舎へのスロープ設置のほか、広場ステージの改修費用も含まれています。

野中会長 : ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

矢島委員 : 広場ステージはどういうものを想定して、どのぐらいの規模のものを作る予定なんでしょうか。

事務局 : プールを解体して処分をするとなると非常に高額のコストがかかってしまうこともありますし、基本的に現状で使えるものは使って、改修費用を抑えていきたいと考えています。

例えば、プールの水を貯める場所に蓋をしないで開けておくのかなど、具体的な設計まで踏み込めてないので、どういう形になるかを細かく説明できなくて申し訳ありませんが、考え方としてはそのように御理解いただければと思います。

小澤委員 : プールの話が出たのでひとつ情報提供ですが、誰かアーティストにそれを任せれば面白くなって、それが呼び水になるんじゃないかなと考えました。

3年前だと思えますが、愛知トリエンナーレで高嶺格^{たかみねただす}というアーティストが廃校になった中学校のプールを、うまく作品にして、かなり評判が良く、それで人を呼んでいたことがあるので、参考にしても良いかなと思います。

野中会長 : 貴重な情報提供いただきましてありがとうございます。事務局でもリサーチして、工事そのものにもアーティストの意見等を加味するとよいという御提案かと思えます。他にいかがでしょうか。

小澤委員 : 建物ですが、バリアフリーの改修予定はありますか。

事務局 : バリアフリーに関する内容は、資料No.1-1、3-55 ページから 3-56 ページで整理をしまして、大きく「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」と、「茨城県人にやさしいまちづくり条例」の条項に適合するような形で施設の整備をすることが規定されておりますので、そちらに適合するかたちでの改修を想定しています。

詳細は次年度以降に行う設計で詰めますが、スロープやエレベーター、多目的トイレなどの設置を行いたいと考えています。

野中会長 : 工事費のところには、エレベーター工事が含まれていますが、現状の平面図でいうと、ダムヴェーター、あるいはパントリーとある部分にエレベーターを設置するという計画でしょうか。

事務局 : コンサルタント会社も交えて協議した中では、そちらを活用する方向で整理をしています。ただ、実際に来年度以降設計に入る中で、構造上難しいという理由からこの場所以外になる可能性もありますので、今回御提示する案としては、パ

ントリーという給食用の荷物を運ぶスペースを、そのままエレベータースペースとして利用するというような形で概算事業費についても積算をしています。

野中会長 : バリアフリーの観点でいくと縦動線もこういう形で確保していくということのようです。他にはいかがでしょうか。

矢島委員 : 駐車場の台数と、あとバスが駐車場に入って回転して止める場所があるのかが気になります。

土地利用計画には広場ステージとありますが、ここに入る人のキャパシティと駐車場のキャパシティが見合わないと思施設としては駄目だと思います。例えば、大きなイベントで人がたくさん来るようなときに、グラウンドに車を停められるような形にしたほうが良いとは思っています。おそらくバスを乗り入れるのは厳しいと思っています。

事務局 : バスに関する部分については、地元の方との意見交換会の中でも話が出た部分でして、まず転回する場所についてですが、学校として使っていた当時も周りの道が細い関係で、大型のバスを乗り入れすることができなかったということでした。大型バスでの来場となると、坂の下の道に停車してそこから歩いて坂を上がることになります。あるいは、マイクロバスなど、小型のバス程度でしたら、乗り入れはできるかもしれません。

また、駐車区画の台数につきましては、資料No.1-1の3-66ページで整理をしています。他の類似する施設や、つくば市内の交流センター等の利用人数から年間最大利用者数の概算をしまして、おおよそ2万8,000人としています。そ

こから計算式を用いて、駐車スペースが 35 台程度あれば、最大利用区画として足りるのではないかと試算しています。

ただ、矢島委員から御意見があったように、例えばイベント時には、グラウンドも駐車場として使用するといった利用も見込んでいかないとイベント時に耐えられない可能性もあると思いますので、どういう形で整備していくかというのを今後改めて検討させていただければと思います。

野中会長 : 平常時は 35 台で良いかもしれませんが、特別な行事等が行われる時にはもう少し収容できるよう、例えばグラウンドの地盤整備とか、そのあたりも計画の中に入れていただきたいということかと思います。他にいかがでしょうか。

鈴木委員 : 屋内運動場は今も一般の団体が利用されていますよね。それは並行して使えるのでしょうか。

それと、屋内運動場の前も現在駐車場として整備されていますが、そちらも駐車場として見込んでいるのでしょうか。

事務局 : まず体育館の利用ですが、御指摘の通り、学校開放制度で、バスケットボールなどで体育館を利用されている団体がいることは把握しています。

現状は、まだ教育施設ですので、学校開放制度での利用が可能ですが、文化芸術創造拠点として使用するにあたり学校ではなくなると、学校開放制度での利用が難しくなるため、地域のスポーツ団体等に御利用いただくために新たな貸し方を検討せざるをえないと考えています。団体としては借り方がこれまでと多少変わってくると思いますが、体育館としての利用ができるように、機能を維持していこうと考えています。ただし、工事の期間については工事車両の出入りも

あるため、その期間についての利用は難しいと考えています。

駐車場については、体育館の前のスペースと、校舎の北側の部分を足して35台という台数を計上しています。

鈴木委員 : 体育館の概算事業に、体育館の雨漏りやベランダの塗装は含まれているのでしょうか。

事務局 : 体育館については、雨樋の修繕費用を計上しています。実際に修繕してみないとわかりませんが、雨樋が詰まっているせいで雨水の流れ道がなくなって屋内に入ってきてしまうという推測もされますので、まず最低限の箇所を修繕するかたちで費用を計上しています。

修繕後、実際に使用して、雨漏りが出てしまったということであれば、必要に応じて改修をせざるをえないと思いますので、供用開始までの間では、雨樋の修繕と清掃のみを事業費として見込んでいます。

野中会長 : よろしいでしょうか。ちなみに、概算事業費の表には校舎と体育館と書いてありますが、別の図面では教室棟となっていますので、用語についてはどちらかに統一したほうが良いと思います。他にいかがでしょうか。

山中委員 : 概算事業費の中で、備品をどの程度計上するかを想定しておいたほうが良いと思います。作品制作にも使うような道具やパソコンもありませんし、モニターなどありませんので、例えばサイエンスハッカソンに特化した部屋を作るときに、いろいろなものが必要になってくるんじゃないかと気になりました。

図工室にも、例えば糸鋸とかもなかったですし、制作する上で必要な道具だとか工具は最低限施設で揃える予定なのか、あるいはアーティストに全て任せるかたちなのか。創作室やギャラリーを作ると思いますが、そのあたりで必要な備品などの費用をどのように考えているのか教えてください。

事務局 : 今回の概算の中では、備品の費用は細かくて計上しきれませんでした。お示しした概算事業費は、あくまで施設の改修に要する費用として計上しています。事業でどういう備品が必要かなどについては今後精査をしていかないといけないかと思しますので、引き続き検討し、予算規模を把握していきたいと思えます。

野中会長 : 来年度以降、実施設計を行う予定となっておりますが、その内容については審議会でも、議論するのでしょうか。

事務局 : 設計は、設計業者に委託しますが、その設計の内容についての審議にはならない予定です。委員の皆様にご内容をお示しして、途中段階で進捗状況報告や、あるいはそこで委員の方々から御意見が出れば、それを設計者に伝えて設計内容を調整していくことを想定しています。

野中会長 : いずれにしても、内容を確認する機会はあるということですね。私も配線関係が気になっていて、通常の壁のコンセントだけでは使用しづらいので、天井などからも電源を取れると良いと思っています。それ以外に気になる箇所もありますが、また基本設計・実施設計の段階で、皆さんの専門的な見地からいろいろとアドバイスもいただきたいと思えます。他にいかがでしょうか。

小澤委員 : 今の質問にも関連するかと思いますが、改修案はそこで行われるプログラムやプログラムの方向性とも深く関わってくると思います。例えば、壁の仕様はコンパネの方が良いとか、実際に使う人あるいはプログラムをやる人の意見も踏まえながら、具体化していった方が良いと思います。

後々、設計だけ先にやって、後でアーティストが入ったときに、この仕様では活動できないということになりはしないだろうかと僕は不安ですが、そのプロセスについてどう考えているのかお伺いできますか。

事務局 : 前回の審議会でも御説明しましたが、旧田水山小学校にアーティストを呼んで、実際にその場で活動を行う事業を開始する予定です。その中で参加したアーティストから意見をいただくと思いますので、そういった意見を参考にしながら、設計内容に反映するなど検討していきます。

また、具体的な内容は未定ですが、来年度以降も同じようにアーティストに旧田水山小学校を使っただく事業を継続していきたいと考えています。工事をする期間は当然使えなくなってしまうと思いますが、供用開始までの間に、なるべく多くの方に利用いただいて、その意見を改修内容に反映させていくプロセスを検討しています。

小澤委員 : その時に、駆け出しのアーティストとか、趣味でやっている人よりかは、キャリアもあって、他のアーティストインレジデンスとかにも参加している人たちに使ってもらってフィードバックをもらった方が良いと思いますので、意見として述べておきます。

野中会長 : それについても追々考えていただければと思いますが、資料No.2-2の2ページ目に、3名の方を選定して、今年度実際に旧田水山小学校で制作活動をされる方が決まっていると書かれています。こういった方々の実体験をもとに、いろいろと問題点があれば指摘もしていただくということです。

今回参加されている方が駆け出しなのかは私にはわかりませんが、ジャンルとしては多岐にわたるよう選定されていると思います。

田中佐代子委員 : それと関連して、サイエンスハッカソンは面白い事業だと思いましたが、これも同じように、どうやったらより活発な利用が促進できるのかを事前に実施すると良いと思います。また、旧田水山小学校を使う付加価値があると良いと思いました。

事務局 : サイエンスハッカソンは、実は今年度も準備を進めています。まだ企画段階なので、あまり具体的なことは申し上げられませんが、来年度つくばメディアアートフェスティバルというイベントの一企画として、アーティストと研究者がやりとりをしていて、作品の制作に向けて準備を進めているところではあります。そういった、サイエンスハッカソンを行う一つの拠点として、旧田水山小学校を使うことができれば良いという提案で計画には記載しています。

こちらについてはまだ駆け出しの事業ですので、いろいろ御意見をいただくと参考になるかと思えます。

野中会長 : ちなみに資料No.1-2の1ページ目にあるサイエンスハッカソンの写真はどこの研究機関でしょうか。

事務局 : 静岡県下田市にある筑波大学下田臨海実験センターです。

この時は、サイエンスハッカソンに参加したアーティスト、プラプラックスの近森さんから、海洋系の研究機関と協働したいという御要望がありまして、つくば市の科学技術振興課に相談して筑波大学の先生方とやりとりをした結果、下田臨海実験センターの教員の方が、御興味があるということで、協働で事業を実施しました。

野中会長 : そうすると、市の担当課が窓口になって、例えばアーティストが見たいもの、知りたいものについて斡旋というか、仲介するプログラムになるということでしょうか。

事務局 : 現在はつくば市の事務職員が仲介となって繋いでいますが、文化芸術創造拠点の機能の一つとして、将来的には様々な文化芸術と文化資源のコーディネートをしていきたいと考えていますので、ゆくゆくは専門的な知識を持ったコーディネーターが文化芸術創造拠点にいて、その方を通じていろいろなアーティストと研究機関のコラボレーションを進めていくことができれば理想なのではないかと思います。

野中会長 : ありがとうございます。文化芸術と科学技術と融合したプログラムを目指したいというようなことだと思います。
他にいかがでしょうか。

神谷委員 : 今話を踏まえて質問ですが、資料No.1-1の3-82ページにある、管理運営の考え方というところで、直営、業務委託、指定管理という選択肢が示されていますが、具体的にいつからこの体制をとるか想定されていますか。

事務局 : まだ想定段階ですので、明確な部分は申し上げられませんが、可能性としては、令和7年度に予定している供用開始の時点から指定管理者制度を導入するということもあると

思いますし、あるいは最初はつくば市の職員が自ら運営することで、ある程度施設の方向性を決めるというような手法もあると思いますので、設計も進めていく中で具体的に詰めていく必要があると思います。

今回の基本計画の中では、このような手段もあるという選択肢として整理をしています。

神谷委員 : そうしますと、設計段階において、専門的な話は誰がかたちにして、あるいはコーディネーターとなって設計業者へ具体的なリクエストを伝えていくんでしょうか。

事務局 : 施設の供用開始までは職員がやるかたちで進めるしかないと思います。昨年度、この審議会の中でも専門的な知識を持った方を雇用した方が良いという意見もいただいていますので、そういった意見を踏まえ、今後どのようなかたちで供用開始までの段取りを整えれば良いかを検討させていただければと思います。

神谷委員 : そういった専門員はなるべく早く招き入れる体制にした方が良くと思います。普通の事務職員が整理しきれレベルの話ではないと思いますので、なるべく早く専門職を採用されると良くと思います。

野中会長 : パブリックコメントで、市民の方々に御意見いただくとありますが、資料No.1-1 の基本計画本文を提示するんでしょうか。

事務局 : はい。基本計画本文のデータをホームページ上にも掲載しますし、市の施設にも印刷物を設置します。

野中会長 : そうしますと、なるべく誤字脱字とか、言葉の整合性をもう一度確認されると良くと思います。

細かいことですが、資料No.1-1の3-74ページには企画職員用事務室という記載があって、先ほどお話にあった企画をされる職員のことだと思いますが、3-77ページに、企画課職員用事務室と図面に書いてあったため、市の企画課の職員がここに行くのかと思ってしまいました。

事務局 : ありがとうございます。御指摘いただいた部分も含めて、全体的に見直しをします。

野中会長 : 他にいかがでしょうか。部屋割りも示されていますが、こちらについて何か御意見はありますか。

矢島委員 : 地域交流スペースには何が置かれますか。

事務局 : 具体的に何を設置するかまで想定できていませんが、机や椅子など基本的なものは置くことになると思います。

あとは、地域の方からの御要望も今後改めていただくことになると思いますので、そういった部分を踏まえて詳細を検討したいと思います。

矢島委員 : 机と椅子を置くだけだったら、わざわざスペースを用意しなくても、廊下やエントランスのロビーも広いので、そこでも良い気がします。

地域の人だけじゃなくてアーティストが休んだりすることあると思うので、ちょっとしたキッチンがあるとか、人が集まってゆっくり喋ったり、交流したりできる工夫がほしいです。そうすると、防火のための内装が必要になることもあると思います。

ただスペースを作っただけでは人が集まらない気がするので、そのあたりの工夫を考えると良いと思います。

事務局 : いわゆるラウンジスペースでしょうか。

矢島委員 : そうですね。予算的に厳しいのかもしれませんが、欲を言えば軽食があって、コーヒーが飲める、小さなカフェスペースのようなものがあるのが一番良いと思います。何かしらそういうものがあつた方が、施設として毎日稼働するイメージはできます。

校舎全体としては建物の北側と南側で、交流と制作として機能が分かれていて、制作スペースは毎日稼働するイメージはできるんですが、北側の交流スペースが日常的にどのぐらい動くのかなかなかイメージできなかつたので、毎日動く仕組みが何かあると良いです。その辺りは、地域の方々のニーズ等を上手く汲み取りながら、毎日とはいかないまでも、ふらっと立ち寄れるような仕掛けがあると良いと思いました。

野中会長 : ありがとうございます。他に御意見はありますか。

田中秀夫委員 : 例えば、何年計画でアーティストが入って、どう成果を評価して、あるいは何年契約で切れたら次の人になるというような、事業の計画はありますか。例えば作品制作の費用はアーティストに負担してもらって場所だけ使わせるとか、市民を巻き込んで一緒に楽しくやってもらうとか。そういう事業のイメージがわからないので、少し教えていただけますか。

野中会長 : そのあたりはプログラムを動かしながら検討することもありますし、運営主体との関係もありますよね。

小澤委員 : プログラムは具体的にどうやっていくのかでいろいろと分かります。例えば、プログラムによってはアーティストが3ヶ月あるいは5ヶ月長期滞在するものもあります。アーティストが材料費、滞在費、制作費、食費をカバーする枠組み

もありますし、逆に運営側がアーティストの費用を全て負担するものもあります。

また、地域住民との交流のことですが、僕がディレクターをしているアークスプロジェクトでは、滞在するアーティストには、それを求めません。なぜかという、そこで地域の住民の人たちと交流してしまうと、作品制作が滞ってしまうからです。地域の人々たちとの交流のプログラムはそれとは別に、単発でアーティストを招いて、交流してもらいます。

これから事務局で具体的に考えていくと思いますが、目的によりけりです。作品を完成するまで滞在するのか、あるいは全期間の7から8割ぐらいの滞在でOKなのかとか、経済的な面も含めて、いろいろバリエーションがあります。

田中秀夫委員 : ありがとうございます。

私が一番聞きたかったのは、年間の予算とかをどう考えているのかということです。作品制作にはどうしても資金が必要ですし、お金の用意を市の方である程度してないと、アーティストに工面してもらうのは大変だと思いました。

野中会長 : それについては、今後具体的なところを考えていくところだと思いますし、資料No.1-2の最初にありましたが、事業計画の中期に当たる2年目から5年目でマネジメントができる人材の育成とあります。そのあたりは経験則を踏まえて、どういうことができるのかを検討し、実際に実践しながら、ローリング的にプログラムを組み立てるということだと思います。

アーティストに、どれだけの予算を支払うのかは、先ほど小澤委員からもありましたが、それぞれの条件や目的に応じ

て検討して、どのぐらいのニーズがあるのかも含めて、実際
どういう成果・効果があるのか、その辺を検証しながら、プ
ログラムを積み上げていくのかなと、お話を伺って思いまし
た。

田中秀夫委員 : 既に何人か旧田水山小学校で活動するアーティストが決
まって事業が始まっていますが、金銭的な条件などはどう設
定しているでしょうか

事務局 : こちらの事業については令和5年3月までという期間で
実施します。その中で、およそ毎週1回程度、旧田水山小学
校を利用する方向でアーティストと日程調整をしていまし
て、最終的に3年半ばぐらいまでの作品制作と、ワークショ
ップの実施を最終目標に活動を進めています。

参加者の報酬に関しては公募要綱を定めていて、前回の審
議会の中でも少し御説明させていただきましたが、交通費や
諸々の費用を含めて、謝礼20万円をお支払いするというこ
とで今回は実施しています。

また、先ほど申し上げたように、次年度以降、同様に旧田
水山小学校を活用した事業を進めていくことになると思い
ますが、その時の謝礼金の内容などは、今年の成果を踏まえ
て検討しないといけない部分かと思っておりますので、文化芸術創
造拠点として供用開始した後でどういう形式でやっていく
かなども含め、引き続き検討したいと考えています。

野中会長 : 改修前ですので施設がかなり厳しい条件なんですよ。確
か、トイレが使えないんですか。

事務局 : 体育館はトイレも水道も使えますが、校舎は水回りがほぼ
使えない状態です。

野中会長 : そういう条件のもとでも活動したいという人から手が挙がっていて、事業を実施するということのようにです。

神谷委員 : 今後事業を展開していくにあたって、滞在するアーティストは、例えば食事は弁当を買ってきて、自分の部屋で食べてもらうというイメージですか。

事務局 : 他の施設の事例等を今後いろいろ見学したいと思いますので、そういう事例を踏まえて、どのような方法が旧田水山小学校でやるには適しているかを検討しないといけないと思います。今の段階では、詳細を詰め切れていません。

神谷委員 : 筑波地区は全ての小中学校が廃校になって、旧田水山小学校だけではなくて、その跡地利活用をいろいろとやっています。地域利用として、学校跡地の1部屋を借りたいという要望がどんなものかは大体想像がつくもので、それを公民館的な扱いで貸し出すのかどうかはこれから先に検討する話だと思います。

先ほど矢島委員から交流スペースに関するお話がありましたが、芸術を通じての交流が目的にはあったと思うので、アーティストだけが飲食をするスペースとしてではなくて、地域の方も使うイメージを最初にしていただ方が良いと思います。例えば、コワーキングスペースやシェアオフィスでも、大体お茶飲み場のような簡単なキッチンが付設されたスペースが必ずあって、イベントがあればそこで交流会等をやります。県内にも事例はたくさんありますので、参考にされると良いかなと思いました。

野中会長 : ありがとうございます。他に何か意見はありますか。

矢島委員 : 1点確認ですが、旧田水山小学校の配膳室はどのように使っていたのでしょうか。

事務局 : 筑波地区については給食センターが別にありますので、ここで調理はしていなかったようです。給食センターから運ばれた給食を、1階の配膳室で各クラスに分けてそれを仕分けていたと思います。この部屋自体に調理をする設備はなく、冷蔵庫など簡単な設備のみだったと記憶しています。

矢島委員 : 配膳室だったのであれば、保健所の許可が通りやすそうな気もするので、そこを使って、お弁当で商売をやりたい人や飲食店をやりたい人にその部屋を貸出して、飲食も賄えるようにすることもできなくもないのかなと思ったので、アイデアとしてお話しておきます。

野中会長 : 現状では物置になっているのはもったいない気もしますし、一方で制作の場はどうしてもストックするところが必要だということもあるので痛しかゆしですが、今後詳細を検討する中で、図面等が提示される時に、改めて御意見いただければと思います。他に意見はありますか。

小久保委員 : 管理上の考え方の部分ですが、先ほど市直営か業務委託か、指定管理かという話がありました。旧田水山小学校の校舎はしばらく使っていなかった施設で、大規模な改築・改修をするとすると、維持管理の費用は、当初そんなにぴったり算出できないんじゃないかというイメージがあります。維持管理費の積算が難しいと、初年度からの指定管理をしていくのは、少し無理があるんじゃないかと思います。

あくまで一意見ですが、例えば市で直営をして、プラスで業務委託をしながら、基本的な維持管理費用、あるいは使っ

ていきながらの要望がわかっていった段階で金額がしっかり出てきた後に指定管理者の募集をしていく方が、不安は少ないと思います。維持管理費を最初に積算してしまうと後で変更もきかなくなると思うので、予算的な部分を徐々に積み上げていったほうが良いと思います。

また、ネーミングライツとありますが、いわゆる愛称などを募集する考えはあるのでしょうか。

事務局 : 文化芸術創造拠点という名称は、あくまで通称であって、正式名称ではないとは考えています。筑波東中を活用したジオパーク拠点も名称の公募をやっていると伺っていますので、供用開始に向けて準備を進めていく中でネーミングライツの導入や、あるいは市民からの公募なども検討事項には入ってくるのではないかと考えています。

野中会長 : いずれにしても建物とかプロジェクトの愛称があったほうが良いかなと思いますし、どこか外に看板なりサインなりがあれば出てくる必要があるかなと思います。

他に御意見などはよろしいでしょうか。それでは、細かい文字文言については精査していただくとして、今後、事務局の方で、パブリックコメントに向けて準備を進めていただければと思います。

それでは、時間もありますので、続けて報告事項について事務局から説明をお願いします。

<資料No.2-1、2-2 について事務局より説明>

野中会長 ありがとうございました。

説明のあった内容について、質問などありますか。無いようでしたら、本日の議事については、ここで終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

3 その他

<矢口文化芸術課長補佐から第5回審議会の日程調整について>

<日程の調整がつかなかったため、後日事務局と委員で日程を調整>

4 閉会

<矢口文化芸術課長より閉会の宣言>

令和4年度 第4回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和4年(2022年)12月23日(金)

午後1時30分から

場所 つくば市役所コミュニティ棟3階会議室

1 開会

2 議事

審議事項

(1) 諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
報告事項

(1) つくば市文化芸術市民意識調査について

(2) 諮問第2号 「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

3 その他

4 閉会

配布資料

資料No.1-1 「文化芸術創造拠点基本計画」案

資料No.1-2 「文化芸術創造拠点基本計画」案 説明用資料

資料No.2-1 つくば市文化芸術市民意識調査(確定版)

資料No.2-2 諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について



つくば市 文化芸術創造 拠点基本計画 (案)

令和5年(2023年)3月

これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

市長挨拶（予定）

目次

1. 計画の目的	1.3
1.1. 計画の背景と目的	1.3
1.2. 計画の位置付け	1.4
1.2.1. 国の動向	1.5
1.2.2. 茨城県の動向	1.6
1.2.3. つくば市の動向	1.8
2. 現況と課題	2.12
2.1. 敷地・建築物の分析	2.12
2.1.1. 敷地分析	2.12
2.1.2. 建築物分析	2.23
2.1.3. インフラの整備状況	2.27
2.2. つくば市における文化芸術振興の状況	2.31
2.2.1. 文化芸術の取組	2.31
2.2.2. 文化・交流施設の立地状況	2.32
2.2.3. 市民意向の把握	2.33
2.3. 課題の把握と課題への対応	2.37
2.3.1. 課題の把握	2.37
2.3.2. 課題への対応	2.39
3. 基本計画	3.40
3.1. 基本方針	3.40
3.1.1. ビジョン・コンセプト	3.40
3.1.2. 事業方針	3.40
3.2. 導入機能	3.44
3.2.1. 求められる機能等	3.44
3.2.2. 導入機能の検討	3.46
3.3. 計画条件	3.48
3.3.1. 利用者層の想定	3.48
3.3.2. 利用者数の想定	3.48
3.3.3. 法制度の整理	3.52
3.3.4. 導入機能の設定	3.57
3.4. 環境の保全と創出	3.61
3.4.1. 景観の保全	3.61
3.4.2. 既存樹木の活用	3.63
3.4.3. 環境配慮	3.63
3.4.4. 建物の長寿命化	3.64
3.5. インフラ整備の基本方針	3.65
3.5.1. 交通アクセス	3.65

3.5.2. 駐車場・駐輪場	3.66
3.5.3. 上水道	3.67
3.5.4. 下水道	3.67
3.5.5. 空調設備	3.69
3.5.6. 電気・ガス・通信設備	3.69
3.5.7. 防災設備	3.70
3.6. 整備計画	3.70
3.6.1. 整備方針	3.70
3.6.2. 土地利用計画	3.71
3.6.3. 施設利活用計画	3.72
3.7. 基本計画図	3.75
3.7.1. 土地利用計画平面	3.75
3.7.2. 施設利活用計画各階平面図	3.76
3.8. 概算事業費の算出	3.79
3.8.1. 概算事業費	3.79
3.9. 管理運営方法の検討	3.80
3.9.1. 管理運営方法の整理	3.80
3.9.2. 管理運営の考え方	3.81
3.9.3. 概算維持管理費	3.83
3.10. 整備スケジュール	3.83

1. 計画の目的

1.1. 計画の背景と目的

平成 29 年（2017 年）6 月に国の文化芸術基本法が改正され、平成 30 年（2018 年）3 月には文化庁により文化芸術推進基本計画が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められた。それを受け、つくば市ではつくば市文化芸術推進基本計画を平成 31 年（2019 年）3 月に策定し、同計画において、基本的方向 5「文化芸術を实践するまち つくば」の基本施策 9「プラットフォームの形成」における主要施策として「文化芸術創造拠点の形成」が掲げられた。

そこで、文化芸術創造拠点の目指すべき方向性の具体化を図ることを目的とし、令和 3 年（2021 年）9 月に市長から「文化芸術創造拠点の形成」について諮問をし、つくば市文化芸術審議会が開催された。文化芸術審議会においては、文化芸術創造拠点の計画地やその必要性をはじめとし、上位施策であるプラットフォーム形成についても、慎重に調査し審議を行った。

その審議の結論として、「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」こと、「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する」ことの 2 点が令和 4 年（2022 年）3 月に市長に答申された。

本計画は、以上の経緯をもって、旧田水山小学校における「文化芸術創造拠点」について具体化すべく、策定するものである。

1.2. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画」に即して定め、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法や計画との整合性に配慮する。

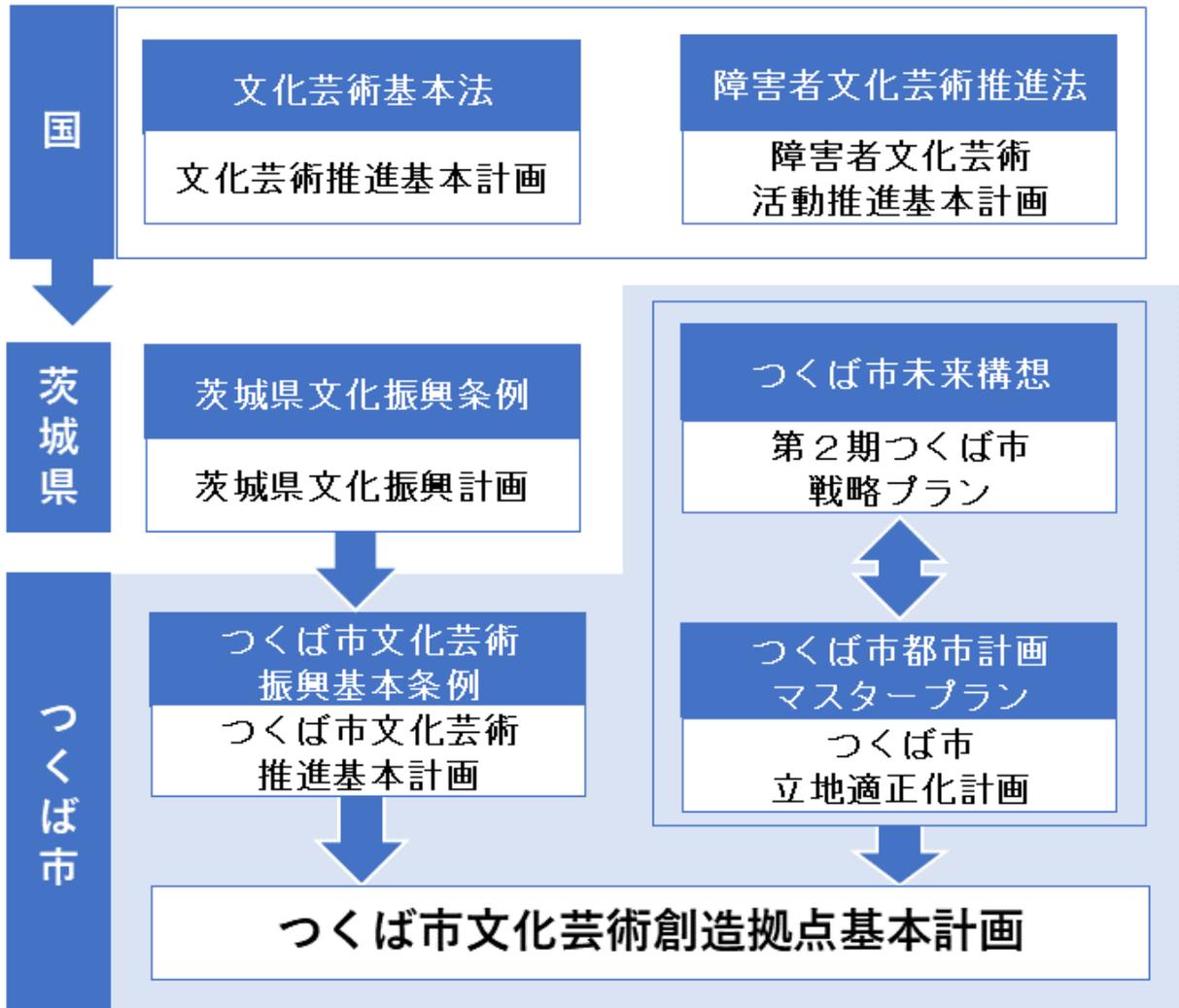


図 1-1 「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の位置付け

1.2.1. 国の動向

(1) 文化芸術基本法・文化芸術推進基本計画（第1期）

国の文化芸術基本法に定められる、文化芸術基本計画の概要は次の表 1-1 のとおりである。また、同計画では、4つの目標と6つの戦略が次のとおり設定されている。

表 1-1 文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

計画	文化芸術推進基本計画
策定年	平成 30 年（2018 年）
目標年次	令和 4 年（2022 年）
目的・趣旨	<p>平成 29 年（2017 年）6 月に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用することが明記されている。</p> <p>また同法制定を受けて平成 30 年（2018 年）3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画（第1期）」では、4つの目標と6つの戦略が掲げられた。</p>

○ 4つの目標

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- ② 創造的で活力ある社会
- ③ 心豊かで多様性のある社会
- ④ 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

○ 6つの戦略

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ② 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③ 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④ 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤ 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- ⑥ 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

(2) 文化芸術推進基本計画（第2期）

国は、第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、新型コロナウイルス感染症の影響による文化芸術をめぐる課題等をふまえ、「文化芸術推進計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、審議を行った。令和4年（2022年）6月28日の文化審議会総会において、文部科学大臣より文化審議会に対して、「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策」について、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策などを踏まえた施策についての検討事項が盛り込まれた。

(3) 障害者文化芸術活動推進基本計画

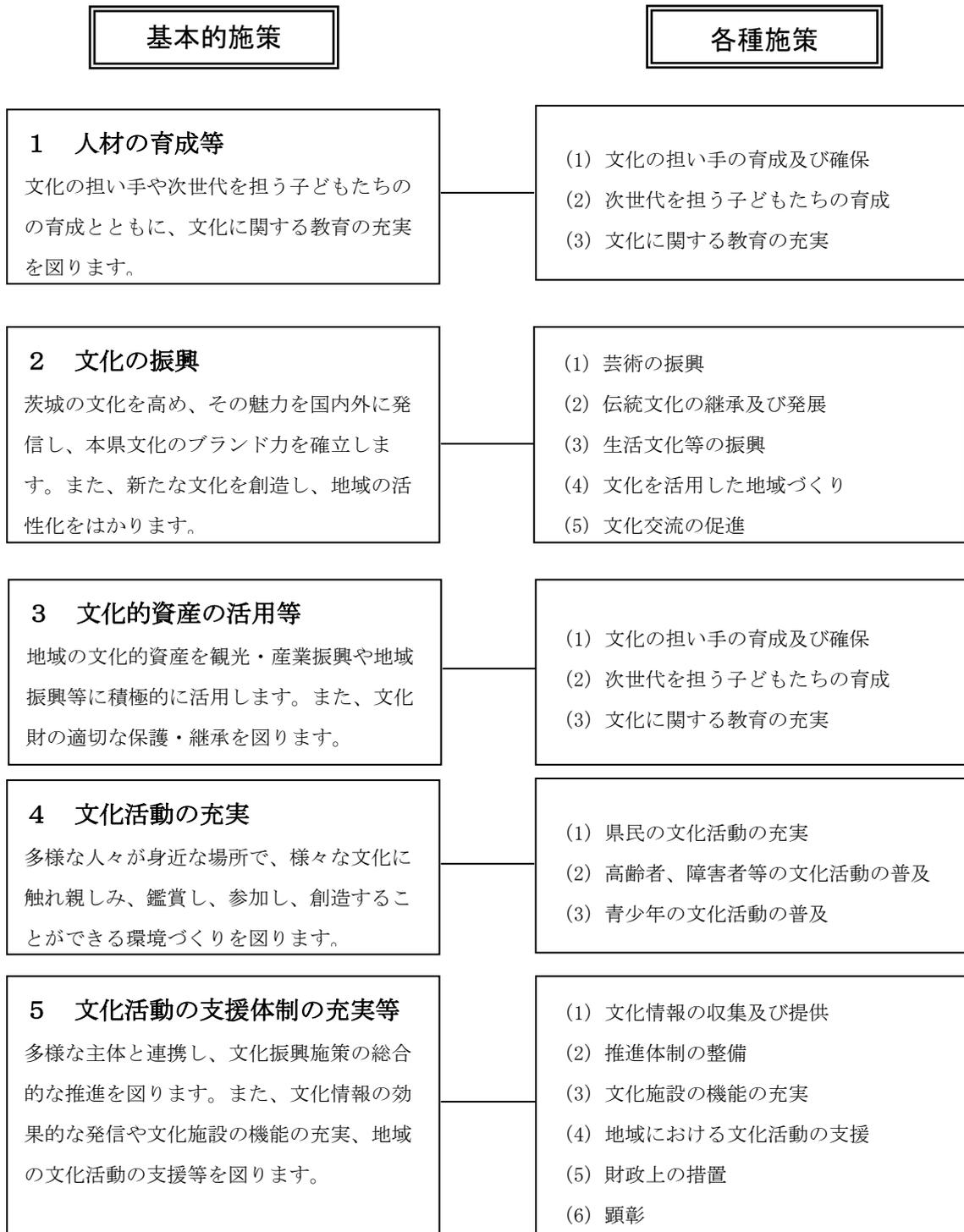
平成30年（2018年）に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立した。同法第7条において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定が明記されており、その趣旨に則り「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定された。基本的な方針と具体的な施策の方向性として、3つの基本的な方針と21の施策の方向性が示されている。

1.2.2. 茨城県の動向

平成28年度（2016年度）から展開される茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン（平成28年度（2017年度）～平成32年度（2021年度））」を補完する計画として「茨城県文化振興計画」を策定し、基本目標と基本的施策がそれぞれ次のとおり示されている。

表 1-2 第2次茨城県文化振興計画の概要

計画	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年	令和4年（2022年）
目標年次	令和7年（2025年）
目的・趣旨	～県民一人ひとりが主役～ 文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」



出典：第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン

図 1-2 文化振興計画の施策体系図

1.2.3. つくば市の動向

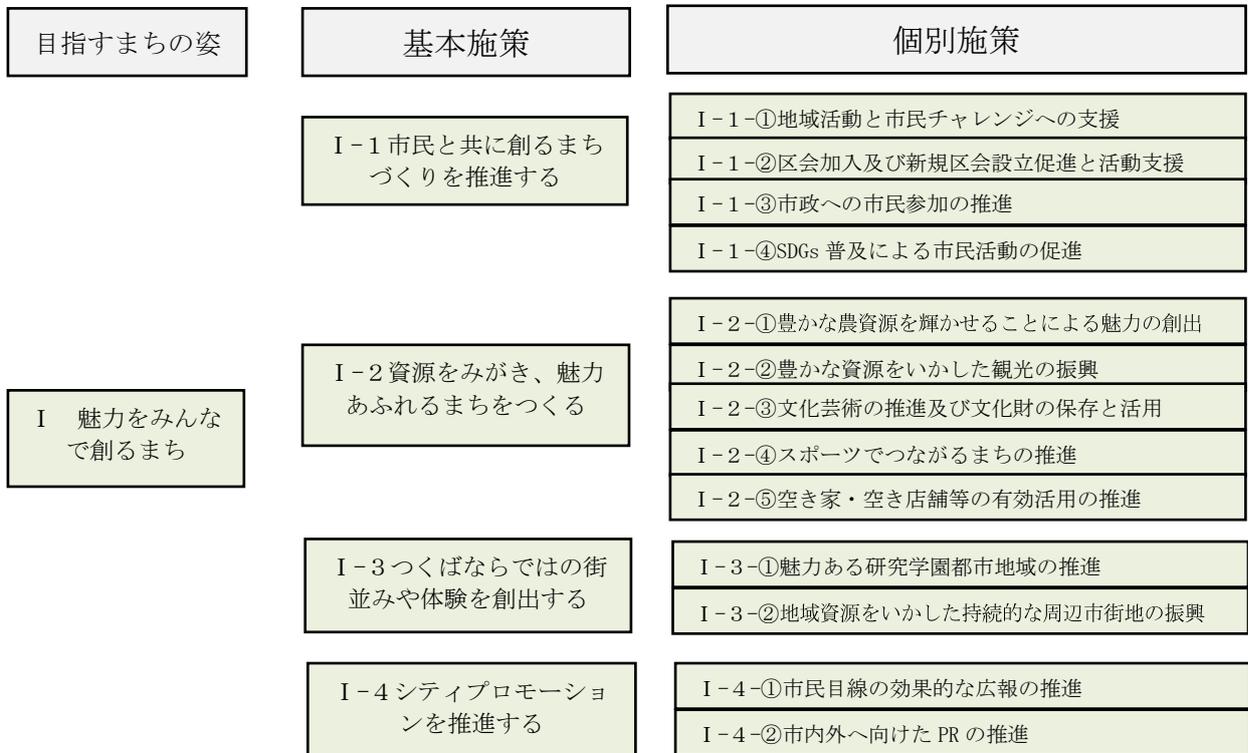
(1) つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン

それぞれの計画の概要は次の表 1-3 のとおりである。

表 1-3 つくば市未来構想・戦略プランの概要

計画	つくば市未来構想	第2期つくば市戦略プラン
策定年	令和2年(2020年)	令和2年(2020年)
目標年次	21世紀半ば	令和6年(2024年)
目的・趣旨	社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指す	市政の中でも特に重点的に取り組む施策に経営資源を配分し、組織横断的に実行するとともに、計画的に進行管理を行う5年間の「戦略プラン」を策定し、効果的・効率的に2030年の未来像の実現に向け取り組む

つくば市が取り組む各分野については、図 1-3 のとおり今後の取組方針や施策の展開内容を記した個別施策を設定している。文化芸術に関する施策は「I-2-③ 文化芸術の推進及び文化財の保存と活用」に位置付けられる。



出典：第2期つくば市戦略プラン

図 1-3 未来構想・戦略プランの構成（一部抜粋）

(2) つくば市立地適正化計画

ア 計画の概要

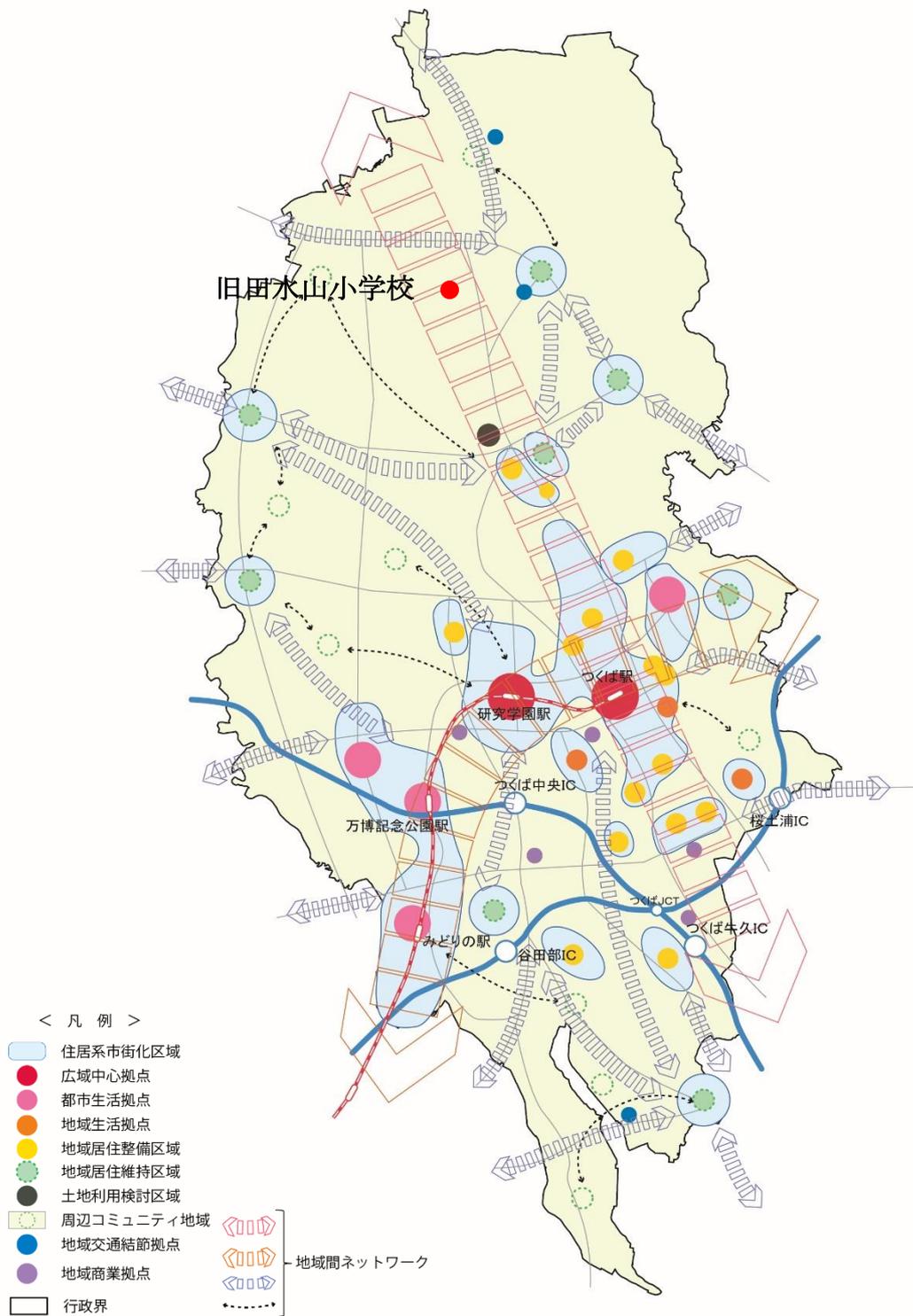
計画の概要は、次の表 1-4 のとおりである。

表 1-4 つくば市立地適正化計画

計画	つくば市立地適正化計画
策定年	平成 30 年 (2018 年)
計画期間	令和 17 年 (2035 年)
基本理念	人と自然・科学が調和した“スマートガーデンシティ” ～みんなでつむぎ、つないでいくまち～
将来都市像	多極ネットワーク型の持続可能でコンパクトな都市
まちづくりの目標	1 広域的な拠点の形成 2 地域の核となる拠点の形成 3 周辺部の集落や団地の地域コミュニティの維持 4 生活を支える主要な公共交通ネットワークの形成

イ 立地適正化計画での位置づけ

立地適正化計画では、まちづくりの目標を実現するために、拠点や区域が設定されており、自然環境や営農環境と調和した住環境や地域コミュニティの維持を図ることとして、旧田水山小学校を含めた周辺部の集落や団地の地域は、「周辺コミュニティ地域」として位置づけられている。



出典：つくば市立地適正計画

図 1-4 将来都市構造のイメージ

(3) つくば市文化芸術基本条例

つくば市は、平成 16 年（2004 年）に「つくば市文化芸術基本条例」を策定した。平成 31 年（2019 年）に、文化芸術基本法第 7 条の 2 の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を定める条例改正を行った。

(4) つくば市文化芸術推進基本計画

つくば市は、平成 31 年（2019 年）「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定し、基本理念、基本的方向などを次のとおり示した。

計画	つくば市文化芸術推進基本計画
策定年	平成 31 年（2019 年）
目標年次	令和 4 年（2022 年）
基本理念	○基本理念：「アートで編む」 文化芸術によって、1 本 1 本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る

表 1-5 つくば市文化芸術推進基本計画 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある街づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

出典：つくば市文化芸術推進基本計画

2. 現況と課題

令和4年（2022年）3月につくば市文化芸術審議会から、「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」こと、「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する」ことの2点が市長に答申された。

以下、同敷地及び建築物について、現況を整理する。

2.1. 敷地・建築物の分析

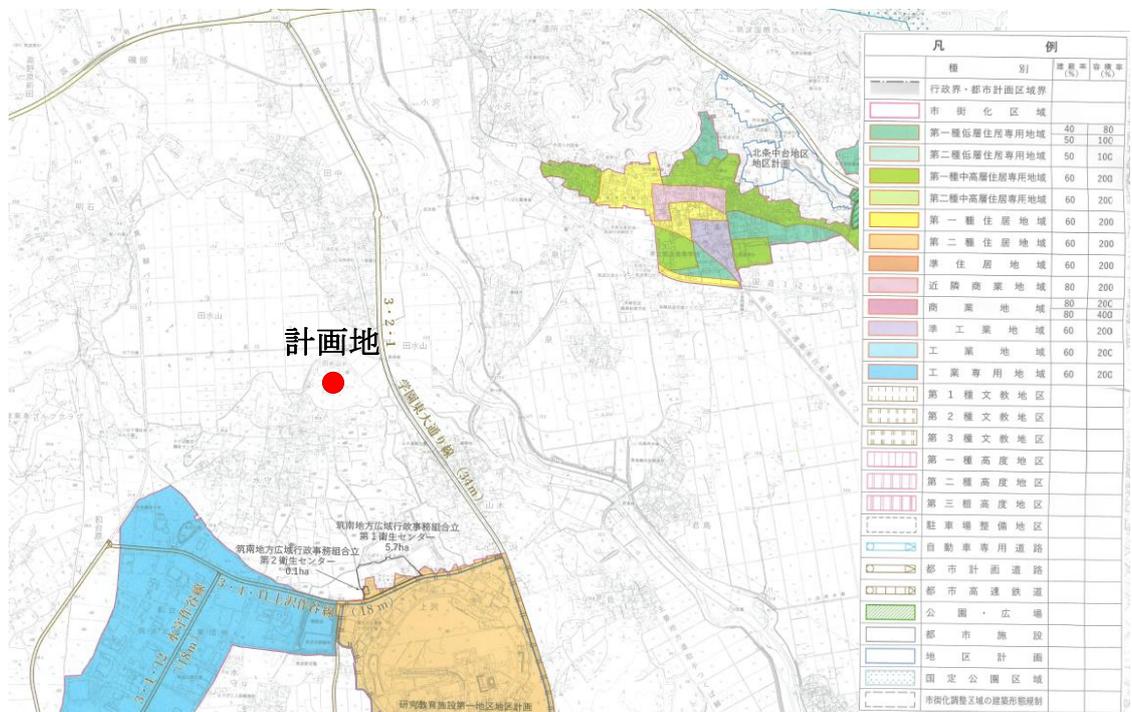
2.1.1. 敷地分析

計画地周辺の敷地等の状況については次のとおりである。

(1) 計画位置

表 2-1 敷地概要

所在地	つくば市水守 620 番地
敷地面積	11,777 m ²
都市計画区域区分	市街化調整区域
用途地域	区域指定の区域外
法定建蔽率	60%
法定容積率	200%



出典：つくば市都市計画図

図 2-1 位置図

(2) 地形

旧田水山小学校は三角州性低地の丘陵部に位置する。

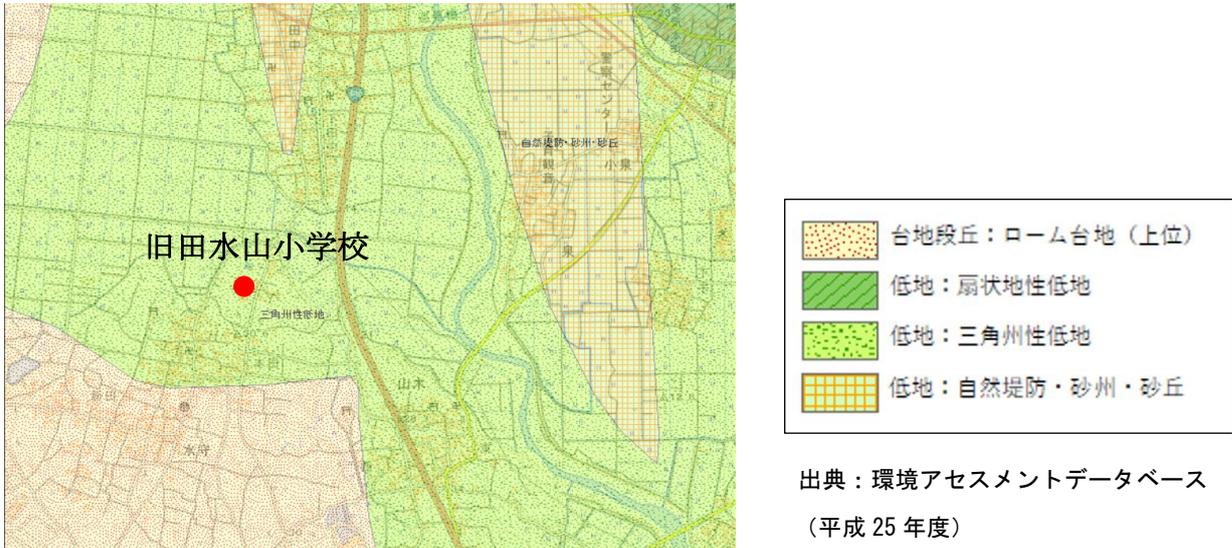


図 2-2 旧田水山小学校周辺地形図

(3) 地盤

計画地周辺は、洪積台地である筑波台地上に位置する。筑波台地は、古東京湾の隆起と海面の低下に伴って形成され、下から砂層、粘土層、火山灰由来の関東ローム層が重なってできている。

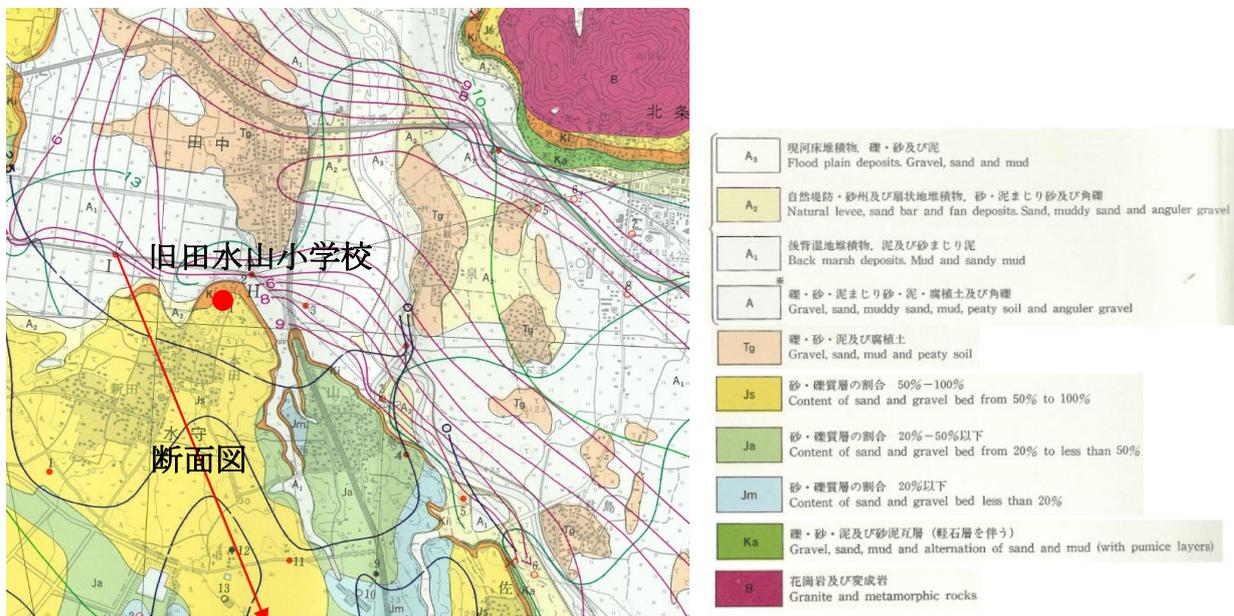
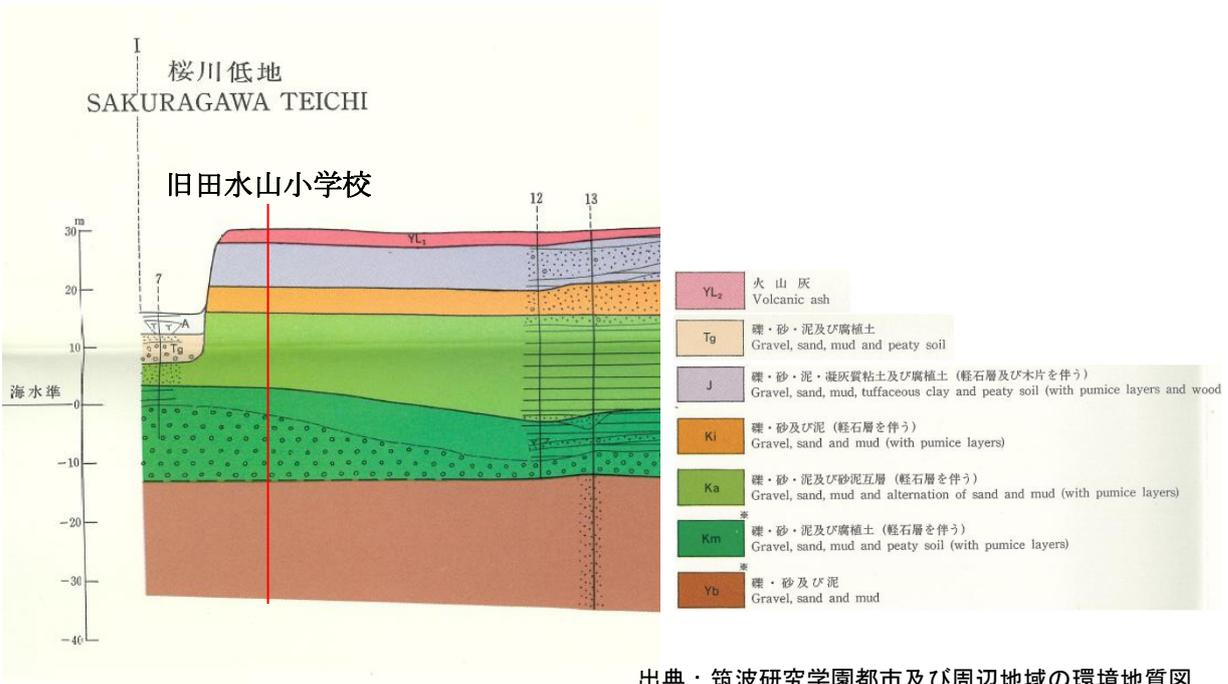


図 2-3 旧田水山小学校周辺地質図

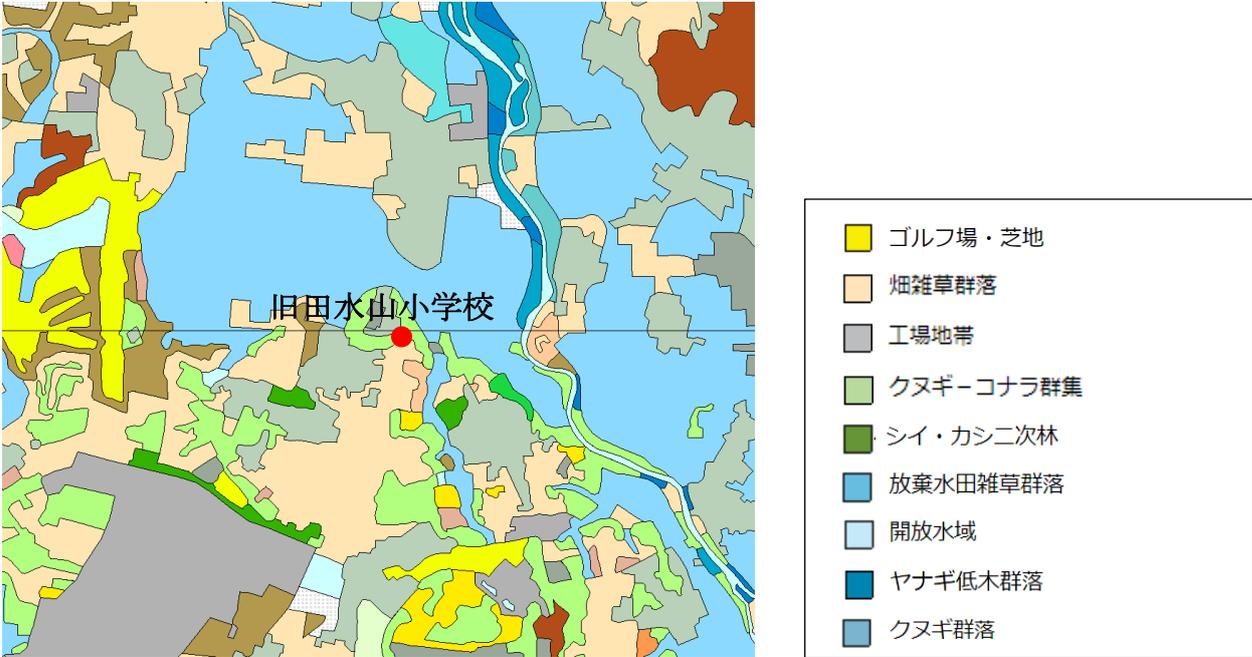


出典：筑波研究学園都市及び周辺地域の環境地質図

図 2-4 旧田水山小学校周辺地質断面図（対象敷地に最も近い I 断面を使用）

(4) 植生

旧田水山小学校周辺の植生は、大部分を「水田雑草群落」が占めている。次いで、「畑雑草群落」、「緑の多い住宅地」である。その他、「工場地帯」、「クヌギーコナラ群集」「ゴルフ場・芝地」も植生している。



出典：環境アセスメントデータベース（令和3年度）

図 2-5 旧田水山小学校周辺植生図

(5) 都市計画

区域区分は市街化調整区域に指定されており、建ぺい率は 60%、容積率は 200%である。

つくば市では、「つくば市都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例」に基づき、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から区域指定制度の運用を開始し、市街化調整区域であっても、区域指定の区域内の土地については、建築物の用途の制限（住宅、店舗等）や敷地の面積要件等に適合すれば、都市計画法の許可を受けることができる。計画地は、区域指定の区域外となる。

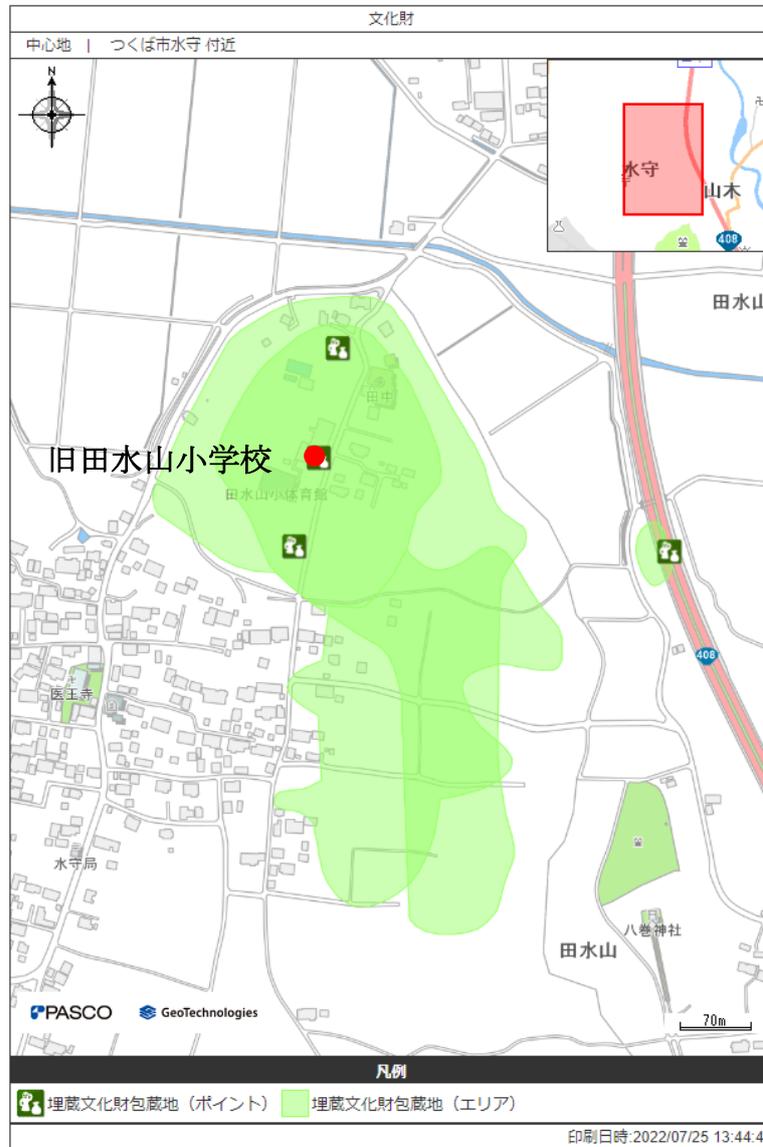
(6) 歴史

昭和 62 年（1987 年）11 月 30 日に筑波郡谷田部町、大穂町、豊里町、新治郡桜村の 3 町 1 村が新設合併し、つくば市が誕生、その後筑波町も合併した。

つくば市立田水山小学校は、茨城県つくば市水守にあった公立小学校であり、明治 10 年（1877 年）に創立、平成 30 年（2018 年）に秀峰筑波義務教育学校の開校に伴い、廃校となった。

(7) 埋蔵文化財の状況

旧田水山小学校及びその周辺は文化財包蔵地（水守城跡）となり、対象範囲での開発事業等実施の際には調査が必要になる。

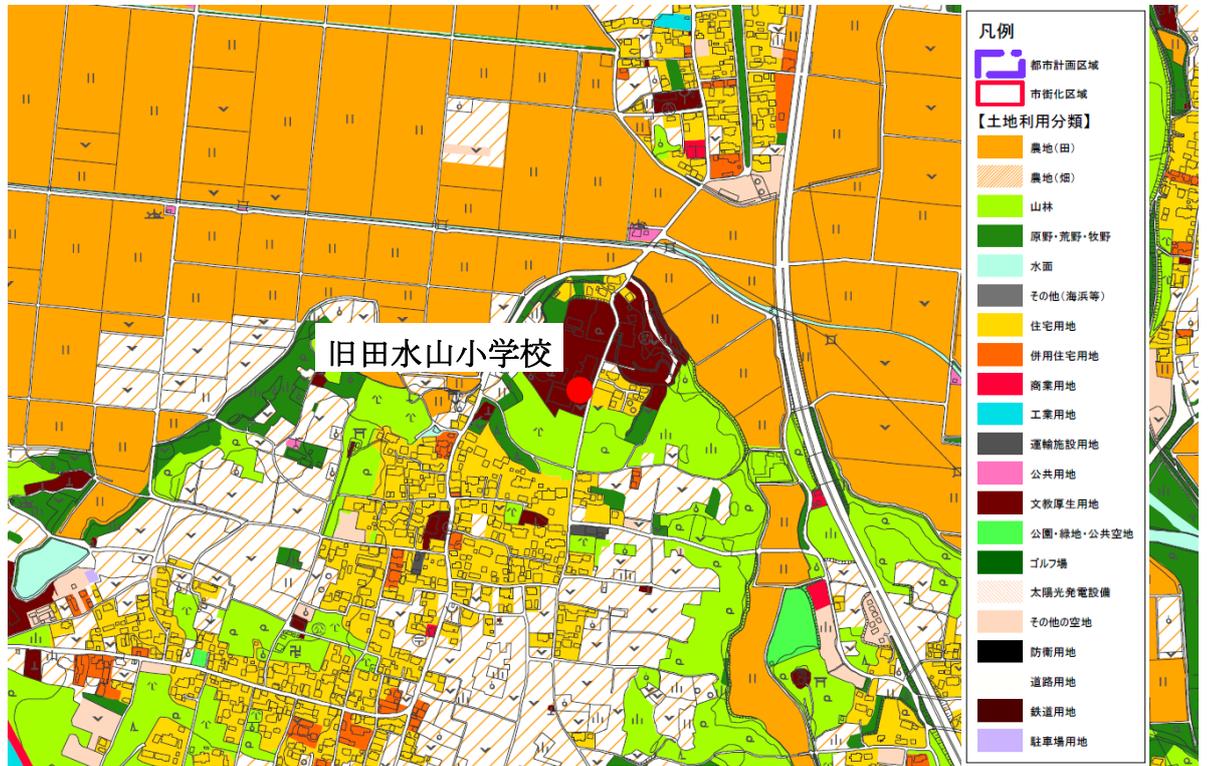


出典：いばらきデジタルマップ

図 2-6 旧田水山小学校周辺文化財埋蔵の現況

(8) 土地利用状況

旧田水山小学校の土地利用は、「文教厚生用地」に該当する。敷地周辺の土地利用は、「農地（田）」、「農地」、「住宅用地」、「山林」等が多いことが分かる。



出典：平成 28 年度都市計画基礎調査

図 2-7 旧田水山小学校周辺土地利用図

(9) 浸水想定区域の状況

旧田水山小学校周辺の田園地域は浸水深 0.5～3.0m 程度が想定されている。



出展：つくば市ハザードマップ

図 2-8 旧田水山小学校周辺浸水想定区域

(10) 防災施設の状況

旧田水山小学校は、地域の指定避難所として指定されている。近隣が浸水想定区域に隣接しているため、避難所として重要な施設である。特に筑波地区では学校の統廃合で公共施設が減っているため、重要度も高い。

(11) 交通アクセス

対象地周辺の主要道路は、都市の骨格を形成している、北側の国道 125 号と東側の国道 408 号である。

対象施設の 600m に、最寄りバス停である関東鉄道パープルバスの南田中停留所がある。下妻駅～田中～筑波記念病院～つくばセンター(TX つくば駅)～学園並木の線路で運行しており、表 2-2 はその時刻表を示している。

表 2-2 関東鉄道パープルバス運行時刻表

【平日】上り						【平日】下り					
下妻駅	南田中	筑波記念病院	筑波大学病院	つくばセンター	学園並木	学園並木	つくばセンター	筑波大学病院	筑波記念病院	南田中	下妻駅
6:00	6:23	6:38	6:44	6:55			8:50	8:55	9:02	9:15	9:47
7:00	7:23	7:43	7:49	8:00	8:20		9:20	9:25	9:32	9:45	10:17
10:02	10:25	10:40	10:46	11:00			10:15	10:20	10:27	10:40	11:12
13:40	14:03	14:18	14:24	14:38			11:15	11:20	11:27	11:40	12:12
15:00	15:23	15:38	15:44	15:58			14:55	15:00	15:07	15:20	15:52
16:30	16:53	17:08	17:14	17:28		16:25	16:43	16:48	16:55	17:08	17:40
17:30	17:53	18:08	18:14	18:28			17:43	17:48	17:55	18:08	18:40
						18:55	19:13	19:18	19:25	19:38	20:05
【土日祝日】上り						【土日祝日】下り					
下妻駅	南田中	筑波記念病院	筑波大学病院	つくばセンター	学園並木	学園並木	つくばセンター	筑波大学病院	筑波記念病院	南田中	下妻駅
7:00	7:23	7:38	7:44	7:55	8:15		8:50	8:55	9:02	9:15	9:47
10:02	10:25	10:40	10:46	11:00			11:15	11:20	11:27	11:40	12:12
14:15	14:38	14:53	14:59	15:13			15:35	15:40	15:47	16:00	16:32
16:30	16:53	17:08	17:14	17:28			17:43	17:48	17:55	18:08	18:40

出典：関鉄パープルバス時刻表

つくば市が運営するコミュニティバス「つくバス」の路線の中では、北部シャトルルートが計画地に一番近い経路をとり、バス停まで約 1.2km の距離がある。

また、つくば市が提供する乗合タクシー「つくタク」の停留所が計画地近くに設置されており、事前に予約をすれば利用可能（平日のみ）。

位置を整理すると、次の図 2-9、図 2-10 のとおりである。

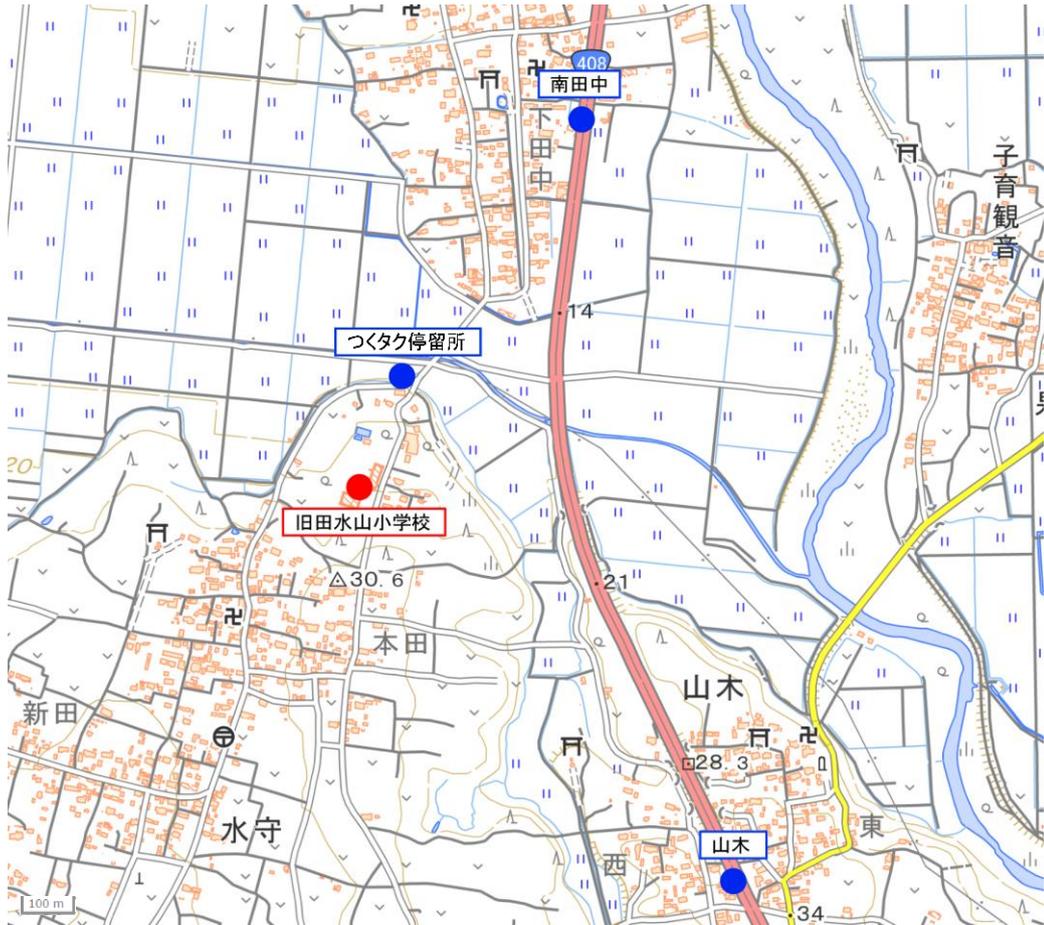


図 2-9 計画地付近のバス停位置



図 2-10 計画地付近の駅

計画地近隣の駅やバス停との距離について整理すると、表 2-3 のとおりとなる。

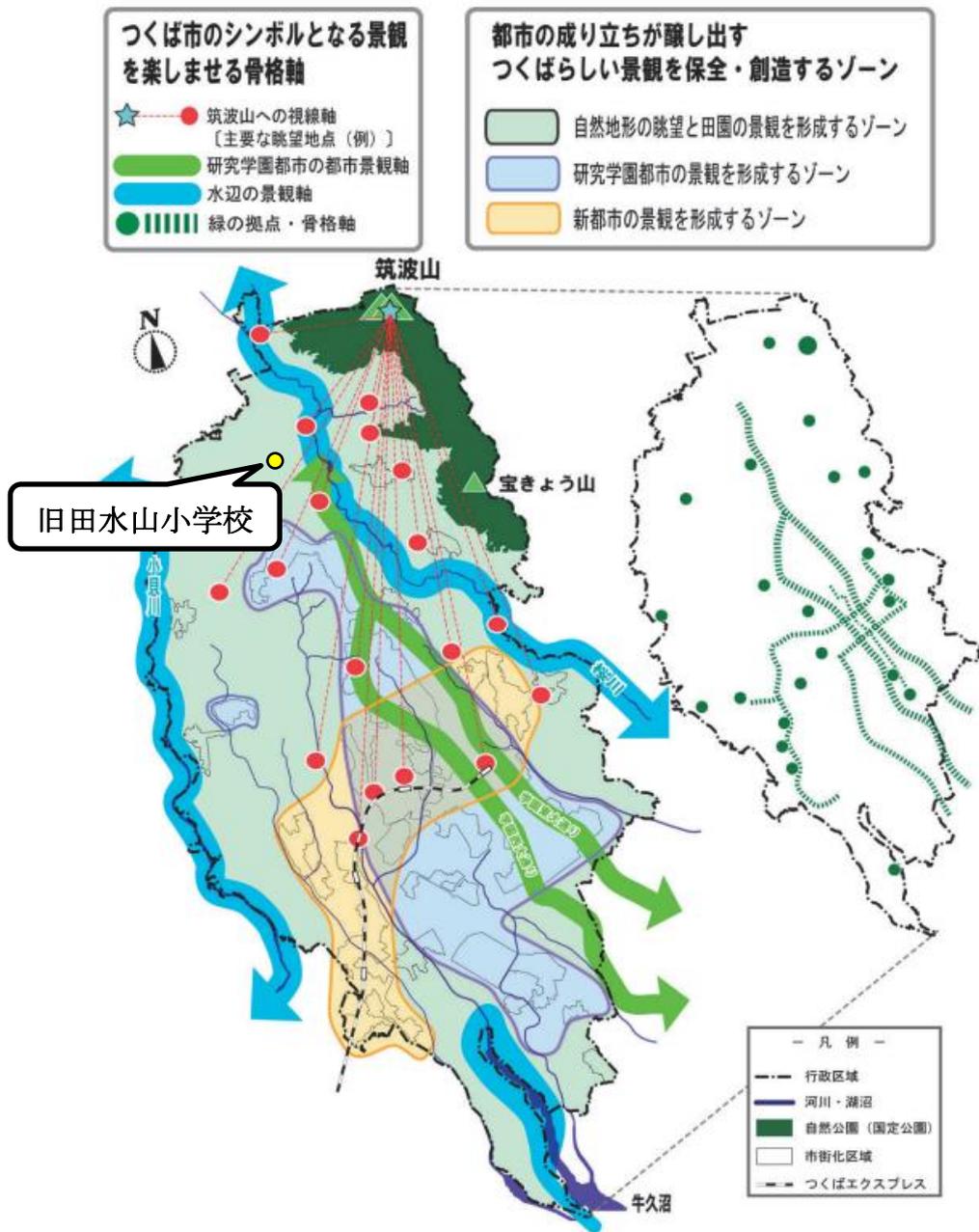
表 2-3 各目的地への所要時間

駅・バス停	距離	所要時間			
		自動車	バス	自転車	徒歩
南田中	約 0.6km	—	—	約 3分	約 8分
山木	約 1.2km	—	—	約 6分	約 16分
下妻駅	約 11.4 km	約 20分	約 40分	約 45分	約 2時間 15分
TX つくば駅	約 11.9 km	約 20分	約 34分	約 49分	約 2時間 25分
土浦駅	約 18.8 km	約 34分	約 54分	約 1時間 14分	約 3時間 41分

出典：google map より整理

最も利便性の高い移動手段は自動車であり、施設の集客力を向上させるため、駐車台数の確保が必要である。また、周辺施設への移動手段確保のため駐輪場の設置も必要である。

(12) 景観



出典：つくば市景観計画

図 2-11 つくば市の景観構造

旧田水山小学校は自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーンと水辺の景観軸周辺に位置する。

2.1.2. 建築物分析

計画地の建築物現況について次のとおり整理する。

(1) 教室棟

表 2-4 教室棟概要

建物名称	田水山小学校
建築主	つくば市
竣工年月	平成7年(1995年)2月
設計者(竣工時)	株式会社プランスタッフオフィス
施工者(竣工時)	北条工業有限会社
建築面積	1001.76 m ²
延床面積	2,510 m ²
階数	地上3階
建築の構造	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	軒高15m、1階:3.95m、2階:3.95m、3階:3.85m
耐震性能	新耐震

(2) 屋内運動場

表 2-5 屋内運動場概要

建物名称	筑波勤労者体育センター
建築主	つくば市
竣工年月	昭和57年(1982年)2月
設計者(竣工時)	日新設計株式会社
施工者(竣工時)	佐藤工業株式会社
建築面積	930.37 m ²
延床面積	845.72 m ²
階数	地上2階
建築の構造	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	軒高7.85m、最高高10.365m
耐震性能	新耐震

(3) 建築物の外壁調査及び配管劣化診断

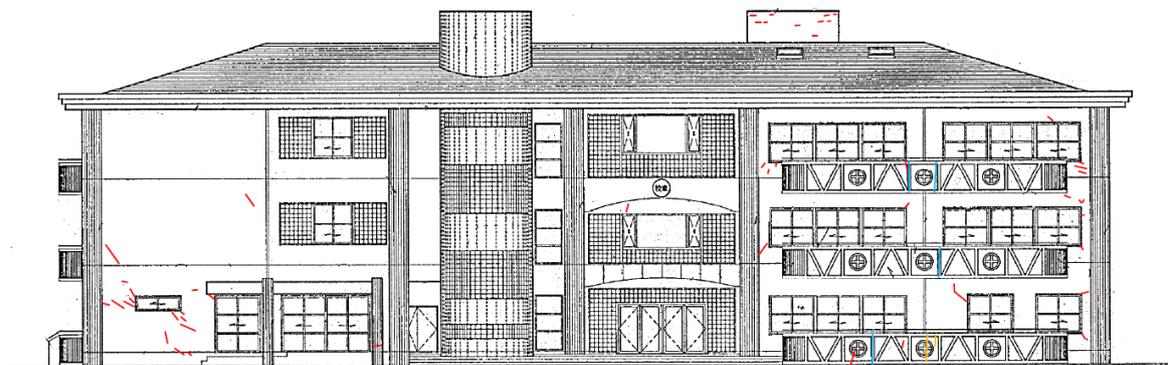
旧田水山小学校の改修工事を実施するにあたり、令和4年（2022年）7月、外壁と配管の劣化状況を確認し、今後の改修工事の検討及び計画に資する資料を得ることを目的とし、調査を実施した。

ア 外観劣化調査の結果

調査の結果、南面にタイルの浮きが目立ったほか、南面内側の絵付きタイルにおいて、広範囲の浮きが確認された。

ひび割れに関しては、建物の各階で生じており、バルコニー腰壁内側では、経年による劣化と思われる縦方向のひび割れが多く見られた。また、西面2階バルコニー腰壁では、鉄筋が露出している場所もあった。

建物躯体の損傷は見受けられなかったため、大規模改修は必要ないが、塗装修繕やタイルの部分張替等の改修が必要である。



東面劣化位置図

- 凡例—
- : ひび割れの範囲を示す
 - : タイルの浮きの範囲を示す
 - : 腰壁内側のひび割れを示す



西面劣化位置図

- 凡例—
- : ひび割れの範囲を示す
 - : タイルの浮きの範囲を示す
 - : 腰壁内側のひび割れを示す



図 2-12 外壁劣化位置図

イ 配管劣化調査の結果

調査の結果、給水管は特に顕著な劣化は確認されなかったことから、残存寿命予測値が10年以上となり、継続使用が可能と考えられる。汚水管及び雑排水管は口径に対して5%～15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、残存寿命予測値が7年以上10年未満となり、継続使用が可能と考えられる。

表 2-6 配管劣化調査の総合所見

調査対象		観察事項・調査方法	総合評価	所見
給水管	枝管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	… 1	硬質塩化ビニルライニング鋼管が使用されており、調査の結果、継手接続部に軽微な発錆が認められる程度であり、特に顕著な劣化は確認されなかったことから、継続使用は可能と考えられる。
汚水管	横引管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	… 2	耐火二層管が使用されており、調査の結果、口径に対して5%未満～15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、継続使用は可能と考えられる。
雑排水管	横引管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	… 2	耐火二層管が使用されており、調査の結果、口径に対して5%未満～15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、継続使用は可能と考えられる。

■ 総合評価基準
 1：将来的な対応
 2：7～10年以内に対応
 3：3～7年以内に対応
 4：早急に対応

(4) バリアフリー対応状況

ア 段差

教室棟の主な出入り口となる昇降口付近は階段となり、スロープの整備等を通じて段差解消の対応が必要である。また、教室棟内にはエレベーターがない。体育館も、入口に段差があり、車椅子利用者も乗入れできるよう改修が必要である。

イ トイレ

現状、施設内には車椅子利用者が利用できる多機能トイレはない。また、小学生用のトイレは一般用トイレに整備し、トイレの便器を洋式化する必要がある。

2.1.3. インフラの整備状況

(1) 道路

対象施設周辺の認定道路は下に示す。敷地は 1-4611 号線（幅員約 5m）及び 1-4637 号線と接道している。

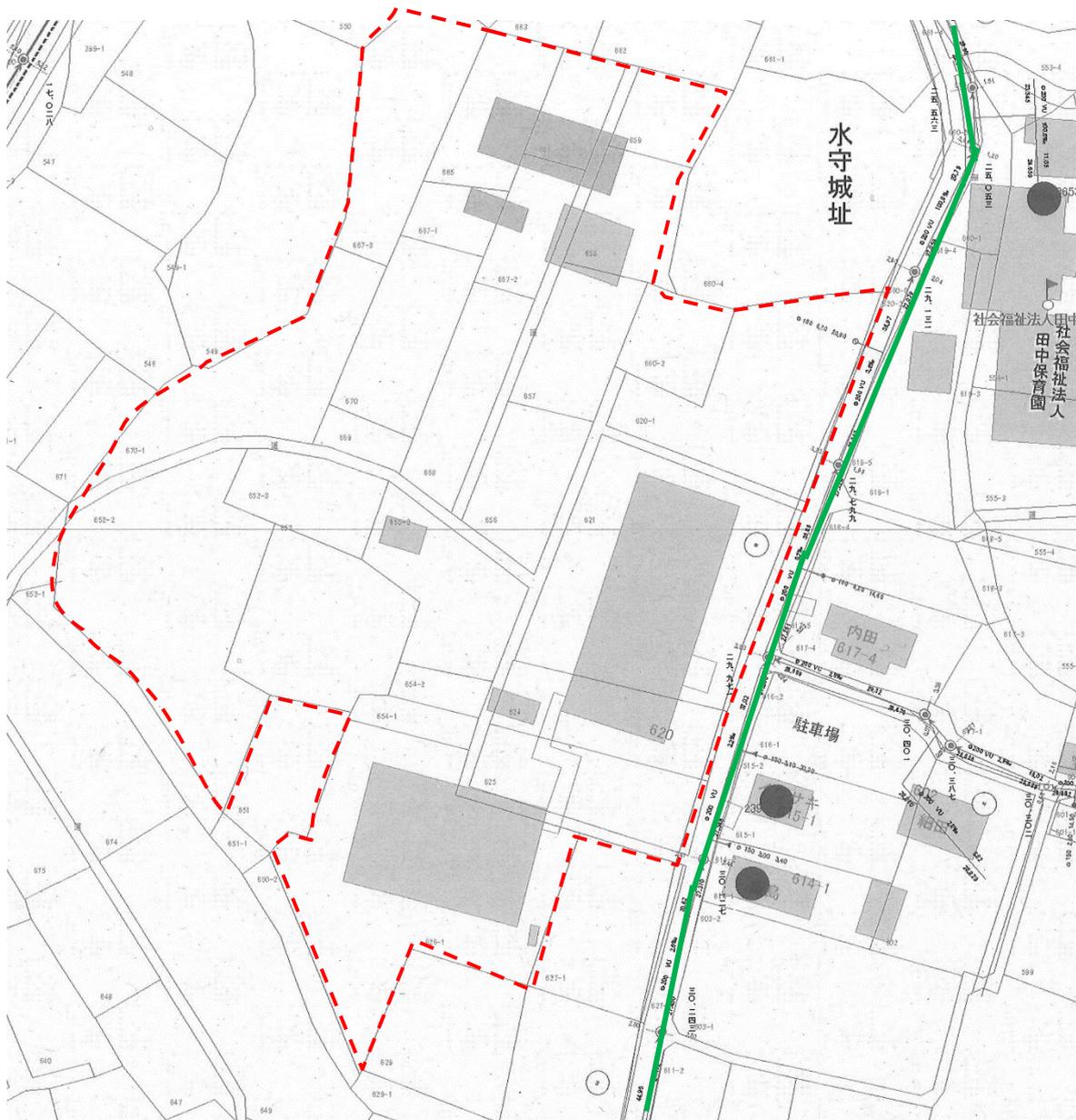


出典：つくば市 都市計画マップ

図 2-13 敷地周辺の認定道路

(2) 上水道

上水道は敷地東側の市道 1-4611 号線に、上水道が整備されている。

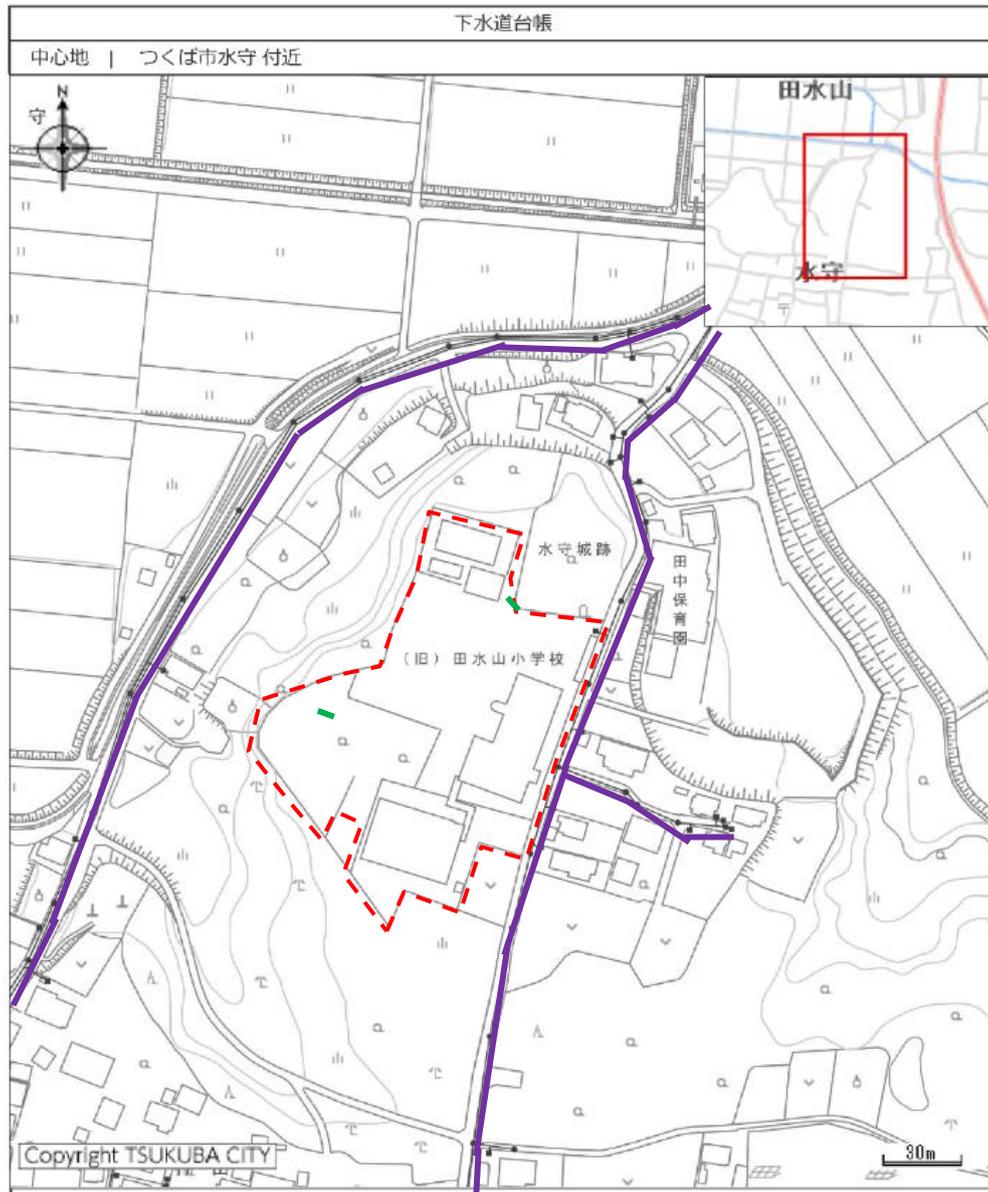


出展：つくば市上下水道台帳

図 2-14 インフラ現況図・上水道

(3) 下水道

汚水排水は市道 1-4611 号線に整備されている。雨水排水は敷地内地下浸透等により整備されている。



出典：つくば市 都市計画マップ

図 2-15 インフラ現況図・汚水

(4) 電気・通信施設

敷地内に電柱の存在が確認でき、屋外にキュービクルが設置されている。

現状は容量 75kva の変圧器 2 台が設置されており、空調設備等を新しく整備する場合、キュービクル容量を増設する必要がある。

また、対象地は NTT 東日本のフレッツ光の提供エリア内である。学校として使用していた時期には光回線を使用しており、設備自体は残存しているため、再契約をすることにより使用可能と思われる。



図 2-16 インフラ現況図・電気通信

(5) ガス

対象地は都市ガスの供給エリア外となる。

2.2. つくば市における文化芸術振興の状況

2.2.1. 文化芸術の取組

(1) つくば市文化芸術推進基本計画

本市における文化芸術の取組はP. 1. 11、表 1-5 に掲げるとおり、5つの基本的方向と11の基本施策で構成される。

(2) 文化芸術創造拠点の位置付け

文化芸術創造拠点とは、地域の文化資源を活用し、新たな価値を創出することで、地域活性化に貢献する施設であり、「つくば市文化芸術推進基本計画」の中の基本施策「プラットフォームの形成」の中に位置づけられる。

文化芸術創造拠点はプラットフォーム形成に係る取組を集約し、体现した施設として、プラットフォーム形成におけるあらゆる機能の基軸となる。しかし、プラットフォーム形成に係る全ての取組を文化芸術創造拠点で完結させず、出会いやつながりを創出する拠点となることを目指す。

なお、プラットフォームに求められる機能としては、次の表 2-7 のとおりである。

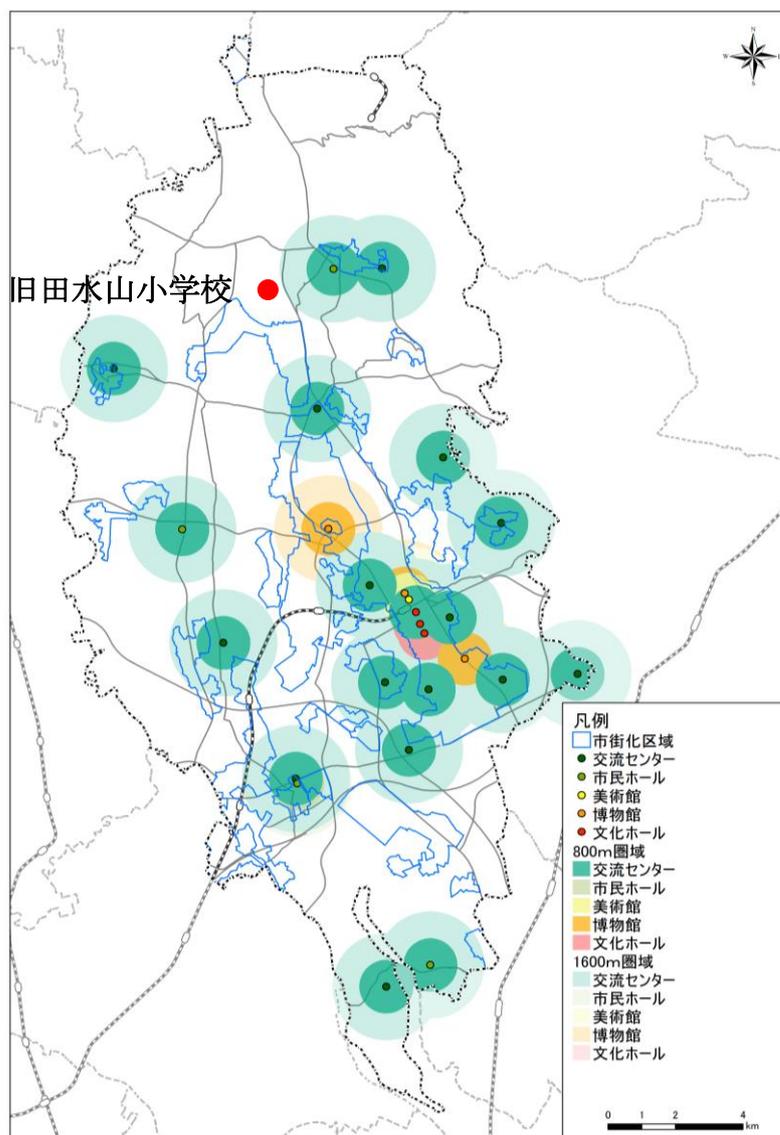
表 2-7 プラットフォームに求められる機能

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の各種機関等との連携によるネットワークの構築
市内にある文化芸術団体、文化芸術施設、研究所や教育機関等に働きかけ、分野の垣根を越えた連携によるネットワークを構築する。 ・ アーティスト及び市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート機能
構築したネットワークをいかに、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人に、人、モノ、情報などの提供をする。また、地域の文化芸術資源を結びつける事業などを行う。 ・ 文化芸術に携わる人材への支援・育成機能
文化芸術活動を主体的に展開できる人材（する人、見る人、支える人等）の支援制度を構築し、育成を推進する。 ・ 市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイブ構築
市が関連する文化芸術に関する様々な活動、情報、作品等の発信をするとともに、それらの記録を集約し、誰でも自由に閲覧できるようにする。 ・ 文化芸術をする・見る・支える場の提供
文化芸術に携わる（する・見る・支える）人たちのために、文化芸術創造拠点の形成を図る。 |
|--|

「文化芸術創造拠点の形成」を他の施策に先んじて進めることで、他の施策をアピールする場となると同時に、文化芸術創造拠点を基軸として、上位施策である「プラットフォームの形成」及び「文化芸術を实践するまち つくば」の効果が他の施策にも効果を波及していくことにより、“つくば独自の文化芸術”を創造・推進する一助とする。

2.2.2. 文化・交流施設の立地状況

つくば市内の文化・交流施設は、地域交流センター等が 19 か所、美術館・博物館が 4 か所、文化ホール等が 7 か所立地している。計画地が位置するのは、現在立地している施設のいずれからも 1.6km 圏域外となっている。



出展：つくば市立地適正化計画

図 2-17 文化交流施設の立地

2.2.3. 市民意向の把握

(1) 令和4年（2022年）度市民意識アンケート

つくば市では、市の現状やまちづくりの取組に対する満足度、及び市が進める主要な施策に対する意見聴取のため、市民意識調査を実施している。令和4年（2022年）8月に実施した「令和4年（2022年）度つくば市民意識アンケート」の結果によると、「つくば市の魅力」と、「文化芸術の振興に関する満足度」は、それぞれ次のとおりである。

ア つくば市の魅力

「あなたが、市外の友人に紹介したい（自慢したい）と思うつくば市の魅力は何ですか。」という質問項目に対して、「1 自然（筑波山、宝篋山、牛久沼など）」及び「2 科学（研究学園都市、研究機関の見学施設など）」について、「自慢したい・どちらかという自慢したい」という回答がそれぞれ8割以上となっている。

イ 「文化・芸術の振興」に対する満足度

「あなたは、ふだんの生活の中で、次の1)～42)の項目について、どの程度満足していますか。」という質問項目に対して、「17)文化・芸術の振興」について、肯定的な「満足」「どちらかといえば満足」の合計と、「わからない」と回答した割合がそれぞれ約4割となっている。

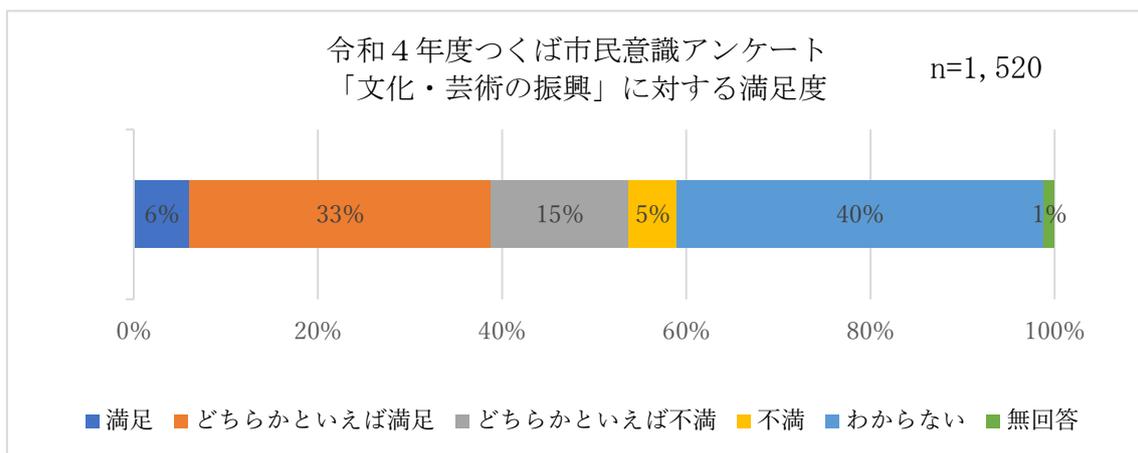


図 2-18 令和4年度つくば市民意識アンケート「文化・芸術の振興」に対する満足度

(2) 文化芸術市民意識調査

平成30年（2018年）に実施された文化芸術市民意識調査の中で、「文化芸

術の満足度」「つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと」は、次のように評価されている。

ア 文化芸術の満足度

「文化芸術に関する人材育成」「伝統的な文化芸術の保存・活動がされている」「それぞれの文化芸術活動が連携している」について、「非常に満足」「やや満足」との肯定的な回答がそれぞれ2割未満となっており、他の回答項目と比較しても低くなっている。また、「わからない」との回答も、それぞれ6割を超えている。

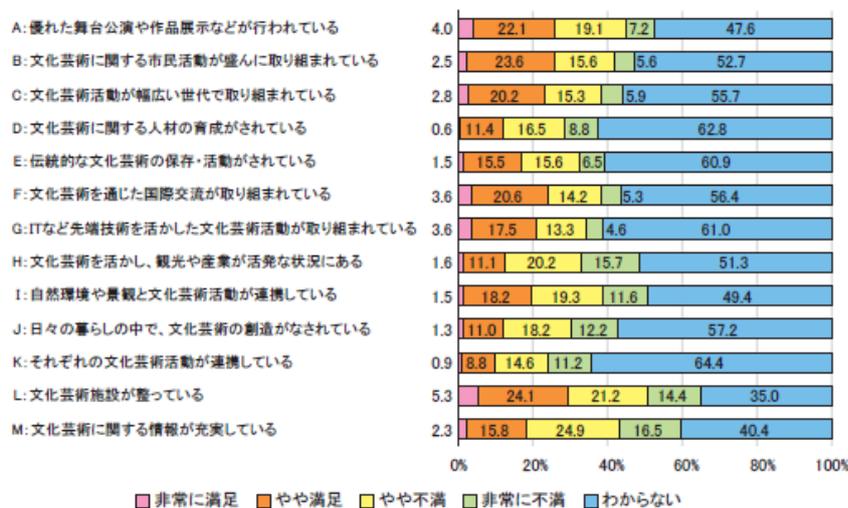


図 2-19 文化芸術の満足度

イ つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと

「文化芸術施設が整っている」こと、「文化芸術に関する情報が充実している」ことについて、「非常に重要」「やや重要」の回答率合計が、それぞれ7割を超えている。

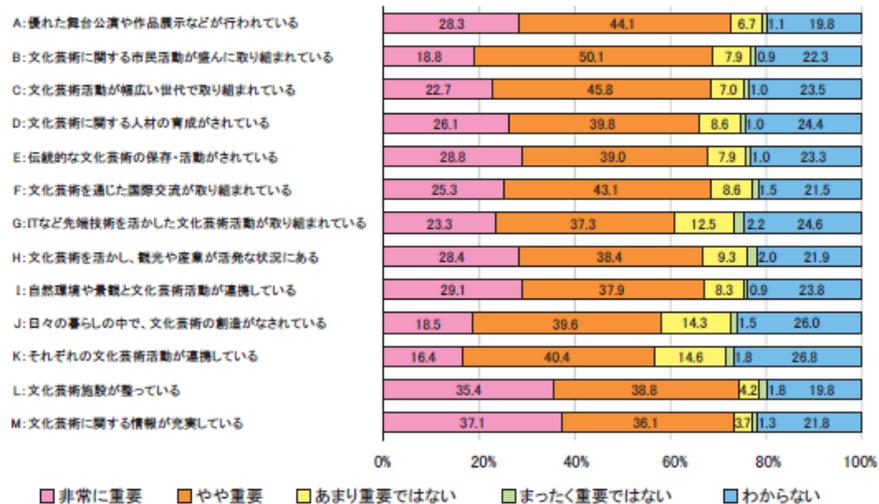


図 2-20 つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと

(3) 文化芸術審議会からの要望

令和4年(2022年)3月22日付けで提出された答申書・意見書による意見・要望をまとめると次のとおりである。

- ① 自然豊かな景観(筑波山及び筑波山麓)の確保
- ② 市民、主に地域住民との協働(地域住民への説明、希望の聴取、すり合わせの実施)
- ③ 交通アクセスの検討
- ④ 社会経済情勢の変化や、日々成長する文化芸術に対応するための、中・長期的計画の策定
- ⑤ 集約した様々な人や団体等の意見の、文化芸術創造拠点基本計画への反映
- ⑥ 施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材の育成
- ⑦ 文化芸術に関する資源をコーディネートする人材、文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置
- ⑧ 市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携を密にし、それぞれが担う役割、責任、取組等の検討

(4) 地域住民の要望

旧田水山小学校周辺の区長（上田中、下田中、水守、山木）と、田水山小学校跡地利活用推進協議会へ利活用について説明を行うとともに、「旧田水山小学校利活用に関する意見交換会」を開催し、計画地周辺住民の意見・要望について、次のとおり聴取した。

- ① 地域の人が使える場所としての整備
- ② 建物全体の清掃・修繕
- ③ 体育館の床や雨漏り箇所の修繕
- ④ 文化芸術事業を実施し、人の交流などのにぎわいを創出
- ⑤ グラウンドの整備

2.3. 課題の把握と課題への対応

2.3.1. 課題の把握

現況の整理において検討した、計画地の敷地・建築物の分析、本市における文化芸術振興の状況から見えてきた課題を、計画地の施設における課題（ハード面）と、文化芸術創造拠点の機能における課題（ソフト面）にそれぞれ整理する。

(1) 計画地の施設における課題（ハード面）

敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波山及び筑波山麓を眺望できる場所が限られている。 ・過去の敷地測量の資料が残っていない。 ・施設の立地条件を考慮し、駐車場・駐輪場スペースを確保する必要がある。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体が経年劣化により使用に支障がある。 ・地域の人が自由に使えるスペースが必要とされる。 ・校舎を避難場所として使用を可能にするため、空調など各種設備の整備を検討する必要がある。 ・不特定多数の利用者の出入りを考慮した、機能拡充に伴うインフラ容量を確保する必要がある。 ・各種関連法令に適合した改修内容を検討する必要がある。 ・多世代が自由に利用するためのバリアフリー化に対応する必要がある。

(2) 文化芸術創造拠点の機能における課題（ソフト面）

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・“自然”と“科学”といった資源を活用した、“つくば独自の文化芸術”を創出できる仕組みが必要である。 ・施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材が不足している。 ・文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材が不足している。 ・計画地の地域住民が参画できる事業が不足している。 ・多くの人々が来場するイベント等の事業が不足している。 ・市が関連する文化芸術の情報の周知が難しい。 ・つくば市内の文化芸術に関する記録等を蓄積し、誰もが閲覧可能にしていく必要がある。
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の地域住民や市民をはじめとした様々な人や、文化芸術に携わる団体等の要望を把握する必要がある。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供をする仕組みがない。 ・市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携ができていない。

2.3.2. 課題への対応

前項における課題をもとに、計画地の施設（ハード面）と、文化芸術創造拠点の機能（ソフト面）における対応策をそれぞれ整理する。

(1) 計画地の施設における対応策（ハード面）

敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観を意識した設計 ・敷地境界の確定 ・駐車場・駐輪場のスペースの確保
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体の改修・修繕 ・地域利用スペースの整備 ・校舎を避難所として利用可能となるように整備 ・建物の長寿命化の検討 ・電気設備・給排水設備等のインフラ容量の確保 ・バリアフリー法等、各種法令に対応した施設整備

(2) 文化芸術創造拠点の機能に求められるもの

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市の文化芸術資源をいかした事業の推進 ・文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置 ・地域住民も参画できる事業や、広い地域から集客できる事業の実施 ・つくば市内の文化芸術に関する記録のアーカイヴ構築・公開
市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地の地域住民などの市民や、文化芸術に携わる団体等の意見の収集
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供 ・市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化 ・文化芸術団体、文化芸術施設、研究所、教育機関等、各種機関との連携ネットワークの構築

3. 基本計画

計画の目的及び現況と課題において整理した内容を踏まえ、文化芸術創造拠点としての基本的な事業の方向性と、施設整備の方向性をそれぞれ整理する。

3.1. 基本方針

3.1.1. ビジョン・コンセプト

旧田水山小学校を「文化芸術創造拠点」として活用していくにあたり、ビジョンとコンセプトは次のとおり設定する。

表 3-1 文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト

<p>○ビジョン（展望）：アートで編む（つくば市文化芸術推進基本計画より） 市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。</p> <p>○コンセプト（行動原理）：出会う・つながる・創造する あらゆる人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術が生まれていくことを期待する。</p>

3.1.2. 事業方針

(1) 事業方針

ア ターゲット

つくば市民を中心として、アーティストをはじめとした文化芸術活動をする者、市内の教育・研究・産業など、地域の文化資源を形づくる人・モノを主な対象とする。

イ 中心的要素

令和3年度市民意識調査において、「市の魅力として市外の人に自慢したいこと」として、つくば市の“自然”と“科学”について肯定的な意見がそれぞれ8割以上となっていることから、市民が考える「つくばらしさ」は多種多様なものが含まれていることが考えられる。

多種多様な要素を結びつけるひとつの手段として文化芸術を据え、文化芸術創造拠点を中心として、文化芸術の“スタートアップ”を推進していく事業を展開する。

ウ 具体的な活用方法

計画地の施設における課題、文化芸術創造拠点の機能における課題と、その対応を踏まえ、文化芸術創造拠点の基本施策を次の3点とし、それぞれに紐づく具体的な取り組みは次の図 3-1 のとおりとする。

- ① 文化芸術活動の支援
- ② 文化芸術活動に触れる機会の創出
- ③ 市民に開かれた交流の場の形成。

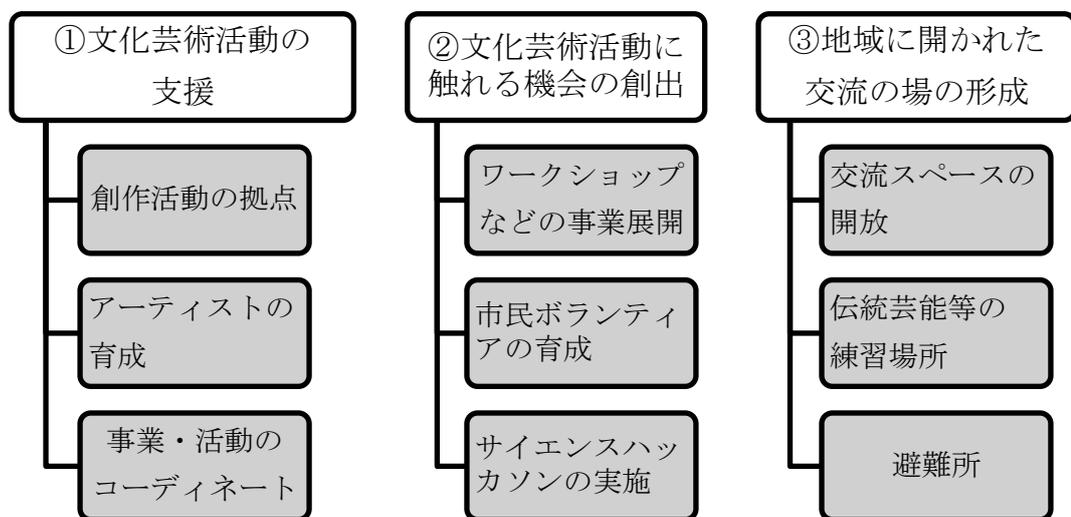


図 3-1 具体的な活用方法

(2) 中長期の事業展開

供用開始を始期とし、初期、中期、長期に段階分けして事業を展開し、段階的に拡大していく。

ア 初期（1年目）：市内の芸術活動を支える交流の場の形成

- ① ワークショップなどの集客イベントを中心に事業を行い、施設の認知度向上を図るとともに、稼働率を上げる。
- ② 創作・発表を行える場として、施設を開放する。
- ③ 地域の人が利用できるスペースとして開放する。
- ④ 市内在住のアーティストや芸術を学ぶ学生とつながる。
- ⑤ 人材育成を目的として、専門職を雇用する。
- ⑥ 市内の文化芸術団体や企業、研究機関などとのネットワークを構築する。

- イ 中期（2～5年目）：次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場の形成**
- ① 文化芸術のコーディネート・マネジメントができる人材を育成し、配置する。
 - ② アーティストとつくばの文化資源を結び付ける（コーディネート・マネジメントする）ことで、自身の活動に活かす経験と機会を創出する。
 - ③ アーティストの経験の場としてアートイベントを実施することで経験を積む機会を創出し、人材育成を図る。
- ウ 長期（6年目～）：つくば市の文化芸術活性化を担うアートの発信拠点**
- ① アーティストの主催するワークショップ・発表・作品展などを通じて、市民がつくばの文化資源を活用したアートに触れる機会を創出する。
 - ② つくばの文化資源を活用した「つくば市独自の文化芸術」を発信していくことで、文化と経済の好循環を創造し、地域活性化に貢献する。

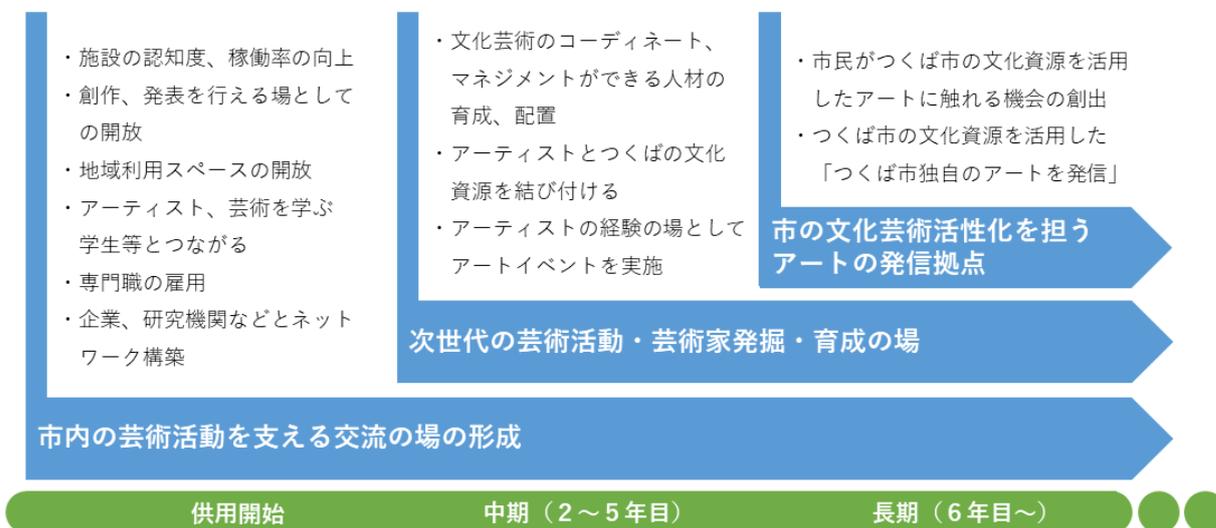


図 3-2 中長期計画の展望

(3) サイエンスハッカソンの実施

施設の主要事業として「サイエンスハッカソン」の実施を据える。

「サイエンスハッカソン」では、アーティストが研究機関等を視察・見学したり、研究者との対話を行ったりする中で着想し、創作を行う。この事業をとおして、文化芸術と市内機関のコラボレーションを目指し、コーディネートを実施していくとともに、ネットワークの構築を体現し、プラットフォーム形成の取り組みの一助とする。

なお、ハッカソン (hackathon) とは、ハック (hack) とマラソン (marathon) を掛け合わせて造られた造語で、多様な人材が集まってチームを作り、特定のテーマに対して意見やアイデアを出して、決められた期間内

に成果物を制作するイベントを指す。

ア プラットフォームの中での位置付け

サイエンスハッカソンはつくば市の特色のひとつである科学を研究する機関と、文化芸術をコーディネートすることによって生み出されるものであることから、プラットフォームが機能することで生み出される文化芸術の実例となる。

イ 事業を通じて達成されるもの

事業を推進していくことにより、つくば市の様々な機関との連携が行われるため、ネットワーク構築を推進することができる。また、文化芸術と、それに携わる人が地域の文化資源と交わるコーディネートも併せて推進することができる。

ウ 主な参画対象

地域の文化資源を取り入れていく観点から、主に市内の研究機関等を協働対象とする。ただし、アーティストについては、協働先の特性などに応じて、市内・市外いずれのアーティストも参画対象とする。

3.2. 導入機能

3.2.1. 求められる機能等

基本方針で掲げた取り組みを推進していくため、施設として求められる機能（ハード面）と、文化芸術創造拠点として求められる機能（ソフト面）をそれぞれ整理する。

(1) 施設に求められる機能（ハード面）

施設に求められる機能を次のとおり整理する。

表 3-2 施設に求められる機能（ハード面）

機能	概要
管理室	・施設運営に関わる事務作業・受付・エントランス業務などを行う
機械室	・空調、換気、送風、コンピューター等の制御機能を担う
地域利用スペース	・地域住民が集い、集会や交流などで利用することができる
ギャラリー	・芸術展や地域の小中学校等の作品展示等、幅広い活用を見込む
スタジオ	・防音機能を供え、楽器の練習・映像制作・楽曲制作等の活動を行える
創作室	・アーティストが創作活動に使用できるほか、展示・学びの場としても活用する
控室・更衣室	・講演の際の講師・イベントゲストの控室。日常時は更衣室としても活用
避難場所	・災害時に一時的に避難できる機能
多機能トイレ	・バリアフリー・ユニバーサルデザイン等に対応する
多目的スペース	・ワークショップ、市民発表会、講演など多目的に活用する
情報発信コーナー	・デジタルサイネージやパンフレット、チラシ設置により、文化芸術に関する情報を発信する
ライブラリー	・文化芸術関連の各種資料を収蔵し、閲覧可能にする
駐車場・駐輪場	・敷地内での駐車台数・駐輪場台数確保が必要

(2) 文化芸術創造拠点に求められる機能（ソフト面）

文化芸術創造拠点に求められる機能を、表 2-7 の内容を踏まえ、プラットフォームの推進という観点から整理する。

表 3-3 文化芸術創造拠点に求められる機能（ソフト面）

機能	概要
交流スペースの提供	・アーティスト同士や、アーティストと地域住民などが交流し、様々な出会い、つながりを作る
創作・発表・鑑賞の場の提供	・創作活動を行うにあたり、自由に使用することができる場所を提供する ・作品公開や公演などによる発表の場所を提供する ・ギャラリーなどとして鑑賞スペースを提供する
ワークショップ	・文化芸術の裾野を拡げるとともに、文化芸術に携わる（する・見る・支える）人をつなげる
ネットワークの構築	・各種機関などと連携をし、サイエンスハッカソンなどの事業を展開する
アーティストの発掘	・市内で活動するアーティストや、アーティストの卵とつながる
人材育成	・アーティストを育成する ・市民の創作・発表・鑑賞等のコーディネート・マネジメントができる人材を育成する ・文化芸術活動者が、自分の能力を高めるための育成をする ・市民ボランティアを育成する
コーディネート機能	・文化芸術に携わる（する・見る・支える）人が望む情報・施設・機関などにつながることができるようコーディネートをする
文化芸術情報収集・提供	・公演・展覧会に関する情報や、市内で活動するアーティストに関する情報など、文化芸術に関する多様な情報を収集し、必要とする人に提供する
文化芸術アーカイヴ	・収集した情報を蓄積し、つくば市内で実施されてきた文化芸術のアーカイヴを作成・提供する

3.2.2. 導入機能の検討

導入する機能に、3.1.2.(1) 事業方針で掲げた事業実施の優先順位や、改修に要する費用などを考慮し、供用開始からの段階ごとに整備していくべき機能を整理する。

(1) 施設の導入機能

表 3-4 導入機能の検討（施設）

事業年度	類型	導入機能	活動の想定
供用開始 ～ 中期	創作 発表 鑑賞	創作室	絵画・彫刻・書道・工芸・生花・版画・手芸・写真・小説・衣類制作・映画・アニメ他
		スタジオ	楽器演奏・歌唱・演劇・ダンス・バレエ・リハーサル他
		ギャラリー	作品展示・鑑賞・発表・交流
		控室・更衣室	—
	交流 学習	多目的スペース	ワークショップ・講習会・講演会・地域イベント・社交ダンス・エアロビクス・フォークダンス・ヨガ・プレイルーム・子ども交流・多世代交流・囲碁・将棋・チェス他
		特別展示室	サイエンスハッカソン・作品展示・鑑賞・発表・交流
		地域利用スペース	集会、交流会
		図書・ 情報コーナー	芸術情報展示・パンフレット配布・イベント告知・郷土史展示・デジタルサイネージ他
		書庫	施設の企画や管理運営・文化芸術に関連する書類の収蔵
	管理 機能	管理室・事務室	—
		駐車場・駐輪場	—
		多機能トイレ	—
	防災	避難場所	一時滞在・宿泊
		防災倉庫	
		災害用井戸	
	屋外 施設	グラウンド 広場、ステージ	運動場、屋外ステージ

(2) 文化芸術創造拠点の導入機能

導入機能について、供用開始からの段階ごとに詳細を検討する。なお、前段階で示した内容は継続していくものとする。

表 3-5 導入機能の検討（文化芸術創造拠点）

事業年度	導入機能	詳細
供用開始時点	交流スペース	・地域の交流スペースの開放
	創作・発表・鑑賞の場の提供	・短期的・単発的な創作活動・発表の場としての教室貸出し ・ギャラリー等、鑑賞スペースとしての利用
	ワークショップ	・地域住民向けワークショップの開催
	ネットワークの構築	・文化芸術団体の情報収集 ・市内文化芸術施設と連携した事業の実施 ・研究機関などとの連携の推進 ・サイエンスハッカソンの推進
	アーティストの発掘	・市内で活動するアーティストの把握 ・文化芸術を学ぶ学生などの把握
	人材育成	・人材育成を目的とした専門職の雇用
	文化芸術情報収集・提供	・市内の文化芸術に関する情報の収集・提供
	文化芸術アーカイヴ	・記録の蓄積・公開
中期（2～5年目）	交流スペース	・アーティストなどの利用者も含めた地域住民との交流
	ワークショップ	・アーティスト向けワークショップの開催
	人材育成	・文化芸術資源をコーディネート・マネジメントできる人材育成・配置 ・市内アーティストの育成 ・市民ボランティアの育成
	ネットワークの構築	・アーティスト間のネットワーク構築
	コーディネート機能	・アーティストが市内研究所などと協働した創作活動やコラボレーションの推進
長期（6年目）	交流スペース	・市内外の利用者も含めた様々な利用者の交流
	ワークショップ	・市外の人を対象としたワークショップの実施
	コーディネート機能	・施設利用者などが求める文化芸術情報・活動などをつなげるコーディネート

3.3. 計画条件

3.3.1. 利用者層の想定

事業展開のフローと導入機能の検討結果によって、本施設の利用者層を次のとおり想定する。

表 3-6 各整備段階における想定利用者層

整備段階	利用者層
供用開始時点	市民+学生+アーティスト
中期（2～5年目）	市民+学生+アーティスト
長期（6年目～）	市民+学生+アーティスト+市外来訪者

3.3.2. 利用者数の想定

本施設の利用者数を想定するため、次の3つの計算方法で年間利用者数を算出した。

(1) 統計データから年間利用者数を算出

表 3-7 令和2年度 社会教育施設の1施設当たり利用者数

年度	公民館（類似施設を含む）	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 類似施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場、 音楽堂等	生涯学習 センター
平成13年	13,753	53,016	104,372	37,971	17,279	19,480	9,482	15,980	—
平成16年	14,694	58,042	101,721	36,401	17,234	17,939	9,900	15,810	
平成19年	16,419	54,862	102,799	36,213	21,737	30,747	10,309	14,941	68,484
平成22年	15,376	57,991	101,711	36,761	21,524	29,577	10,499	12,596	69,359
平成26年	15,666	55,534	107,437	36,051	24,442	29,164	10,864	12,205	64,061
平成29年	15,969	54,060	116,131	38,408	25,128	34,495	11,879	12,961	62,885
令和2年	9,263	42,304	52,630	17,918	10,222	14,299	6,351	3,982	25,821

(人)

出典：文部科学省「令和3年度社会教育調査の中間報告」

文部科学省「令和3年度社会教育調査の中間報告」により、令和2年度間における社会教育施設の1施設当たり利用者数が統計されている。過去の調査と比較してすべての施設の利用者数が減少し、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。

本施設の類似施設と思われる「公民館（類似施設を含む）」と「劇場、音楽堂」について、新型コロナウイルス感染症拡大前の1施設当たり利用者数は約13,000～17,000人となる。

総務省の統計データによって、全国市町村の平均人口密度は 173 人/㎢となり、茨城県は 324 人/㎢となるため、本施設の年間利用者数は全国平均の 1.9 倍である 25,000～32,000 人に設定する。

(2) つくば市内の文化芸術施設からの年間利用者数算出

つくば市内の文化芸術施設の利用状況は、次の表 3-8 のとおりである。

表 3-8 つくば市内の文化芸術施設の直近 6 年の利用状況

施設群	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
地域交流 センター (17か所)	件数	40,485	41,115	40,552	39,353	24,133	30,065	215,703
	人数	461,960	478,973	468,455	481,667	245,064	276,376	2,412,495
	平均1か所 利用者数	27,174	28,175	27,556	28,333	14,416	16,257	141,911
市民ホール (4か所)	件数	1,708	1,565	1,995	2,101	1,176	1,827	10,372
	人数	117,312	113,989	125,158	111,048	23,938	43,096	534,541
ふれあい プラザ	件数	18,185	19,316	17,194	15,649	9,595	10,920	90,859
	人数	67,847	71,672	70,003	62,753	26,831	36,940	336,046
働く婦人 の家	件数	1,055	1,040	1,108	1,106	644	716	5,669
	人数	7,792	7,402	8,426	8,042	4,224	4,862	40,748
ノバホー ル・つく ばカピオ	件数	7,245	7,239	7,211	6,909	4,058	5,257	37,919
	人数	308,086	317,379	312,877	302,217	65,140	126,075	1,431,774
合計	件数	68,678	70,275	68,060	65,118	39,606	48,785	360,522
	人数	962,997	989,415	984,919	965,727	365,197	487,349	4,755,604

出典：つくば市市民文化系施設長寿命化計画

本施設の利用方法に最も近いつくば市の地域交流センターの新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年度まで）の1か所あたりの年間利用者数平均は、約 28,000 人となる。

(3) 類似施設からの年間利用者数算出

廃校を利活用して運営をしている文化芸術拠点、又は本計画で想定する文化芸術創造拠点の構成要素の一部を実施している施設について選定し、利用状況の概要を整理した。

その結果、施設の所在地人口・延床面積と入館者数の間に一定の相関関係が見られるため、以下の相関関係を仮定し、各施設の係数 α を算出した。

$$\text{係数 } \alpha_{※} = \text{年間利用者数} \div \text{人口} \div \text{面積}$$

※係数 α は、施設の立地や運営状況などの所在地人口と延床面積の影響を除いた、施設の集客力を表した数値。

表 3-9 類似施設の概要

施設	所在地	所在地人口 (R2 年度)	延床面積	年間利用者数	係数 α
もりや学びの里	茨城県 守谷市	守谷市： 69,985 人	3,364.82 m ²	約 30,000 人 (H29 年度)	0.0001274
アーツ千代田 3331	東京都 千代田区	東京都： 13,981,782 人	11,241.66 m ²	約 811,203 人 (H28 年度)	0.00000516
京都国際マンガ ミュージアム	京都府 京都市	京都市： 1,355,083 人	4,412 m ²	約 283,705 人 (H30 年度)	0.00004745
京都芸術センター	京都府 京都市	京都市： 1,355,083 人	5,209.35 m ²	約 35,000 人 (H30 年度)	0.00000496
京都市学校歴史博物館	京都府 京都市	京都市： 1,355,083 人	2,399 m ²	約 22,701 人 (H30 年度)	0.00000698
大阪府立江之子島 文化芸術創造センター	大阪府 大阪市	大阪市： 2,752,412 人	2,943.57 m ²	約 100,182 人 (H30 年度)	0.00001237
門司港美術工芸研究所	福岡県 北九州市	北九州市： 939,029 人	1696 m ²	イベント時 173 人/日	—

文化芸術創造拠点の想定年間利用者数は、下記算式より算出する。

$$\begin{aligned} \text{年間利用者数 (人/年)} &= \text{つくば市人口 (人)} \times \text{延床面積 (m}^2\text{)} \times \text{係数 } \alpha \\ &= 251,650 \text{ (人)} \times \text{延床面積 } 3355.72 \text{ (m}^2\text{)} \times \text{係数 } \alpha \end{aligned}$$

参考事例のうち、係数 α の一番高い施設は「もりや学びの里」であり、一番低い施設は「京都芸術センター」である。本施設の年間利用者数を算出する時の係数 α は、他施設の最小値、平均値、最大値を参考とする。それぞれ、次の表 3-10 のとおりとなる。

表 3-10 係数 α の最小値等

最小値	0.00000516
平均値	0.00003405
最大値	0.0001274

(4) 本施設における想定利用者数想定

年間利用者数の可能範囲は 4,357～107,585 (人/年) となり、平均値は 28,754 (人/年) である。

以上から、本施設の最終年間利用者数想定は約 28,000 人/年とする。

3.3.3. 法制度の整理

計画地に適用される条件その他を整理する。

(1) 都市計画法

表 3-11 都市計画法

項目	主な内容	対象条項	計画地の現況
都市計画区域	都市計画区域の指定	第 5 条 第 5 条の二	都市計画区域に該当。
区域区分	市街化区域及び市街化調整区域の指定	第 7 条	市街化調整区域に該当。
用途地域	建築物の用途・規模の制限	第 8 条	該当なし
防火地域	防火地域・準防火地域の指定	第 8 条	該当なし

(2) 都市計画法第 29 条による開発許可制度

表 3-12 都市計画法第 29 条による開発許可制度

項目	主な内容	対象条項	計画地の現況
開発行為	開発行為の対象	第 4 条 第 12 項	対象敷地は市街化調整区域のため、面積規模に関わらず、開発許可が必要。
開発許可の基準	市街化調整区域に係る開発行為	第 34 条	当該申請に係る開発行為が第 34 条第一号から十四号のいずれかに該当する場合でなければ、開発許可は適用されない。
同意・協議	公共施設管理者等との同意・協議	第 4 条 14 項 第 32 条	開発許可申請をする際には、あらかじめ開発行為に関係のある公共施設の管理者等の同意及び協議が必要。
建ぺい率等の指定	用途地域の定められていない区域における建蔽率等	第 41 条	用途地域の定められていない土地の区域における開発行為においては、建ぺい率、建物高さ、壁面位置、構造設備等に関する制限を定める。

(3) 建築基準法

表 3-13 建築基準法

項目	主な内容	対象条項	適用される条件
特殊建築物	特殊建築物の該当	第 2 条	「学校、体育その他これらに類するもので政令で定めるもの」となるため、特殊建築物に該当する。
道路	接道義務	第 42・43 条	幅員 4m 以上の道路に、敷地が 2m 以上接

項目	主な内容	対象条項	適用される条件
			道していなければならない。
容積率	容積率の制限	第 52 条	200%
建蔽率	建蔽率の制限	第 53 条	60%
高さ	建築物の高さ 制限	第 54～56 条	道路斜線：勾配 1.25 適用距離 20m 隣地斜線：勾配 1.25 立ち上り 20m
耐火建築物	耐火・準耐火 構造の指定	第 27 条	「学校、体育その他これらに類するもので政令で定めるもの」となるため、該当する。
採光・換気	居室の採光・ 換気の指定	第 28 条	当該建築物には採光のための窓、その他の開口部を設け、その採光に必要な部分の面積は、各居室の床面積に対して、政令で定める割合（10 分の 1 から 5 分の 1）以上の値を乗じた数値以上としなければならない。 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その喚起に有効な部分の面積は、居室の床面積に対して、20 分の 1 以上としなければならない。
排煙・照明	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	第 35 条	階数が三以上である建築物となるため、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓せん、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(4) 消防法

本施設は消防法第 17 条第 1 項の政令で定める防火対象物に該当するため、消防法政令で定める基準に適合させなければならない。

表 3-14 消防法

項目	主な内容	対象条項	適用される基準			
防火対象物	防火対象物の指定	法第 17 条、令第 6 条	本施設は防火対象物 ((8) 美術館) に該当			
特定防火対象物	特定防火対象物の指定	法第 17 条の 2 法第 17 条の 5 令第 34 条の 4	法第 17 条の 2 の 5 第 2 項四号より、特定防火対象物に該当しない。			
消防設備の設置及び維持について	消防の用に供する設備の設置要否	法第 17 条、令第 7 条第 1 項～第 4 項	以下に定める消防の用に供する設備を設置しなければならない。 ・消火設備・警報設備・避難設備			
			消火設備	消火器又は簡易消火器具等	該当 (別表第 1 (8) 項で延面積が 300 m ² 以上のため)	
				屋内消火栓設備	該当 (別表第 1 (8) 項で延面積が 700 m ² 以上のため。※耐火構造とする場合数値緩和あり)	
				スプリンクラー	該当なし	
		屋外消火栓設備		該当なし (延床面積が 3,000 m ² 未満のため)		
		警報設備	自動火災報知設備	該当 (別表第 1 (8) 項で延面積が 500 m ² 以上のため)		
			ガス漏れ火災警報設備	該当なし		
			消防機関へ通報する火災報知設備	該当なし (消防機関から著しく離れた場所に立地していると考えられるため)		
		避難設備	非常ベル、自動式サイレン又は放送設備	該当なし (別表第 1 (8) 項で収容人数 800 人以下のため。)		
			避難器具	該当 (別表第 1 (8) 項で収容人数 50 人以上のため。)		
誘導灯及び誘導標識	該当 (避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識)					
令第 10 条～第 26 条						

項目	主な内容	対象条項	適用される基準
	消防用水	令第27条	該当なし（別表第1（8）項で敷地面積20,000㎡未満のため。）
	消火活動上必要な施設	令第28条～ 第29条の3	排煙設備：該当なし
連結散水設備：該当なし			
連結送水管：該当なし			
非常コンセント設備：該当なし			
			無線通信補助設備：該当なし

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー法）

本施設は特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）に該当するため、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準に適合させなければならない。

表 3-15 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー法）

項目	主な内容	対象条項	適用される基準
出入口	出入口幅の確保	第2条	出入口幅：90 cm以上 戸の前後に水平部分を設ける
廊下等	廊下幅の確保	第3条	廊下幅：180 cm以上 区間50m以内ごとに車いすの転回可能な場所を設ける
階段	階段の制限	第4条	階段幅：140 cm以上（手すり幅は10 cm以内まで不算入） 蹴上げ：16 cm以下 踏面：30 cm以上
傾斜路	幅、勾配、踊り場の確保	第6条	通路幅：150 cm以上（階段敷設の場合120 cm以上） 勾配：1/12以下 高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊り場を設ける
エレベーター	籠、乗降ロビーの寸法	第7条	籠、昇降路の出入口：80 cm以上 籠寸法：140 cm×135 cm以上または車いすが転回可能な幅 乗降ロビー：水平で150 cm角以上
便所	便所計画の条件	第9条	車いす使用者用便所の設置 車いす使用者用便所の出入口幅：80 cm以上 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便所を各階に1個以上設置
駐車場	車椅子使用者用駐車施設	第12条	幅：350 cm以上 利用室までの経路が短い位置に設ける（原則2%以上）
標識	標識の設置	第14条	エレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設の配置を示した案内板等を設置（日本工業規格Z8210に適合）

(6) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

公共的施設を設置し、所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

表 3-16 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

項目	主な内容	対象条項	適用される基準
出入口	出入口幅の確保	別表第2	幅：内法 80 cm以上 車椅子使用者に支障なる段差を設けない
廊下等	廊下幅の確保	別表第2	幅：内法 120 cm以上 区間 50m 以内毎に車椅子が転回可能な空間の確保 視覚障害者誘導のための床材及び音声装置の設置
	傾斜路の構造	別表第2	幅：内法 120 cm以上（手摺設置） 勾配：12 分の 1 未満（高さ 16 cm以下の場合 8 分の 1 まで緩和） 高さ 75 cm以内毎に踏み幅 150 cm以上の踊り場を設置
階段	階段の構造・仕上げの制限	別表第2	手摺設置 主たる階段に回り階段は設けない 表面は滑りにくい素材とし、踏面と蹴上げの明度差を大きくする
昇降機	昇降機の要件	別表第2	籠の床面積：1.83 m ² 以上 籠の奥行き：内法 135 cm以上 出入口幅：80 cm以上 乗降ロビー：内法 150 cm以上 音声案内装置設置
便所	身障者用便所の設置要件	別表第2	出入口幅：内法 80 cm以上 非常ベル設置 オストメイト対応設備等の設置及びその旨の掲示 床置き等的小便器の設置（1 か所以上）
駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置要件	別表第2	幅：350 cm以上 車椅子使用者用であることの旨を表示 出入りから可能な限り近い位置に車椅子用駐車施設を設置
敷地内道路	敷地内通路の構造	別表第2	幅：120 cm以上 傾斜路及び踊り場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置（敷地内に高低差がある場合） 誘導用床材の敷設及び音声誘導装置の設置 注意喚起用床材の敷設（車路に接する場所、車路を横断する部分等）
その他			【案内設備】※努力義務 誰にとっても見やすく、分かりやすい表記とするとともに、点字による表示を実施 点滅灯又は電光掲示板、放送設備等の誘導設備の適切な場所への設置

3.3.4. 導入機能の設定

(1) 教室棟

3.2 導入機能の検討を踏まえて、教室棟のメインとなる導入機能を整理した。なお、写真は他の施設の事例を整備イメージの参考として用いている。

ア 創作室



アーティストが創作活動に使用できるほか、展示・学びの場としても活用する。

イ ギャラリー



芸術展や地域の小中学校等の作品展示等、幅広い活用を見込む。

ウ スタジオ



防音機能を供え、楽器の練習・映像制作・楽曲制作等の活動を行える。

エ 多目的スペース



江之子島文化芸術創造センター（大阪府大阪市）

ワークショップ、市民発表会、講演など多目的に活用する。

オ 地域利用スペース



アーツ千代田 3331（東京都千代田区）

地域住民が集い、集会や交流などで利用することができる。

カ 図書・情報コーナー



江之子島文化芸術創造センター（大阪府大阪市）

デジタルサイネージやパンフレット、チラシ設置により、文化芸術に関する情報を発信する。

キ その他

類型	導入機能
創作・発表・鑑賞	控室・更衣室
管理機能等	管理室・機械室・駐車場・駐輪場・多機能トイレ
災害時の拠点機能	避難場所・防災備蓄倉庫

(2) 屋内運動場

現在の屋内運動場の主な利用者は地域の団体であり、文化芸術創造拠点整備後もその利用形態が継続すると想定されるため、現状の屋内運動場の機能を維持し、雨漏りや床等、修繕を行う。

(3) 屋外施設

グラウンドについては、多目的に使える広場として整備するとともに、敷地周囲の樹木に関して適切な管理を行っていく。プールについては、老朽化した更衣室や施設周囲フェンスの解体・撤去を行うとともに、ステージや眺望施設として利用できるよう整備する。

(4) 指定避難所

本施設を指定避難所として利用する場合の、部屋ごとに設定される避難人数を整理した。災害時は、空調稼働する教室棟を優先して使用する。滞在スペースとしては、階段室・廊下・トイレ・機械室など、共用部を除外した。

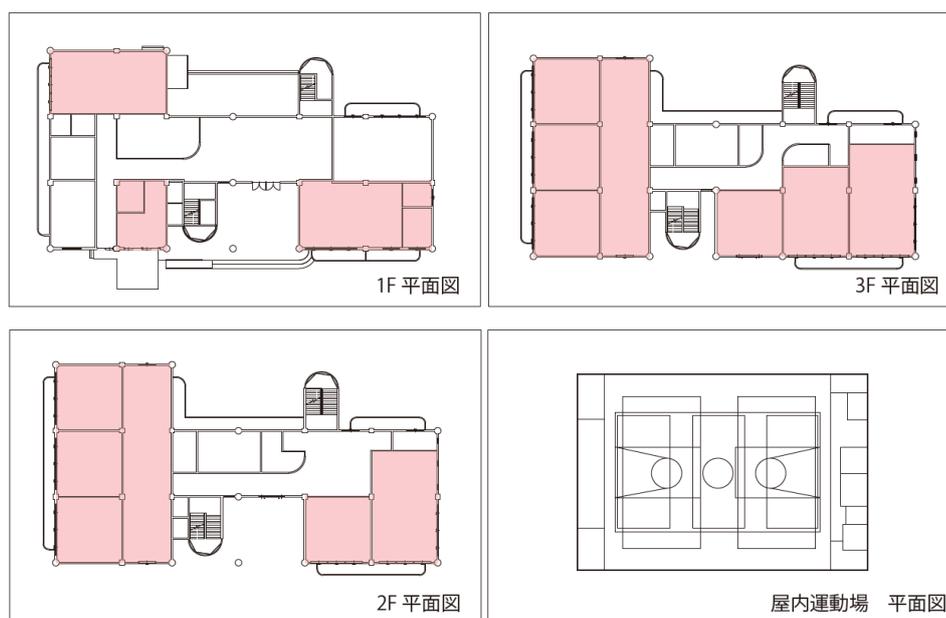


図 3-3 避難所としての利用面積

■：滞在スペース

2018年に第4版『人道憲章と人道支援における最低基準』（スフィア基準）が発行され、災害、紛争の影響を受けた人の権利、その人たちを支援する活動の最低基準について定めた。収容できる人数について、新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえて、スフィア基準の規定による収容人数を避難人数として想定する。

表 3-17 収容人数及び避難人数

項目	詳細	教室棟
延床面積	—	2,510 m ²
利用面積	—	約 1,200 m ²
収容人数	内閣府中央防災会議基準 1.65 m ² /人	727 人
	スフィア基準 3.5 m ² /人	343 人

3.4. 環境の保全と創出

3.4.1. 景観の保全

(1) 敷地から周囲を見る景観

教室棟およびプール跡地から周辺を眺望する視線軸を下記より整理した。
 教室棟の北側に樹林が生えており、筑波山の眺望を阻害している。その一方、プールの跡地から筑波山の眺望は確保できることから、プール跡地を屋外活動の場とする利用が考えられる。

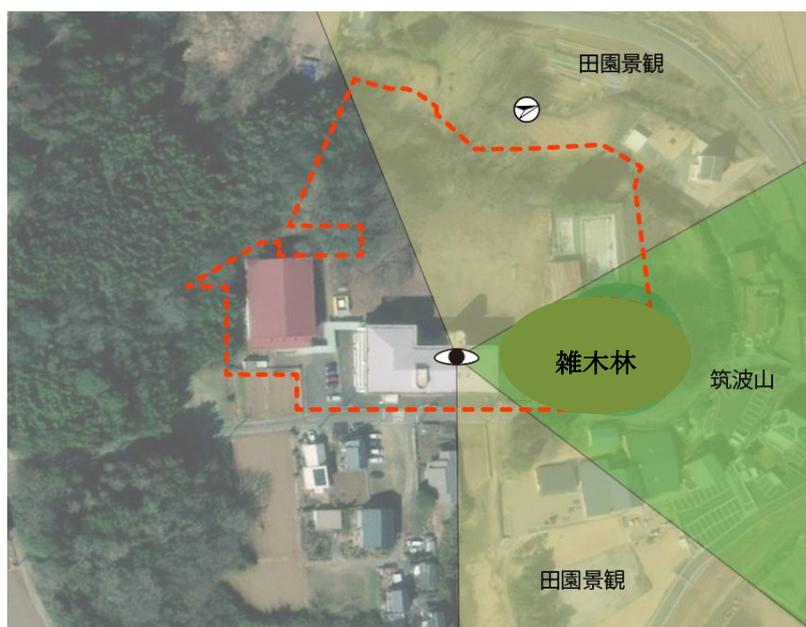


図 3-4 教室棟からの視認性

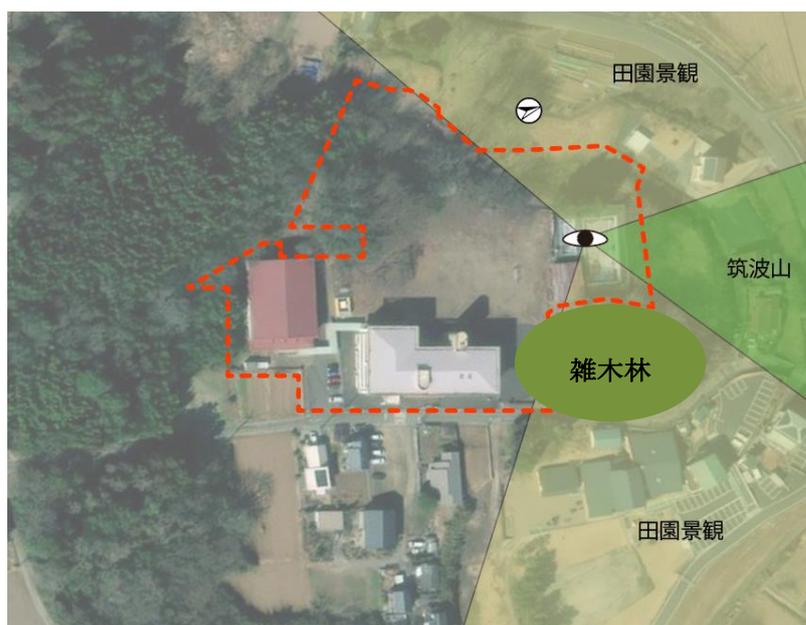


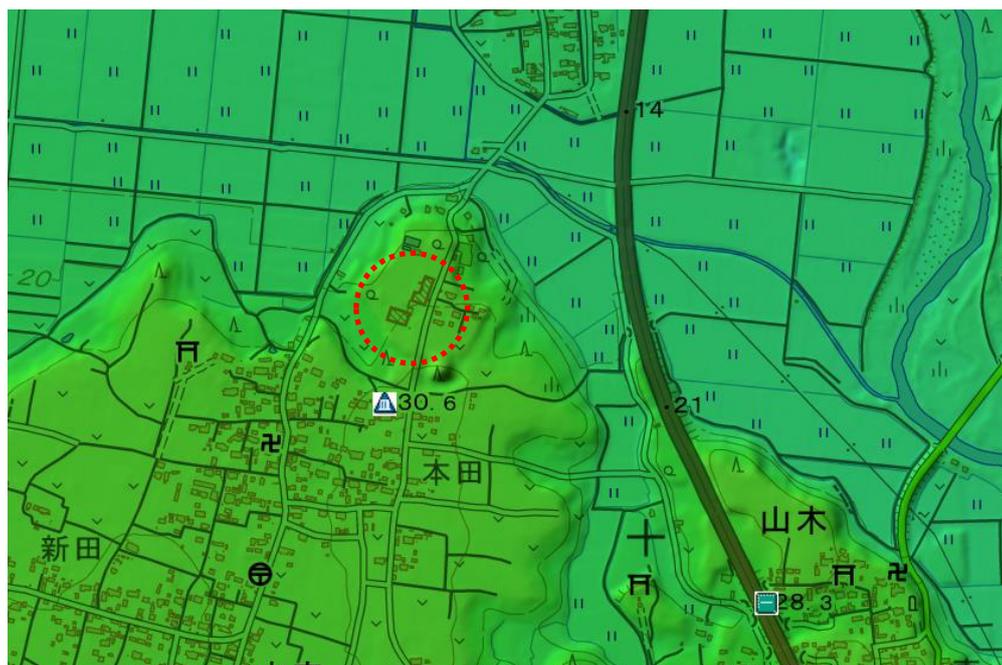
図 3-5 プール跡地からの視認性

(2) 周辺から施設を見る景観

旧田水山小学校の校舎は比較的新しく、構造及び外観・内装は近代的で、一般的な校舎という型にはまらない姿であり、周囲の景観とも調和している。

文化芸術創造拠点として改修を行う際に、原則的には現状の外観を維持し、タイルの張替えや塗装の塗り替えを行う。

施設東側を南北に伸びる国道 408 号から見る施設は、建物と周囲の木々が調和しており、その景観を維持していくことも重要である。



出典：地理院地図

図 3-6 色別標高図



図 3-7 国道 408 号から見る旧田水山小学校

3.4.2. 既存樹木の活用

敷地内に既存の樹木が多数あり、旧田水山小学校の歴史を刻み、地域の人々に親しまれている財産である。

敷地内の既存樹木は、可能な限り既存の位置で保全する。植栽管理は樹木が本来持っている自然樹形による管理を基本とし、植栽した樹木を目標とする形姿に収め、それを長期間維持するまでの管理を行う。また、敷地北側の雑木林との親和性を考慮し、剪定と整枝・施肥など定期的な管理によって樹形を維持する。

敷地西側の法面に位置する木々は桜が多く、学校として利用されていた頃の名残であり、廃校を活用した施設としての学校らしさを残していくためにも、維持管理していくことが望ましい。



図 3-8 既存樹木の様子

3.4.3. 環境配慮

施設の整備・維持管理を行っていくにあたり、LED 照明器具の採用や、蓄電池及び太陽光発電設備等の導入により、環境配慮を行うことを検討していく。

3.4.4. 建物の長寿命化

(1) 概要

長寿命化は、建築を長く使い続けることができるように建築をつくることである。既存施設の改修の手法を示し、老朽化した公共施設の構造・設備・機能の耐久性を高め、法定耐用年数よりも長く利用できるように努める。

(2) つくば市の動き

平成 29 年（2018 年）に『つくば市公共施設等総合管理計画 公共施設等資産マネジメントの方針』が公表され、公共施設の維持管理の基本的な方針を示している。本施設は公共建築物に該当するため、同計画の基本方針に従う。

(3) 対応方針

次の表のとおりとする。

表 3-18 建物長寿命化に対する対応方針

項目	方針
構造体の耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートのひび割れや中性化対策を検討する ・鉄筋の腐食対策をする ・劣化部分の補修 ・高耐久性の材料の使用 ・屋根の防水性能の向上のための修繕 ・将来の変化対応として安全性の面から許容荷重にゆとりをもたせる
設備の耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・空調・衛生・電気の設備機器と、空調換気ダクトや空調・給排水管などの設備配管を対象に、補修間隔を長く設定できる耐用年数が長い設備を導入する ・設備を更新する際に構造体や仕上げ材を痛めることなく更新や修繕ができるように、設備機器および配管・配線の配置、点検および更新時の運搬・設置のための作業スペースを考慮する
機能性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインへ対応する ・避難所などの安全性を向上する ・高度情報通信設備への対応する ・環境負荷の低減を意図した設備機器を導入する ・自然採光・通風を活用する ・収納スペースの面積を大きくする ・エントランスなどの共用スペースを十分確保する

3.5. インフラ整備の基本方針

3.5.1. 交通アクセス

(1) 普通車両（自家用車）によるアクセス

2.1.1. (11) で検討したとおり、本施設へのアクセスの主な手段は、普通車両（自家用車）による来場が考えられる。普通車両を利用する場合、国道408号から進入するルートが想定される。



図 3-9 国道408号からの進入経路図

(2) 公共交通機関によるアクセス

2.1.1. (11) で検討したとおり、公共交通機関による来場の場合は、最寄り駅からバスの利用が想定される。最寄りのバス停との距離は約0.6kmであり、徒歩約8分である。

3.5.2. 駐車場・駐輪場

(1) 交通手段分担率

平成 28 年（2016 年）に改訂された「つくば総合都市交通体系調査」に公表されたつくば市の目的別代表交通手段分担率のうち、平日の全目的自動車利用率は 79%となるため、本施設の駐車場規模算定に用いる交通手段分担率の値も同様とする。

(2) 一般利用者用普通車駐車区画数

普通乗用車の乗車人数（1 台への同乗者数）については、2.1 人/台と設定し、上記の交通手段分担率（自動車分担率：79%）を用いる。

また、3.3.2 (4) で算出された年間最大利用者数の平均値 28,000 人を参照し、一日あたりの最大利用者数を算出する。平均値の 1.5 倍を採用し、営業日を約 300 日として計算すると 140 人となる。

以上の前提から、最大駐車区画数を次の式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{最大駐車区画} &= \text{最大利用者数 } a(\text{人}) \div \text{乗車人数 } 2.1(\text{人/台}) \times \text{自動車分担率 } 79\% \\ &= 140(\text{人}) \div \text{乗車人数 } 2.1(\text{人/台}) \times 79\% \doteq 50(\text{台}) \end{aligned}$$

なお、普通車の駐車場区画については、年間数日程度のピーク（イベント等の開催日）に合わせて最大値を満たし設定した場合、通常利用時には駐車区画に空きが多く出すぎてしまうため、イベント時の公共交通運用での工夫を考慮し、ピーク時の利用率を 60～80%程度に抑えるのが妥当と考え、本検討では中間値である 70%を採用し、普通車駐車区画数を次の式により算出する。

$$\text{普通車駐車区画数} = \text{最大駐車区画数} \times \text{利用率} = 50(\text{台}) \times 70\% \doteq 35(\text{台})$$

上記により、駐車区画最大数を 35 台とする。

(3) 車いす使用者用駐車区画数

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』の第 17 条の規定により、本施設は車いす使用者用駐車施設 1 つ以上を設置する。

(4) 駐輪台数の算出

本施設はつくば市の自転車等駐車場の付置義務対象外となるが、来訪者の移動手段を考慮し、自転車等駐車場を設置する。「つくば総合都市交通体系

調査」の平日の全目的自動車利用率の自転車分担率8%を用いると、想定される駐輪区画最大需要は次の式で計算できる。

$$\begin{aligned} \text{駐輪区画の最大値} &= \text{最大利用者数 } a \text{ (人)} \div \text{利用人数 } 1 \text{ (人/台)} \times \text{自転車分担率 } 8\% \\ &= 140 \text{ 人} \div \text{利用人数 } 1 \text{ (人/台)} \times 8\% = 11 \text{ 台} \end{aligned}$$

(5) まとめ

上記によって、本施設に必要となる駐車場・駐輪場の必要区画数は以下となる。

類型	普通車	車いす利用者用	駐輪場
台数	35	1以上	11

3.5.3. 上水道

受水槽・ポンプ室の必要面積を積み上げる。給水方式は受水槽＋加圧給水ポンプ方式である。1日の最大給水量は下記算式より算出できる。

$$1 \text{ 日使用水量 (L/d)} = \text{人員 (人)} \times 1 \text{ 日 1 人当りの使用水量 (L/d} \cdot \text{人)}$$

人員について、前述の想定最大利用者数 135 人を採用する。また、1日1人当りの使用水量については、劇場・映画館と同じレベルの 40 (L/d) と想定する。

$$1 \text{ 日使用水量 (L/d)} = 140 \text{ (人)} \times 40 \text{ (L/d)} = 5,600 \text{ (L/d)}$$

1日最大給水量の50%を受水槽に貯留する場合、約 3 m³の体積が必要となる。現状の受水槽寸法は 2m×4m×1m=8 m³となり、必要となる容量に満足しているため、継続利用することが可能である。

3.5.4. 下水道

(1) 汚水

現状の便器は小学生が使用するサイズとなるため、一般利用者用のサイズに更新する必要がある。また、ユニバーサルデザインに対応するため、多機能トイレの整備が求められる。

現状のトイレを改修とし、空気調和・衛生工学会「衛生器具の適正個数算定法」により、必要個数を算定する。個数算定法は、建物用途に利用人数と器具数が想定されている。本施設では、「オフィス」「劇場」「百貨店」における

必要個数算定表を参照し、必要個数を割り出した。一日あたりの最大利用者数は、前述の140人を採用する。

トイレ個数の想定は、待ち時間に対する利用者の意識、評価から3段階のサービスレベルが設定されている。

- ・レベル1 待ち時間の少ない良好な器具数
- ・レベル2 標準的な待ち時間の器具数
- ・レベル3 必要最低限の器具数

本施設では、貸室及び事務室の利用者を想定し、男女比率は男50%、女50%とすると、利用人数は男性70人、女性70人となる。

サービスレベルは標準的な待ち時間のレベル2を想定する。教室棟においては、次の個数を設ける想定としたところ、現状のトイレスペース内に想定の便器数を整備することが可能である。

表 3-19 文化芸術創造拠点のトイレ個数の想定

設置内容		現状	想定
男子	大便器	2 (1階) 2×2 (2、3階)	3
	小便器	3 (1階) 5×2 (2、3階)	2
	洗面器	1 (1階) 2×2 (2、3階)	2
女子	大便器	3 (1階) 6×2 (2、3階)	3
	洗面器	2 (1階) 2×2 (2、3階)	3
多機能トイレ		0	各階に1つ

なお、一日の汚水排水量は前述の一日の使用水量と同様であり、5.6 m³である。時間最大汚水量 (m³/s) と設計時最大汚水量 (m³/s) は下記算式より算出できる。1日平均使用時間は、10時間 (営業時間 10:00~20:00) と想定する。

$$\text{時間最大汚水量 (m}^3/\text{s)} = \text{日最大汚水量} / \text{一日平均使用時間} \times 3,600$$

$$\text{設計時最大汚水量 (m}^3/\text{s)} = \text{時間最大汚水量} \times 1.2$$

上記を踏まえて、時間最大汚水量は 0.00016 m³/s、設計時最大汚水量は 0.00019 m³/s とする。

(2) 雨水排水

雨水については、現状の設備により対応可能であるため、必要個所の修繕等を行うことで継続利用していく。

3.5.5. 空調設備

現状の空調設備導入状況を下記より整理した。また、避難所として利用されるスペースに空調設備を導入する必要があるため、未整備かつ要整備の部屋は下記より整理した。

整備済みのエリアに対して、空調設備の稼働状況を確認し、耐用年数内の設備は継続利用する。要整備エリア内に、新しい空調設備を設置する。

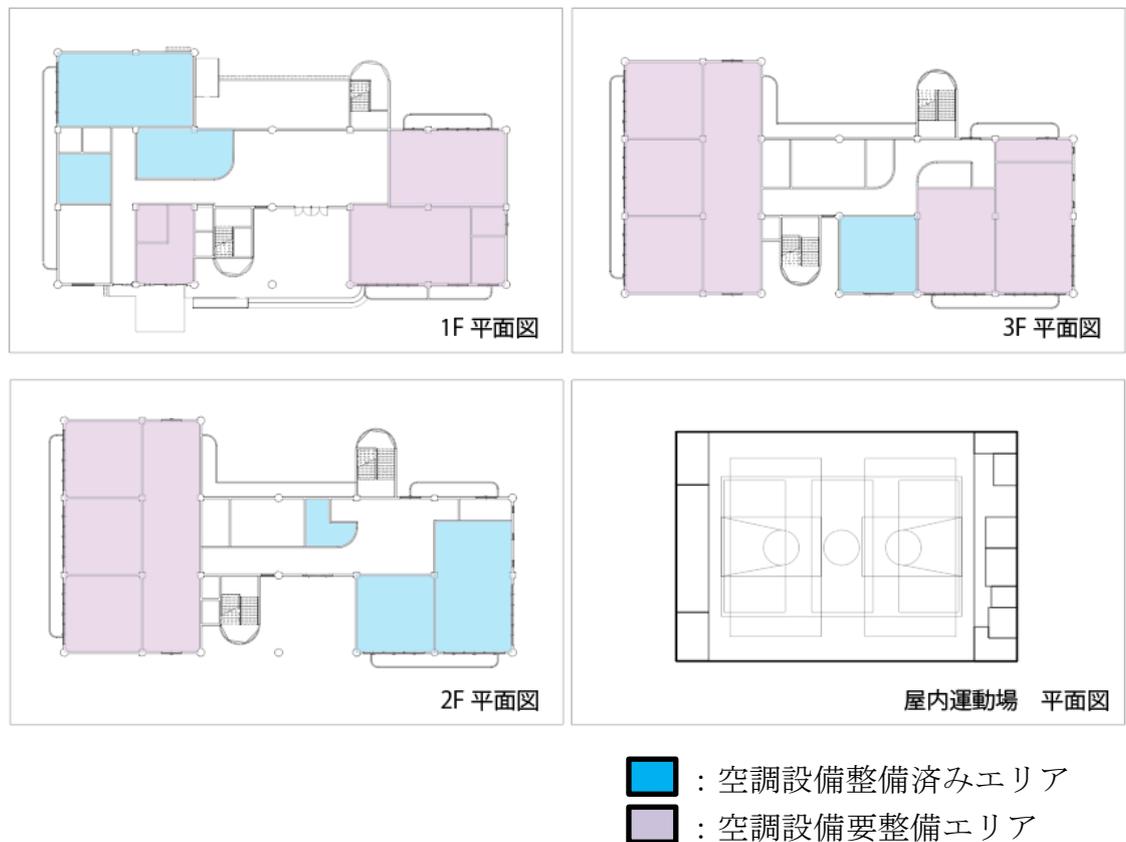


図 3-10 空調設備の整備状況

3.5.6. 電気・ガス・通信設備

(1) 電気

現状キュービクルは屋外に設置されており、2,700mm×1,600mm の面積が確保されている。高圧引込ケーブルと高圧主開閉器（LBS）の使用年数は 28 年となり（平成 6 年（1994 年製））、耐用年数が経過しているため、更新する必要がある。

ある。

導入する設備の負荷を計算し、容量を適正したキュービクルを新設する。また、非常用発電機設備も屋外設置とし、延床面積に含まない。

(2) ガス

都市ガスの範囲外であるため、プロパンガスの使用を検討する。

(3) 通信設備

光回線の設備については、既存のものを再利用できる可能性があるため、利用者向けフリーWi-Fi等の整備と合わせて、検討していく。

3.5.7. 防災設備

消火貯水槽・防災倉庫は、現状設備の継続利用を想定する。災害用井戸について、導入可能性を検討していく。

3.6. 整備計画

具体的な整備の内容について、次のとおり整理する。

3.6.1. 整備方針

各施設の基本的な整備方針は次のとおりとする。

表 3-20 各項目の整備方針

項目	整備方針
教室棟	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造拠点の役割を担う ・災害時は避難所の役割を担う
屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・団体スポーツ活動の場とする
屋外運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドを整備、遊具は撤去する ・憩いスペースとする ・災害時は応急活動の拠点として利用する
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・プールの付帯建築物は撤去する ・プールの老朽化している部分は改修し、ステージ・交流・憩い・屋外活動の広場、筑波山の眺望施設として利用する
インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備、空調設備、機械設備、給排水設備、ガス設備、インターネット環境等の各種インフラ供給の再整備

3.6.2. 土地利用計画

敷地内の土地利用については、次の図 3-11 のとおりとする。



図 3-11 敷地内の土地利用計画図

3.6.3. 施設利活用計画

(1) 教室棟の諸室

3.2 の検討を踏まえて、導入機能を『交流・学習』、『創作・発表・鑑賞』、『管理等機能』で分類した。

エントランスホールから近いほど、地域住民の利用が多く、利用者同士の交流を積極的に促し、にぎわいのある活動を行うことができる。上の階に行くほどアーティストの利用が多くなり、創作活動を行う場を設けることを想定した。

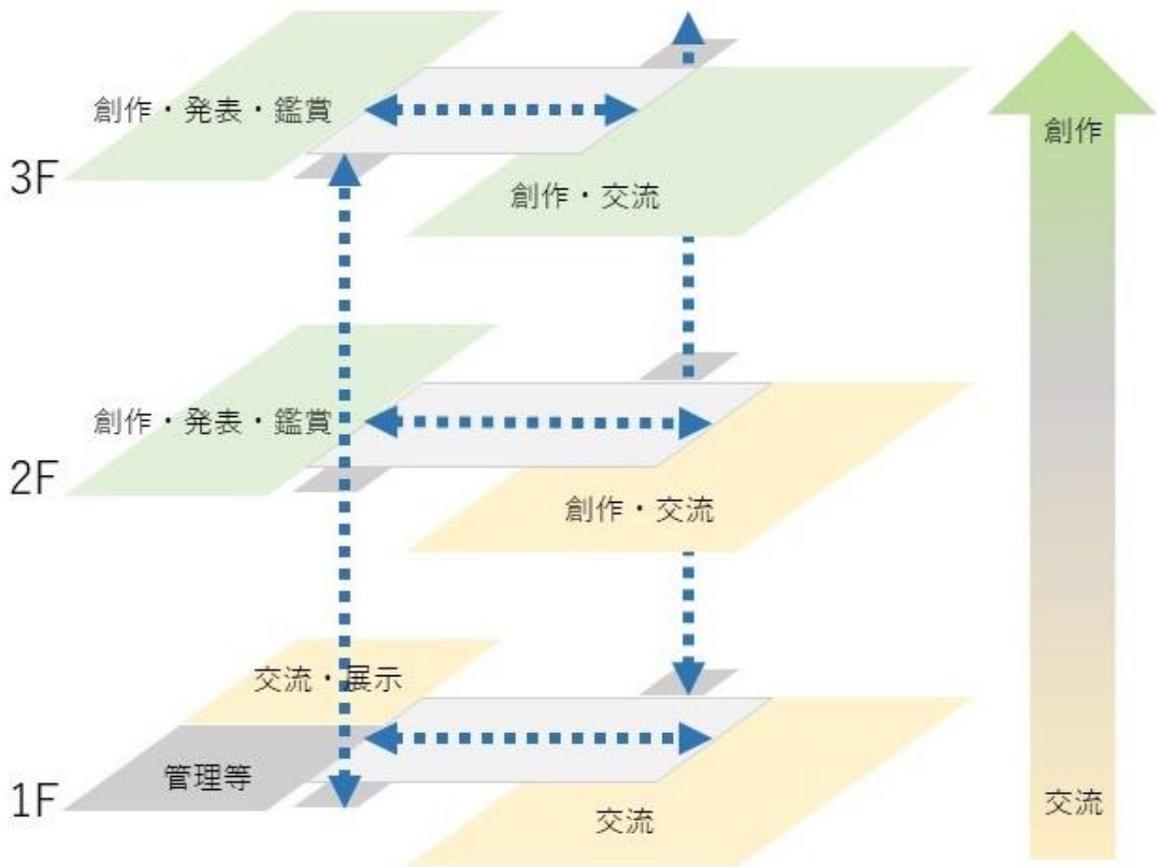


図 3-12 諸室の配置検討

(2) 諸室面積表

旧田水山小学校の各階における諸室面積表を整理した。基本的には内壁を撤去・新設せず、利用者の多様な活動を促すために、可動式間仕切りや、設備機能の配置の工夫により、一つの部屋が多機能化を行うことを想定した。

労働安全衛生法においては、『労働者を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積及び床面から4メートルを超える高さにある空間を除き、労働者1人について、10 m³以上とする』ことが定められているため、多目的スペース等は4 m²/人の収容人数とする。会議室・研修室は、建築基準法の規定により算出する。

表 3-21 1階諸室面積表

No.	導入機能	面積(m ²)	現状部屋名	収容人数	備考
1	多目的スペース・ギャラリー	107.0	職員室	約26人	供用開始時に導入
2	給湯室	6.6	給湯室	—	供用開始時に導入 現況設備活用可能
3	印刷室	8.2	印刷室	—	現況設備活用可能
4	応接室	29.0	校長室	4～6人	
5	トイレ	45.5	トイレ/シャワー室	—	—
6	多機能トイレ	51.6→20	保健室	—	
7	物置	49.4	倉庫、配膳室	—	供用開始時に導入
8	受付・管理室	40.6	ホール・廊下	—	管理職員用事務室
9	エントランスロビー	172.4		—	
10	地域交流スペース	95.4	家庭科室	約25人	
11	図書・情報発信コーナー	64.8	理科室、 理科準備室	約30人	
12	書庫	52.9			
13	物置	10.7	家庭科準備室	—	
14	物置	12.5	階段下トイレ		
15	物置	12.5	階段下トイレ		

表 3-22 2階諸室面積表

No.	導入機能	面積(m ²)	現状部屋名	収容人数	備考
1	創作室A	63.6	クラス1	1～4人	
2	創作室B	63.6	クラス2	1～4人	
3	物置	63.6	クラス3	1～4人	
4	多目的スペース	142.9	オープンスペース 1	約35人	

No.	導入機能	面積 (㎡)	現状部屋名	収容人数	備考
5	物置	15.2	教育準備室	—	
6	トイレ	39.0	トイレ	—	
7	物置	26.1	放送室	—	
8	多目的スペース・廊下	116.4	オープンスペース・廊下	約 31 人	
9	事務室兼物置	63.6	クラス 7	約 15 人	企画職員用事務室/ 創作用具置き場
10	倉庫	13.0	コンピューター準備室	—	
11	特別展示室	108.2	コンピューター室	約 54 人	サイエンスハッカ ソン用創作室兼 ギャラリー

表 3-23 3階諸室面積表

No.	導入機能	面積 (㎡)	現状部屋名	収容人数	備考
1	創作室 C	63.6	クラス 4	1～4 人	
2	創作室 D	63.6	クラス 5	1～4 人	
3	物置	63.6	クラス 6	1～4 人	
4	多目的スペース	142.9	オープンスペース	約 35 人	
5	多目的トイレ	15.2	教育準備室	—	
6	トイレ	39.0	トイレ	—	
7	物置	13.9	倉庫	—	
8	廊下	99.6	廊下	—	
9	ギャラリー	63.5	図書室	約 37 人	
10	多目的スペース	86.6	図工室		
11	物置	19.0	楽器室	—	
12	スタジオ	108.2	音楽室	約 27 人	

(3) 屋内運動場の諸室

表 3-24 屋内運動場面積表

導入機能	面積(㎡)	現状部屋名	収容人数
体育館	776.2	屋内運動場	雨漏り修繕、床の修繕

3.7. 基本計画図

3.7.1. 土地利用計画平面

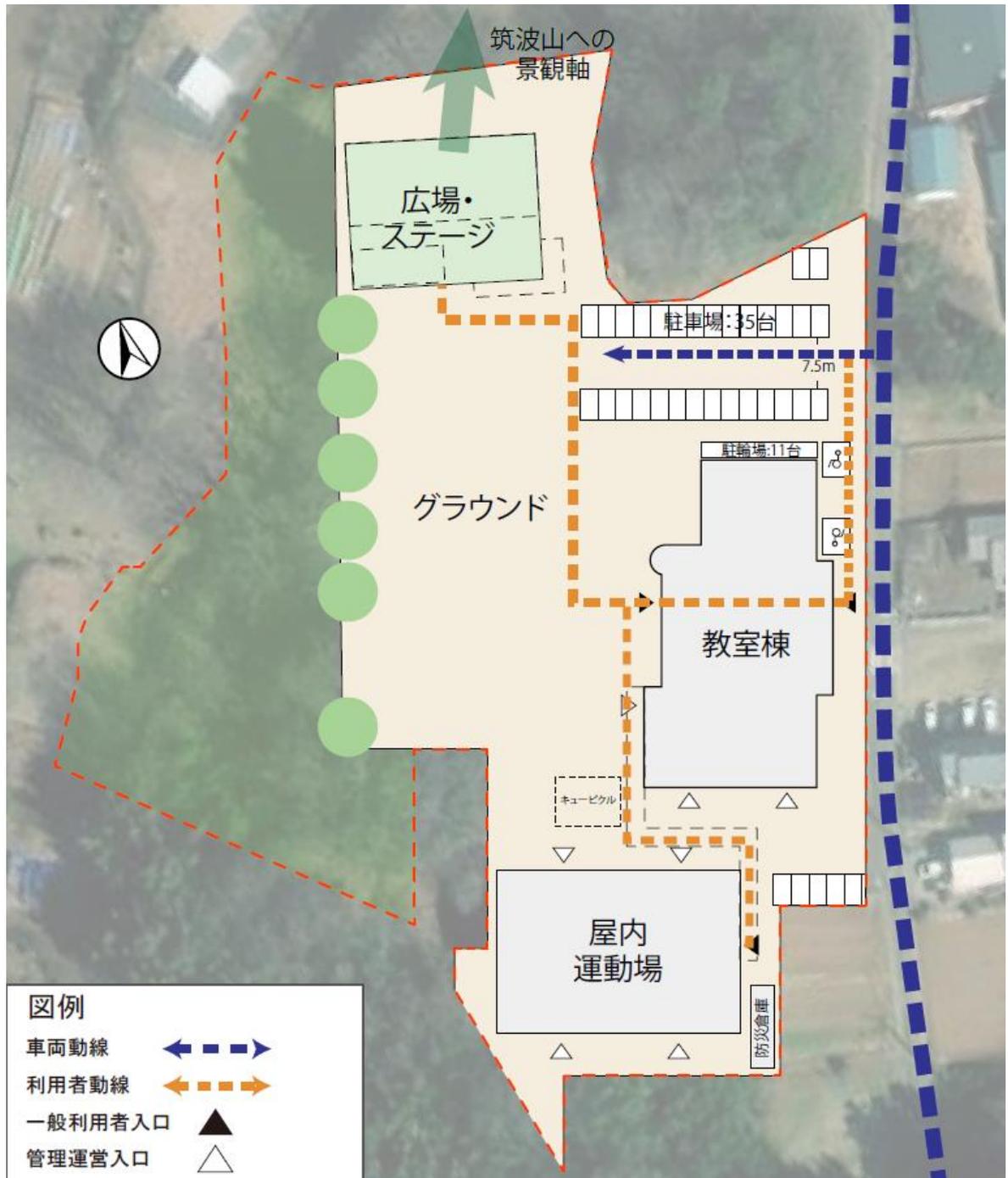


図 3-13 土地利用計画平面図

3.7.2. 施設利活用計画各階平面図

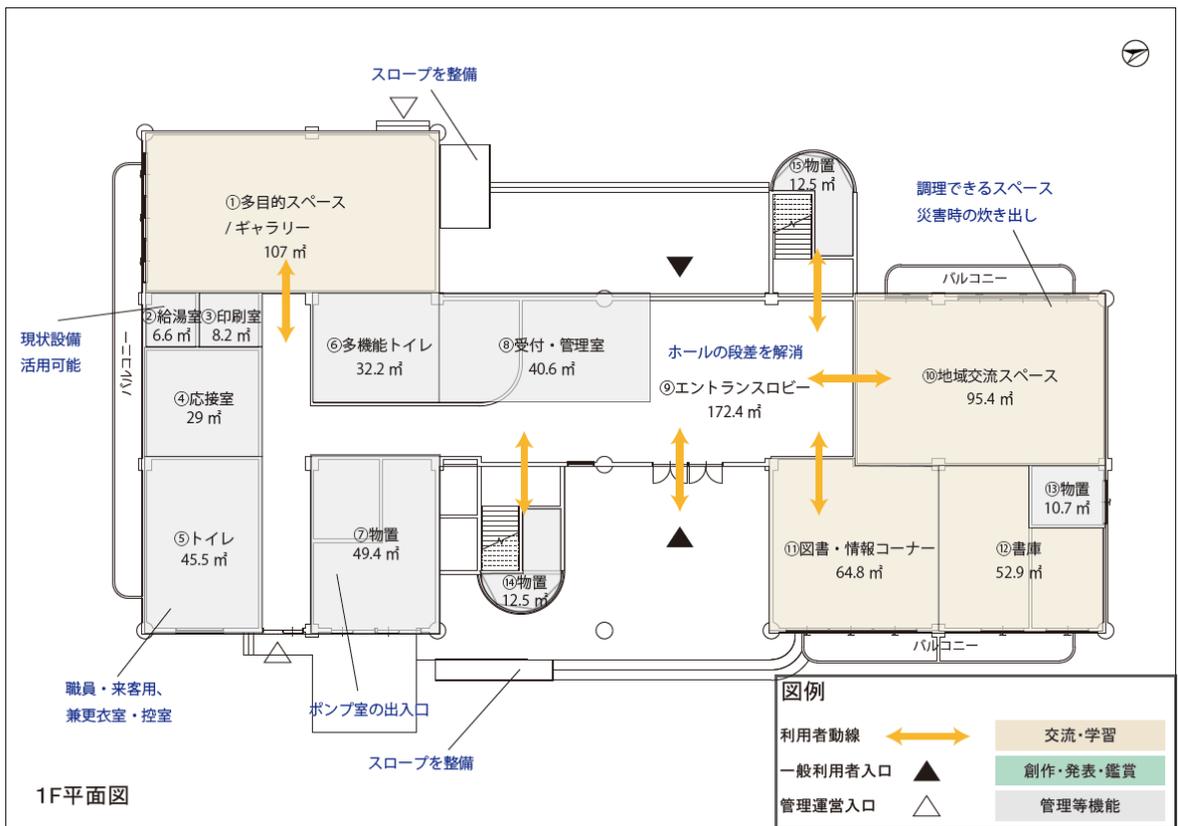
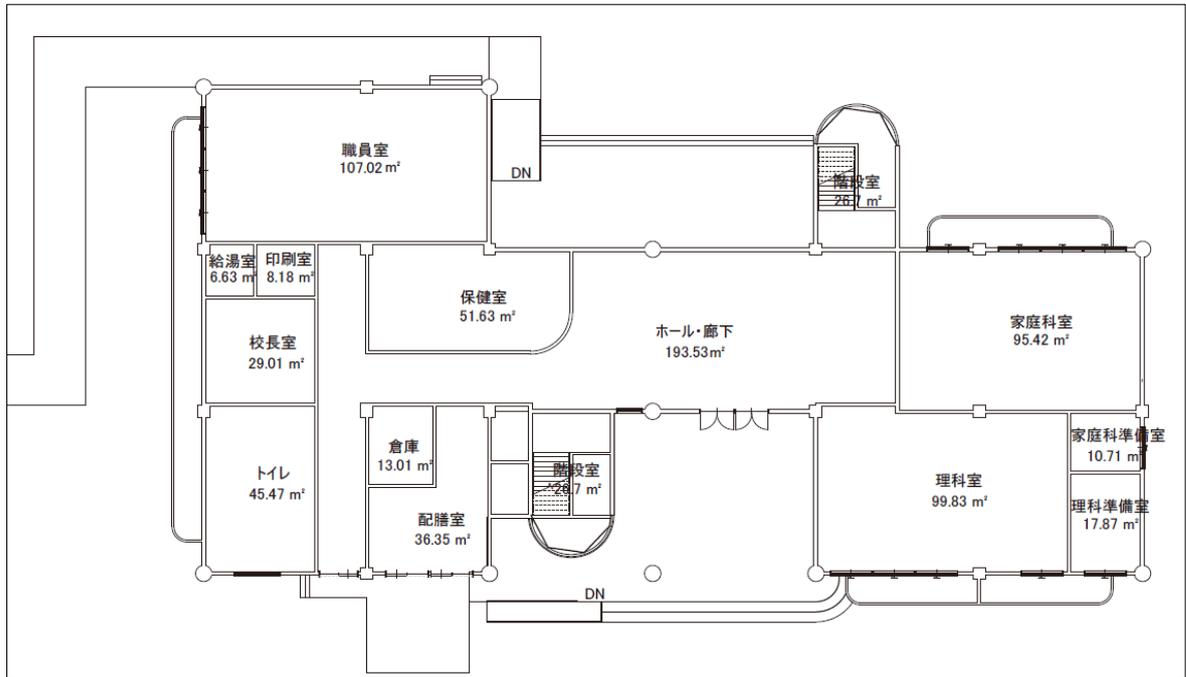


図 3-14 施設 1 階 現況図 (上) 利活用計画計画案 (下)

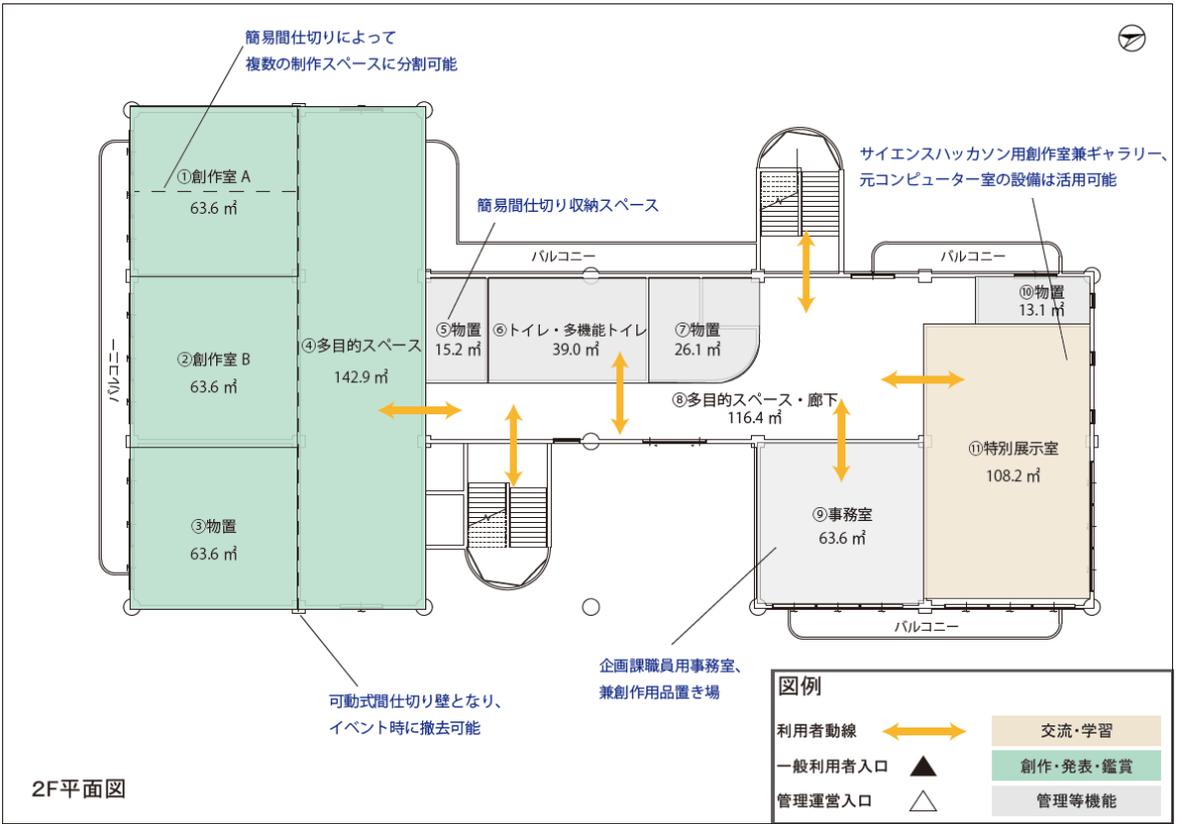
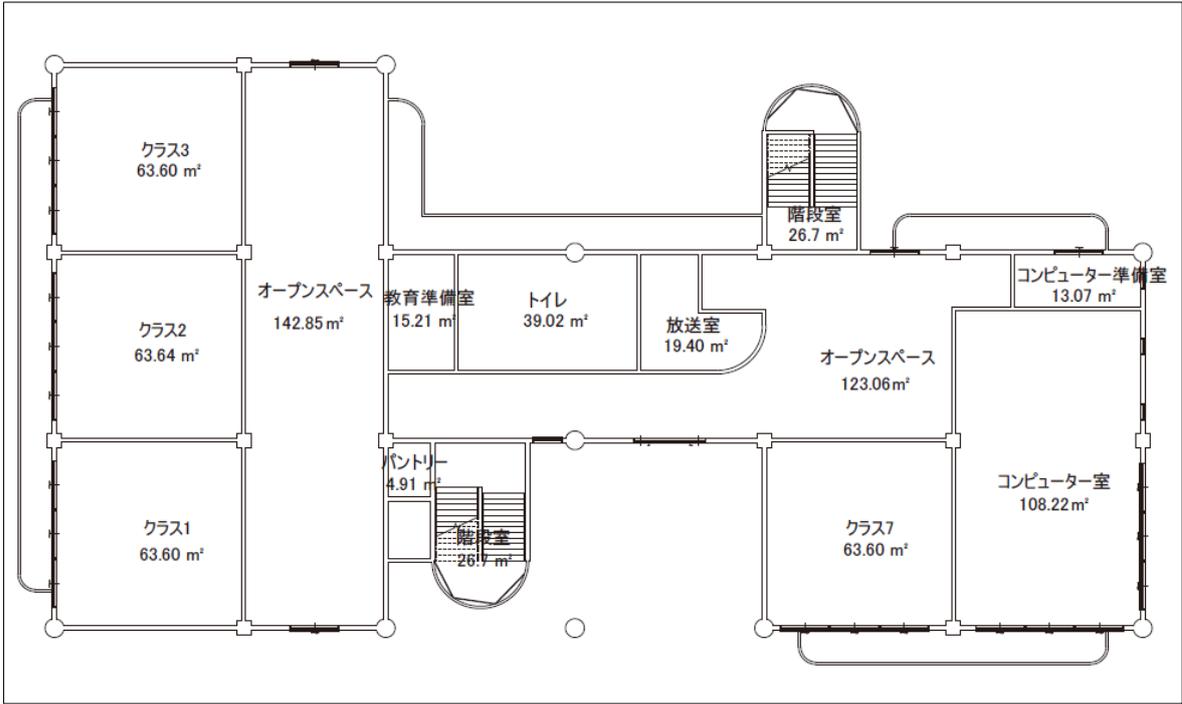


図 3-15 施設 2 階 現況図 (上) 利活用計画案 (下)

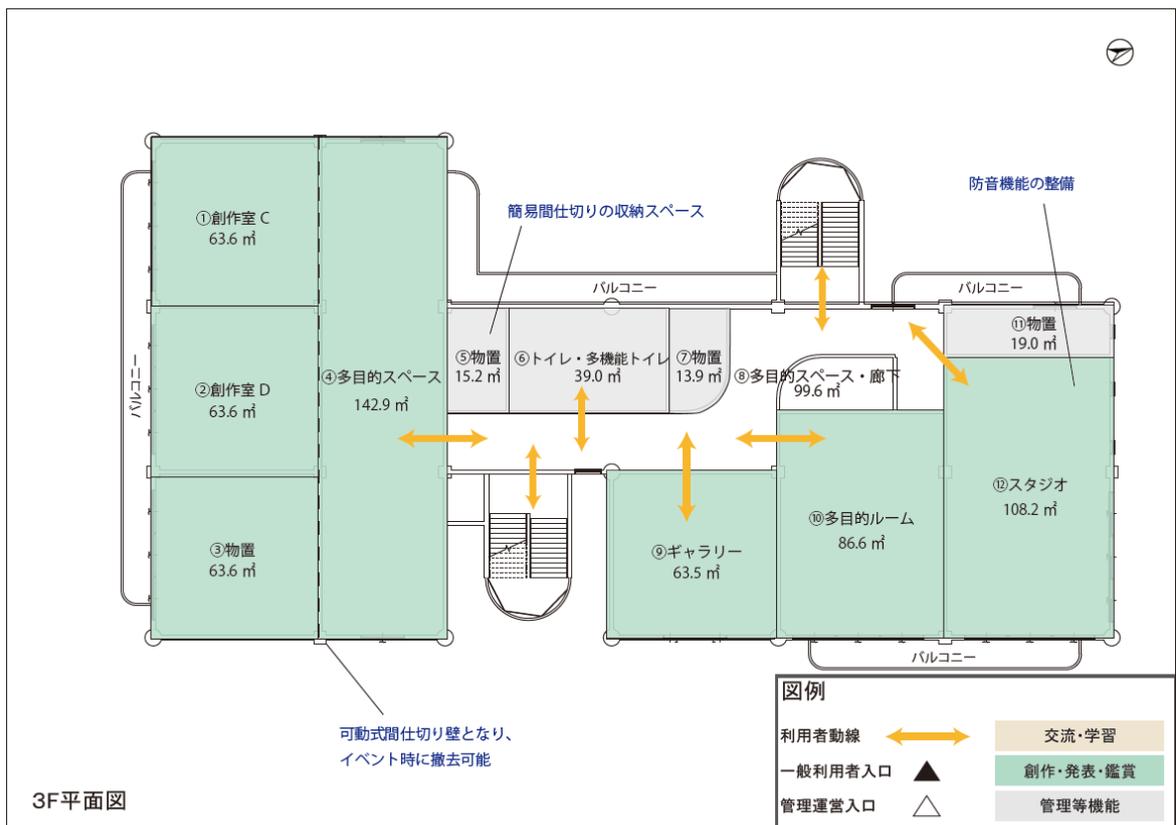
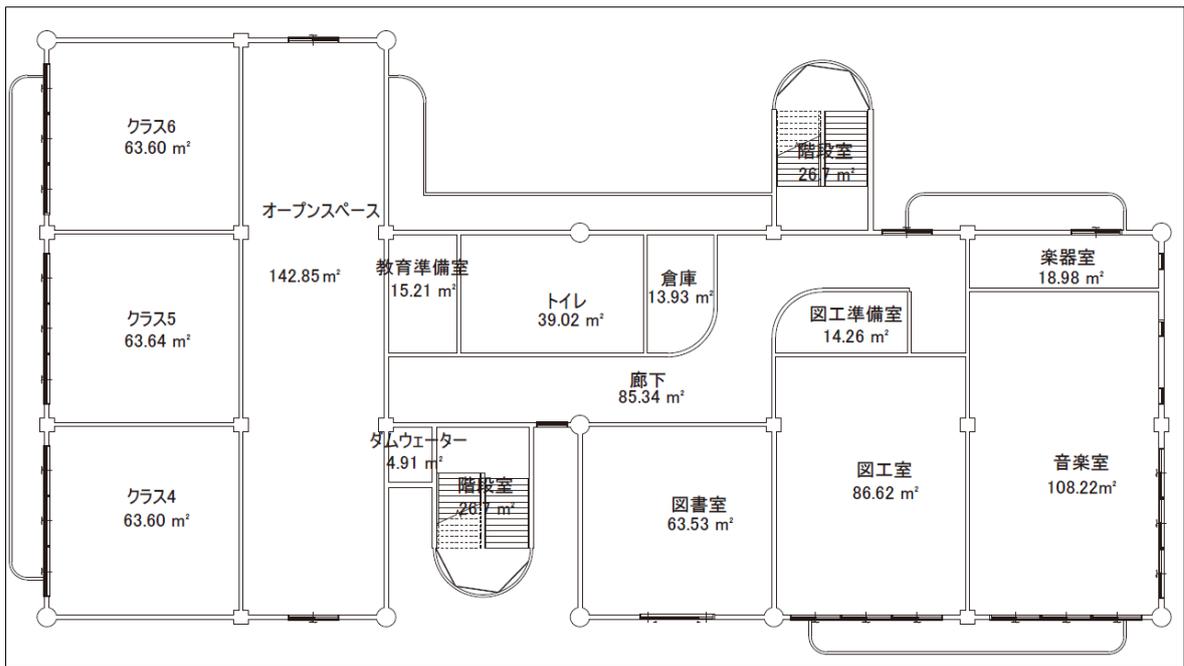


図 3-16 施設3階 現況図（上） 利活用計画案（下）

3.8. 概算事業費の算出

3.8.1. 概算事業費

改修に要する概算事業費の見込みは次の表 3-25 のとおりである。

表 3-25 概算事業費

対象	分類	項目	概算 (円)	備考	
校舎棟	建築工事費	仮設工事	17,000,000	共通仮設・直接仮設	
		外壁修繕	16,300,000	部分補修	
		建具工事	8,000,000	排煙窓、室内建具	
		内装工事	68,000,000	床土足仕様、壁塗装、木製什器、サイン、間仕切り壁	
		エレベーター工事	24,000,000	本体 1100 万円 杭 500 万円 鉄骨その他 800 万円	
		防火戸改修	12,400,000	階段防火戸撤去新設	
	電気工事費	電灯工事	16,000,000	照明 LED 化、非常照明・誘導灯設置、コンセント増設	
		動力工事	2,500,000	エアコン電源、屋内消火栓電源、動力幹線の改修	
		受変電設備	20,000,000	屋外型キュービクル電灯・動力	
		防災・防犯設備	16,400,000	誘導支援（トイレ呼出・ドアフォン）、防犯、拡声（非常放送設備）、配電線路、通信、TV	
	機械設備費	空調工事	20,000,000	ガスヒートポンプ式	
		換気設備工事	5,000,000	天井扇による第3種換気	
		給排水工事	7,000,000	トイレ改修に伴う給排水改修	
		衛生設備工事	10,000,000	洗浄便座付洋式便器へ変更	
		消火・ガス工事	3,700,000	ガスヒートポンプエアコンへの供給等	
		合計		222,800,000	
	体育館		雨樋修繕	2,000,000	
			仮設工事(足場等)	3,300,000	
			床改修(部分)	3,000,000	
		ガラス飛散防止フィルム	3,000,000		
		合計		11,300,000	
屋外施設		外構工事	9,700,000	デッキ、スロープ、駐車場、雨水排水処理、遊具撤去	
		合計		9,700,000	

全体	直接工事費	267,300,000 円	
	諸経費等含む	441,045,000 円	直接工事費×1.5×1.1

3.9. 管理運営方法の検討

3.9.1. 管理運営方法の整理

(1) 市直営

つくば市職員を必要人数配置し、施設の利用管理や維持管理とともに、文化芸術事業の企画・立案を行う。

(2) 業務委託

施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、市が業務内容を決定し、民間事業者に発注する。

(3) 指定管理者制度

施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、指定管理事業者を市が公募又は非公募により選定する。

(4) その他財源確保の方策（ネーミングライツ等）

施設に名称（愛称）をつける権利で、施設の運営資金を調達するための方法である。

3.9.2. 管理運営の考え方

(1) 各運営方式の比較

指定管理者制度と従来の市直営、業務委託、管理委託といった運営方式の違いを次のように表す。ネーミングライツは、各運営方式と併用することが可能である。

表 3-26 各運営方式の特徴

方式	市直営	業務委託	指定管理	ネーミングライツ
運営～ 受託主体	市	限定なし	法人 その他の団体	各運営方式と 併用可能
法的性格	—	公法上の 契約関係	管理代行	
施設設置	市	市	市	
施設管理	市	市	指定管理者	
施設の 使用許可	市	市	市又は 指定管理者	
基本的な 利用条件 の設定	市	市 (受託者ではできない)	市 (指定管理者ではできない)	
メリット	事業の企画・立案について市の意向を臨機応変に反映することができる	専門性のある事業者が参入することにより、施設の有効活用が見込まれる	指定管理者の努力による維持管理費縮減・企画の立案など、民間活力の活用が期待される	企業からの収入を得ることで、運営管理費の拡充に繋げることができる
デメリット	専門性のある職員を採用・配置しなければ、施設の有効活用は難しい	企画内容について市の意向を臨機応変に反映することは難しくなる	企画内容について市の意向を臨機応変に反映することは難しくなる	施設維持管理や事業そのものに民間活力の参入を望むのは難しい場合が多い

上記を踏まえて、各運営方式の特徴を整理し、比較検討を行った。

表 3-27 各運営方式の比較

評価視点	市直営	業務委託	指定管理	ネーミングライツ
維持管理費	経費負担がかさむ	経費圧縮が可能	指定管理者の努力による利用料金を収益源とする場合は維持管理費圧縮縮減が可能	企業からの収入を得ることで、運営管理費の拡充に繋げることができる
行政意向の反映	直営のため行政意向を随時反映できる	委託期間内の意向変更に対応しにくい	指定管理者独自の判断により企画・運営	確保した資金を管理運営に回すことが可能
人員確保	人員数を自前で確保する必要がある	外部委託により人員削減が可能	指定管理者による運営のため人員削減が可能	直接の人員確保には繋がらない
民間創意工夫の発揮	直営のため困難	限定的だが可能	一定の裁量が与えられる最大限ための発揮が可能	創意工夫は発揮されづらい

(2) 管理運営の考え方

近年、文化芸術施設の管理運営には、民間ノウハウや民間資本の活用が不可欠であるが、文化芸術創造拠点は廃校を利活用する施設で地域との関連性が高いことから、地域との連携も求められる。

また、つくば市における文化芸術のプラットフォーム形成をしていくに当たり、つくば市の文化芸術資源と文化芸術をコーディネート・マネジメントしていく人材育成とともに、その手法を成熟させていくことが必要である。

以上を考慮し、民間活力を導入すること、施設管理にも地域住民が参画すること、また、施設の運営委員会を組織するなど、今後、実施設計を通じて文化芸術創造拠点の機能や性格が確立された時点で、再度管理運営手法の検討を行うことが重要である。

3.9.3. 概算維持管理費

(1) 算出方法

維持管理の方針については、本計画策定の段階で施設全体の運営形態及び体制の確定には至ってはいないが、指定管理者制度による民間活力の導入及び市民活動団体との協力等を念頭に置き、持続可能な維持管理を目指すこととする。

これを前提として、本計画では、一般的な指定管理者制度をベースに維持管理費の検討を行った。本計画の内容に近似した市内外の施設を参考に維持管理費を算出した。

(2) 概算維持管理費

本施設の概算維持管理費は約年間 47,690,000 円となる。

3.10. 整備スケジュール

表 3-28 整備スケジュール

実施内容		1年目	2年目	3年目	4年目
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		2022	2023	2024	2025
関連事業	「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」	策定期間	実行期間		
文化芸術創造拠点	基本計画				
	設計		発注 基本・実施設計		
	手続期間			申請	
	建設工事			発注	1年想定 開館

3.1.2.(2) 中長期の事業展開(P.3.41)

- ・施設の認知度、稼働率の向上
- ・創作、発表を行える場としての開放
- ・地域利用スペースの開放
- ・アーティスト、芸術を学ぶ学生等とつながる
- ・専門職の雇用
- ・企業、研究機関などとネットワーク構築

- ・文化芸術のコーディネート、マネジメントができる人材の育成、配置
- ・アーティストとつくばの文化資源を結び付ける
- ・アーティストの経験の場としてアートイベントを実施

- ・市民がつくば市の文化資源を活用したアートに触れる機会の創出
- ・つくば市の文化資源を活用した「つくば市独自のアートを発信」

市の文化芸術活性化を担うアートの発信拠点

次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場

市内の芸術活動を支える交流の場の形成

供用開始

中期（2～5年目）

長期（6年目～）

3.1.2.(3) サイエンス・ハッカソン(P.3.42~3.43)

アーティストが研究機関等を視察・見学したり、研究者との対話を行ったりする中で着想し、創作を行う。

プラットフォームの中での位置付け

- ・科学を研究する機関と、文化芸術をコーディネートした事業
- プラットフォームが機能することで生み出される文化芸術の実例

事業を通じて達成されるもの

- ・ネットワーク構築の推進
- ・文化芸術と、それに携わる人が地域の文化資源と交わるコーディネートの推進

主な参画対象

- ・主に市内の研究機関等を協働対象
- ・協働先の特性などに応じて、市内・市外いずれのアーティストも参画対象



R3 サイエンスハッカソンの様子

3.2.2.導入機能の検討(P.3.46~3.47)

導入機能の検討（施設・設備）

導入機能の検討（文化芸術創造拠点・活用方法）

事業年度	類型	導入機能
供用開始～中期	創作発表鑑賞	創作室
		スタジオ
		ギャラリー
		控室・更衣室
	交流学習	多目的スペース
		特別展示室
		地域利用スペース
		図書・情報コーナー
		書庫
	管理機能	管理室・事務室
		駐車場・駐輪場
		多機能トイレ
	防災	避難場所
		防災倉庫
		災害用井戸
	屋外施設	グラウンド
広場、ステージ		

事業年度	導入機能
供用開始時点～	交流スペース（地域利用）
	制作・発表・鑑賞の場の提供
	ワークショップ（地域住民向け）
	ネットワークの構築（文化芸術団体・研究機関）
	アーティストの発掘
	人材育成（専門職の雇用）
	文化芸術情報収集・提供
	文化芸術アーカイヴ
中期（2～5年目）	交流スペース（アーティスト中心）
	ワークショップ（アーティスト向け）
	人材育成（コーディネート・マネジメントできる人材、市内アーティスト、市民ボランティア）
	ネットワーク構築（アーティスト間）
	コーディネート機能（アーティストと研究機関との協働）
長期（6年目～）	交流スペース（市内外の利用者も含めた交流）
	ワークショップ（市外の人向け）
	コーディネート機能（施設利用者向け）

3.3.4(1)教室棟の導入機能(P.3.57~3.58)

スタジオのイメージ



防音機能を提供、楽器の練習・映像・楽曲制作等の活動を行える

大阪府立江之子島文化芸術創造センター

多目的スペースのイメージ



ワークショップ、市民発表会、講演など多目的に活用する

大阪府立江之子島文化芸術創造センター

地域利用スペースのイメージ



地域住民が集い、集会や交流などで利用することができる。

アーツ千代田3331

ギャラリーのイメージ



芸術展や地域の小中学校等の作品展示等、幅広い活用を見込む

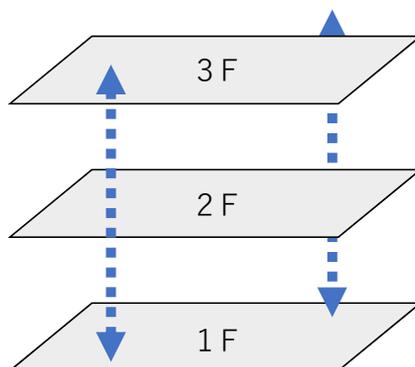
単lab.

創作室イメージ



アーティストが創作活動に使用できるほか、展示・学びの場としても活用する

京都芸術センター



図書・情報コーナー



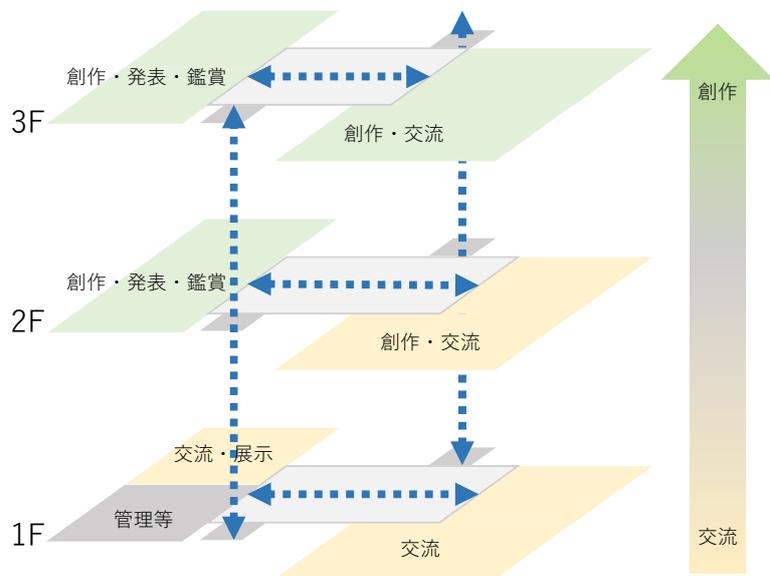
デジタルサイネージやパンフレット、チラシ設置により、文化芸術に関する情報を発信する。

大阪府立江之子島文化芸術創造センター

その他機能

類型	導入機能
創作・発表・鑑賞	控室・更衣室
管理機能等	管理室・機械室・駐車場・駐輪場・多機能トイレ
災害時の拠点機能	避難場所・防災備蓄倉庫

3.6.3.施設利用計画(P.3.72)



教室棟

これまでの検討を踏まえ、導入機能を『交流・展示』『創作・発表・鑑賞』『管理等』の3つに分類し、上階に行くほど『創作・発表・鑑賞』の機能を多く配置

3階：

- アーティストに特化した専門性の高い空間
- スタジオや多目的スペースなどで活用できる部屋を用意

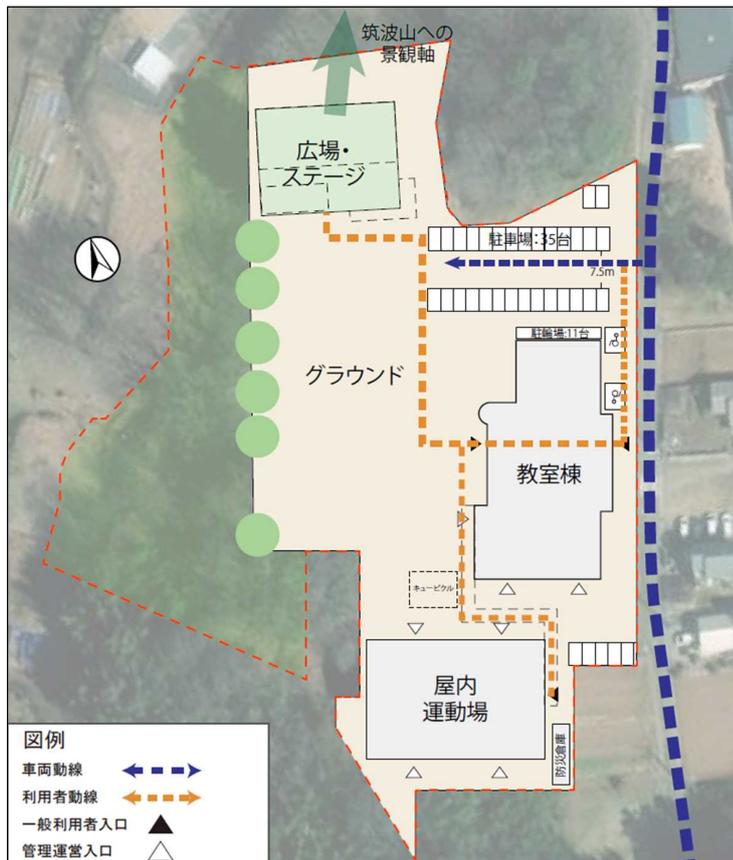
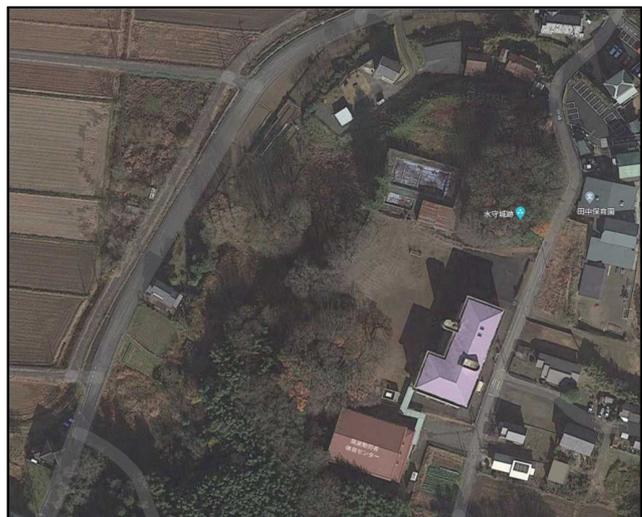
2階：創作フロア

- 利用者とアーティストをつなぐ中間領域
- 『交流・学習』機能と『創作・発表・鑑賞』機能を共存
- 利用者とアーティストの自然な交流を促進

1階：市民交流フロア

- 主に市民に対して開かれた空間
- 地域交流スペースや図書・情報コーナー等を設置
- 受付などの『管理等』機能も集中的に配置

3.7.1土地利用計画図(P.3.75)



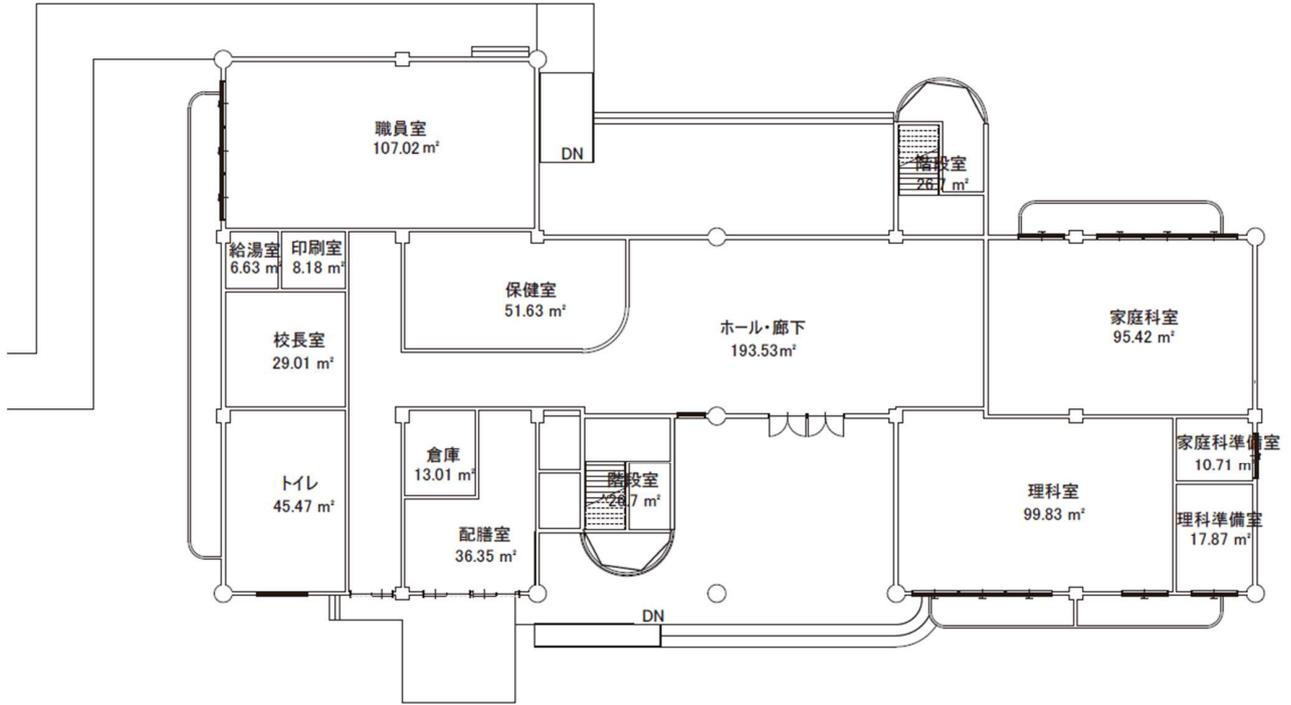
屋内運動場

- 現状の体育館の機能を維持することを目的とした雨漏りや床等の修繕

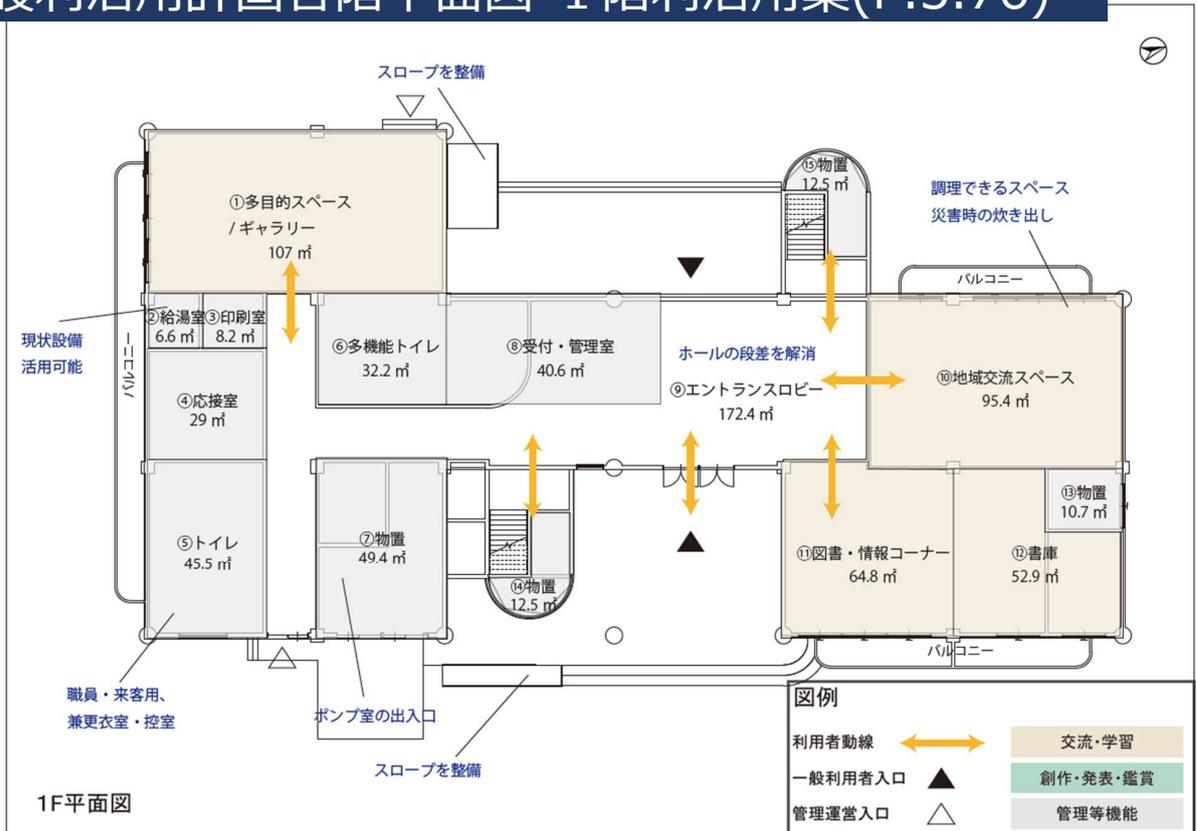
屋外施設

- 遊具やプールの更衣室、施設周囲フェンスなど、老朽化した施設を撤去
- グラウンドは多目的に使える広場として、プールは屋外ステージ・眺望施設として整備

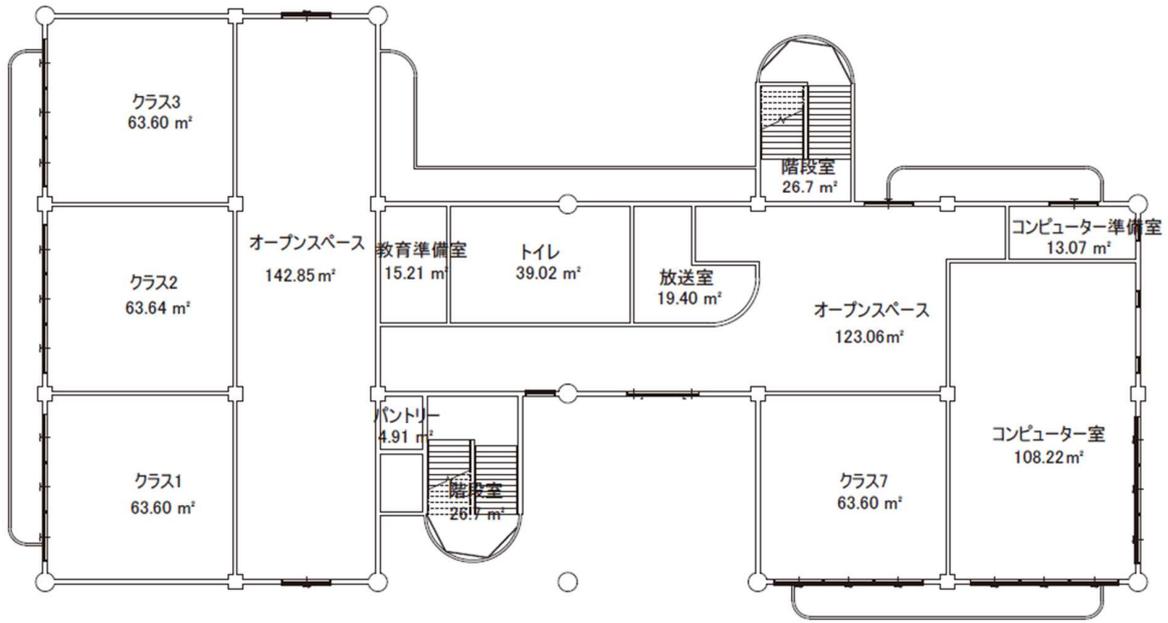
3.7.2.施設利活用計画各階平面図 1階現況図(P.3.76)



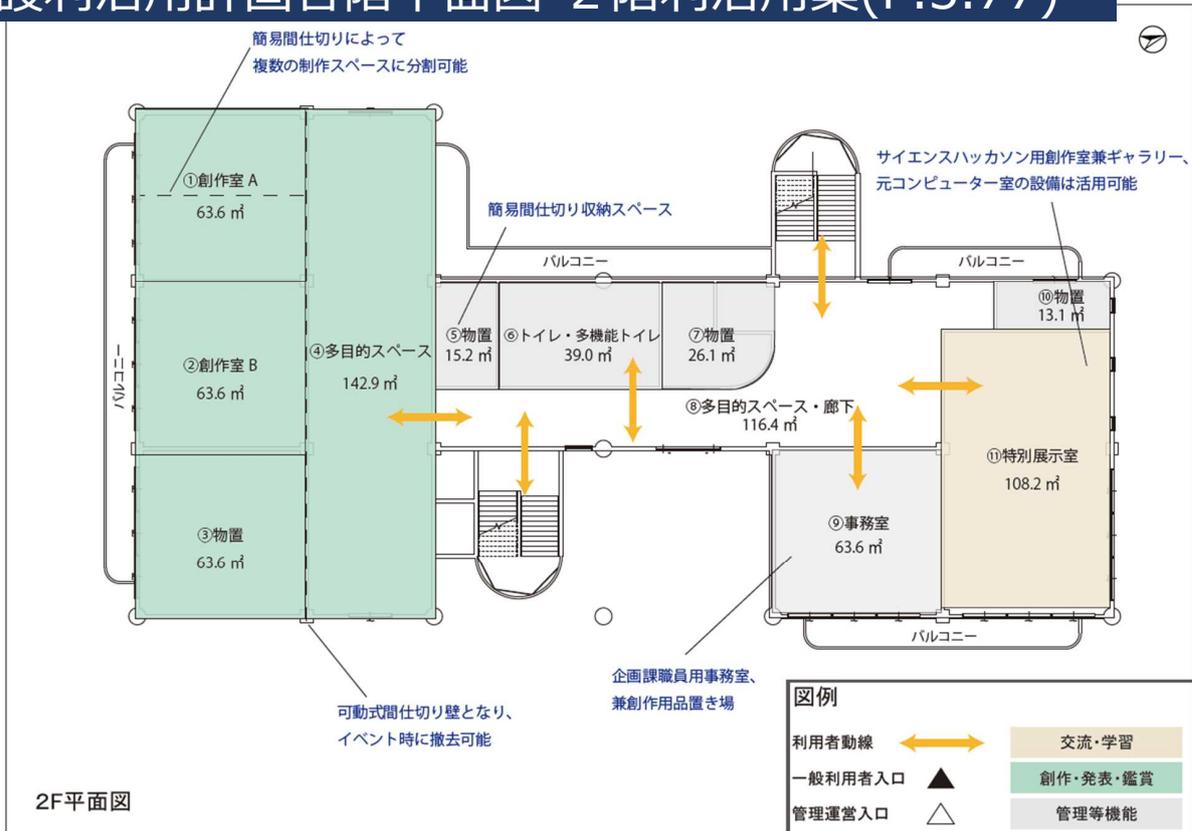
3.7.2.施設利活用計画各階平面図 1階利活用案(P.3.76)



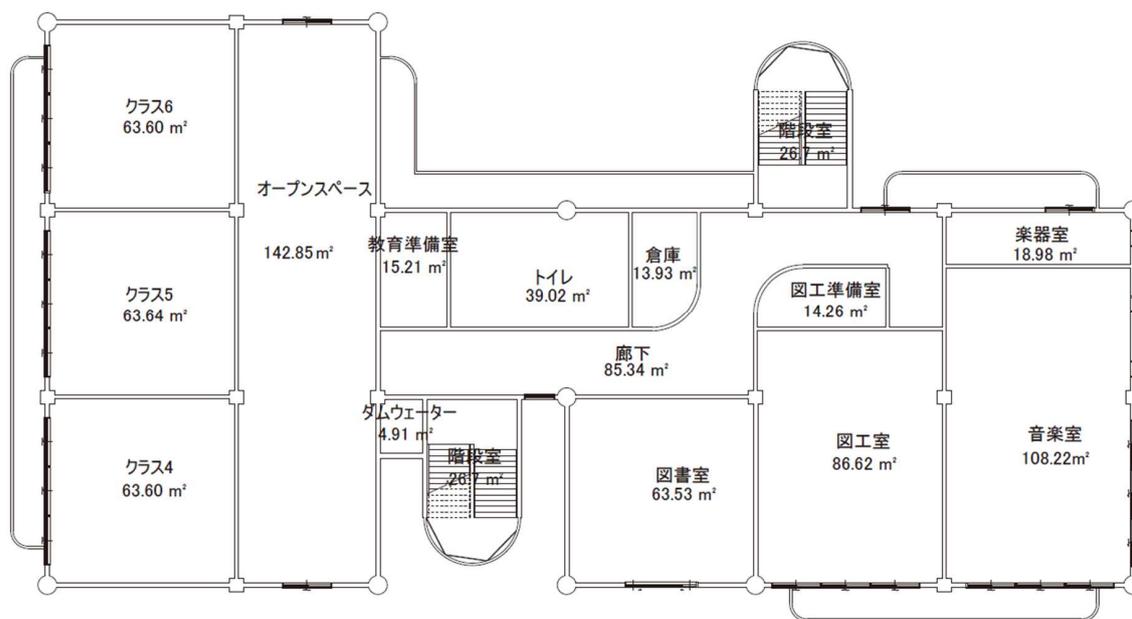
3.7.2.施設利活用計画各階平面図 2階現況図(P.3.77)



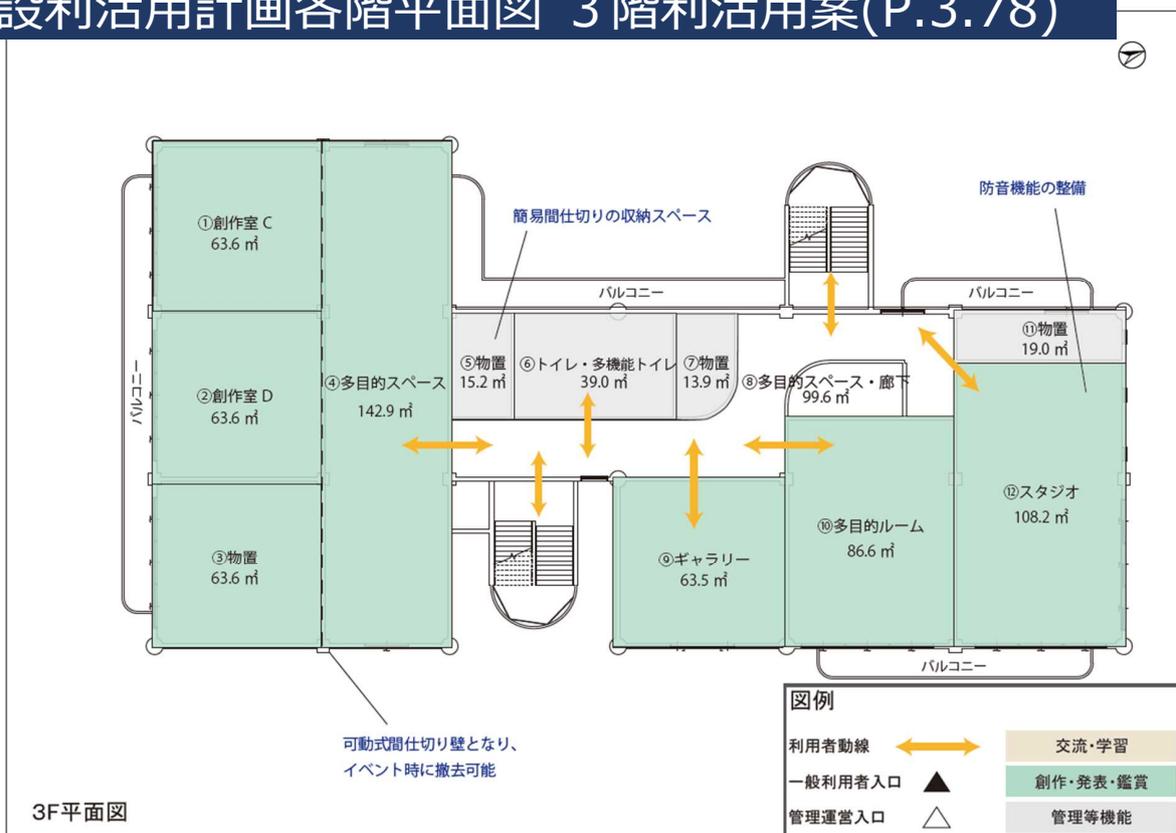
3.7.2.施設利活用計画各階平面図 2階利活用案(P.3.77)



3.7.2.施設利活用計画各階平面図 3階現況図(P.3.78)



3.7.2.施設利活用計画各階平面図 3階利活用案(P.3.78)



3.8概算事業費の算出—概算工事費①(P.3.79)

対象	分類	項目	合計 (円)	備考
校舎棟	建築 工事費	仮設工事	17,000,000	共通仮設・直接仮設
		外壁修繕	16,300,000	部分補修
		建具工事	8,000,000	排煙窓、室内建具
		内装工事	68,000,000	床土足仕様、壁塗装、木製什器、サイン、間仕切り壁
		エレベーター工事	24,000,000	本体1100万円 杭500万円 鉄骨その他800万円
		防火戸改修	12,400,000	階段防火戸撤去新設
	電気 工事費	電灯工事	16,000,000	照明LED化、非常照明・誘導灯設置、コンセント増設
		動力工事	2,500,000	エアコン電源、屋内消火栓電源、動力幹線の改修
		受変電設備	20,000,000	屋外型キュービクル電灯・動力
		防災・防犯設備	16,400,000	誘導支援（トイレ呼出・ドアフォン）、防犯、拡声（非常放送設備）、配電線路、通信、TV、

3.8概算事業費の算出—概算工事費②(P.3.79)

対象	分類	項目	合計 (円)	備考
校舎棟	機械 設備費	空調工事	20,000,000	ガスヒートポンプ式
		換気設備工事	5,000,000	天井扇による第3種換気
		給排水工事	7,000,000	トイレ改修に伴う給排水改修
		衛生設備工事	10,000,000	洗浄便座付洋式便器へ変更
		消火・ガス工事	3,700,000	ガスヒートポンプエアコンへの供給等
	合計		222,800,000	
体育館		雨樋修繕	2,000,000	
		仮設工事(足場等)	3,300,000	
		床改修(部分)	3,000,000	
		ガラス飛散防止 フィルム	3,000,000	
		合計	11,300,000	
屋外施設		外構工事	9,700,000	デッキ、スロープ、駐車場、雨水排水処理、遊具撤去
		合計	9,700,000	

直接工事費	全体経費
267,300,000	441,045,000

3.9.1 管理運営方法の整理(P.3.80)

管理運営方式	概要
市直営	<ul style="list-style-type: none"> つくば市職員を必要人数配置し、職員が施設の利用管理や維持管理、文化芸術事業の企画・立案を行う。
業務委託	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、市が業務内容を決定し、民間事業者に発注
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、指定管理事業者を市が公募又は非公募により選定
その他の財源確保の方策 (ネーミングライツ等)	<ul style="list-style-type: none"> 契約により施設の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与させる ネーミングライツを取得した企業等から対価を得て、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図る

3.9.2 管理運営の考え方 3.9.3. 概算維持管理費(P.3.81~3.83)

管理運営方式の比較

評価視点	市直営	業務委託	指定管理	ネーミングライツ
維持管理費	経費負担が高む	経費圧縮が可能	指定管理者の努力による利用料金を収益源とする場合は維持管理費圧縮縮減が可能	企業からの収入を得ることで、運営管理費の拡充に繋げることができる
行政意向の反映	直営のため行政意向を随時反映できる	委託期間内の意向変更に対応しにくい	指定管理者独自の判断により企画・運営	確保した資金を管理運営に回すことが可能
人員確保	人員数を自前で確保する必要がある	外部委託により人員削減が可能	指定管理者による運営のため人員削減が可能	直接の人員確保には繋がらない
民間創意工夫の発揮	直営のため困難	限定的だが可能	一定の裁量が与えられる最大限ための発揮が可能	創意工夫は発揮されづらい



- ・ 民間活力の手法を視野に入れていく。
- ・ 民間活力を導入すること、施設管理にも地域住民が参画すること、施設の運営委員会を組織するなど、今後、実施設計も通じて文化芸術創造拠点の機能や性格が確立された時点で、再度ふさわしい手法の検討を行う

概算維持管理費

類似施設の指定管理費から算出 . . . **約年間47,690,000円**

文化芸術に関する市民意識調査について（御協力のお願い）

文化芸術は、人々の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものです。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、産業等の分野と連携することで相乗効果を生み出すことが期待できます。つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画」を平成 31 年 3 月に策定し、現在第 2 期計画の策定に取り組んでいます。新たな計画を策定するに当たり、市民の文化芸術に対する関わり方や関心度、御意見、期待することなどを把握し、基本計画づくりにいかすために、アンケート調査を実施することといたしました。

本調査の対象者は、市内にお住まいの 18 歳以上（令和 4 年 10 月 1 日現在）の方から無作為に抽出した 3,000 名の方です。

御記入いただいた情報はすべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、他の目的には利用いたしません。

調査票は、つくば市個人情報保護条例に従い、適切に管理いたします。

お忙しいところお手数をおかけしますが、調査の趣旨を御理解いただき、本調査に御協力いただけますようお願い申し上げます。

令和 4 年 11 月 つくば市

【御回答に当たってのお願い】

1. 調査の回答方法は、「調査票（紙）による方法」と「インターネットによる方法」をお選びいただけます。インターネットで御回答いただいた方は調査票の返送は不要です。
2. 調査の回答は、原則としてあて名の御本人が行ってください。それが困難な場合は、同居御家族の方がお答えいただいても結構です。
3. 設問には、「1つ」または「複数」を選んで当てはまる番号に○印をつけるものがありますので、案内に従って回答してください。また、「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を御記入ください。
4. 調査票で御回答される方は、調査票を御記入後、同封の返信用封筒に入れて、**令和 5 年 1 月 6 日（金）**までに、切手を貼らずに郵便ポストに投かんください。
5. ウェブ回答を御希望の方は、以下の URL または QR コードから御回答いただけます。ウェブ回答をされる際に ID の入力を求められますので、下記の ID を御入力ください。

ID は調査票による回答との重複を防ぐために設定したものであり、回答者個人を特定するためのものではありません。

<URL : <https://www.tsukuba-artchannel.jp/page/page000102.html>>

ウェブ回答用 ID 1 2 3 4



<お問い合わせ先>

つくば市市民部 文化芸術課 文化振興係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

TEL : 029-883-1111（代表）内線 5610、5611 FAX : 029-868-7546

問3：問1で「1. 鑑賞・体験した」をお選びいただいた方にお伺いします。

あなたは過去1年間に(1) 自宅等と(2) 自宅等以外でどのような文化芸術を鑑賞・体験しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

※「自宅等」…自宅等(車や電車の中を含む)でテレビやインターネット等を通じて鑑賞することを含む。

※「自宅等以外」…開催会場など現場で実際に鑑賞・体験すること。

「自宅等」で鑑賞・体験している場合

<回答例>

文化芸術分野	文化芸術内容	鑑賞・体験場所	
		(1)	(2)
3. 伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能	自宅等	自宅等以外
4. 芸能 (伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能	自宅等	自宅等以外

「自宅等」と「自宅等以外」の両方で鑑賞・体験している場合

文化芸術分野	文化芸術内容	鑑賞・体験場所	
		(1)	(2)
1. 芸術	文学、音楽(クラシック、ポップスなど)、美術(絵画、彫刻など)、写真、演劇、舞踏、その他の芸術	自宅等	自宅等以外
2. メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術(ゲーム、コンピューターグラフィックなど)	自宅等	自宅等以外
3. 伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能	自宅等	自宅等以外
4. 芸能 (伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能	自宅等	自宅等以外
5. 生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化	自宅等	自宅等以外
6. 国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケその他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等	自宅等	自宅等以外
7. 文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術(史跡、地域の民俗芸能など)	自宅等	自宅等以外

問4：問3で「(1) 自宅等」に○をつけた方（自宅等で文化芸術を鑑賞・体験した方）にお伺いします。

あなたは過去1年間に、無料または有料に問わず、オンラインによる鑑賞・体験をしましたか。あてはまるものを1つお答えください。

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 鑑賞・体験した | 2. 鑑賞・体験しなかった |
|------------|---------------|

問5：問4で「1. 鑑賞・体験した」をお選びいただいた方にお伺いします。あなたは過去1年間に、どのような内容をオンラインにより鑑賞・体験しましたか。あてはまるものをすべてお答えください。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. コンサート等の音楽イベント | 2. 美術館・博物館等の企画 |
| 3. 演劇・ミュージカル | 4. バレエ・ダンス |
| 5. 伝統芸能・演芸 | 6. 歴史的な建物や遺跡 |
| 7. アーティストとの交流イベント | |
| 8. その他（ | ） |

問6：問3で「(2) 自宅等以外」に○をつけた方（自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した方）にお伺いします。

あなたは、過去1年間にどこで文化芸術を鑑賞・体験しましたか。あてはまる施設をすべてお答えください。なお、「14～18」をお選びの方は具体的な施設名をお答えください。

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| 1. ノバホール（大ホール） | 2. ノバホール（小ホール） |
| 3. つくばカピオ（アリーナ） | 4. つくばカピオ（ホール） |
| 5. アルスホール | 6. ふれあいプラザ |
| 7. 地域交流センター | 8. 市民ホール |
| 9. 国際会議場エポカルつくば | 10. 茨城県つくば美術館 |
| 11. つくば市民ギャラリー | 12. さくら民家園 |
| 13. 市内の映画館 | |
| 14. その他市内の文化芸術施設（具体的な施設名： | ） |
| 15. 茨城県内（市内を除く）の文化芸術施設（具体的な施設名： | ） |
| 16. 東京都内の文化芸術施設（具体的な施設名： | ） |
| 17. その他の文化芸術施設（具体的な施設名： | ） |
| 18. その他（具体的なイベント、場所： | ） |

問 10：あなたは、つくば市の文化芸術に関する取り組みについて、現状の満足度はどれくらいですか。次の1～11について、あてはまるもの1つにそれぞれ○をつけてください。

	① 満足	② どちらかといえ ば満足	③ どちらかといえ ば不満	④ 不満
1. 鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会				
2. すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境				
3. 芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用				
4. 文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展				
5. 国際都市にふさわしい魅力ある事業と、つくばの多様な魅力の発信				
6. 科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術				
7. 民間企業との連携や、食や生活文化を含めた文化芸術活動をおとした地域活性化				
8. つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動				
9. 文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク				
10. 市内の文化芸術施設を整備・活用し、他施設とも関わりをもった賑わいの創出				
11. 市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じての情報提供				

問 13：あなたは、つくば市の文化芸術の取り組みについて、今後の重要度をどのように考えますか。次の1～11について、あてはまるもの1つにそれぞれ○をつけてください。

	①重要	②どちらかといえば重要	③どちらかといえば重要ではない	④重要ではない
1. 鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会				
2. すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境				
3. 芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用				
4. 文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展				
5. 国際都市にふさわしい魅力ある事業と、つくばの多様な魅力の発信				
6. 科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術				
7. 民間企業との連携や、食や生活文化を含めた文化芸術活動をおした地域活性化				
8. つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動				
9. 文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク				
10. 市内の文化芸術施設を整備・活用し、他施設とも関わりをもった賑わいの創出				
11. 市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じての情報提供				

問 19 : あなたのつくばでの居住年数について、あてはまるものを1つお答えください。

1. 1 年未満
2. 1 年以上 5 年未満
3. 5 年以上 10 年未満
4. 10 年以上 15 年未満
5. 15 年以上 20 年未満
6. 20 年以上

御協力ありがとうございました。

諮問第2号「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について

1 意見交換会の結果について

田水山小学校跡地を文化芸術の拠点として活用していくにあたり、地域の方にも活用いただける施設を目指すため、意見交換会を開催した。

(1) 開催概要

表 1 意見交換会開催概要

日時	令和4年(2022年)10月30日(日) 10時~12時
場所	旧田水山小学校 1階 理科室
参加人数	12名

(2) 主な意見

- ・ 改修費用を示してほしい。
- ・ どういう業者が入るか、どう地域の人と関わっていくかなど、具体的に詰める必要があるのではないか。
- ・ 地域の方々に密着してアンケートをとると良いのではないかと。

2 試行事業の公募結果について

(1) 募集結果、採用者

次の表1、表2のとおり。

表 1 募集結果

アーティスト部門	7件
市民文化芸術活動部門	募集中

表2 アーティスト部門採用者

採用者名	実施ジャンル
伊佐地 万亀子	メディアアート
大井 真希	陶芸
河津 晃平	写真

3 パブリックコメントの実施について

基本計画本文については、パブリックコメントを実施して広く市民からの意見を募る。日程については、次のとおり実施する。

日程	内容
1月11日（水）	庁議資料（パブリックコメント実施の報告）
1月25日（水）	庁議
1月30日（月）	パブリックコメント開始
2月28日（水）	パブリックコメント終了
3月上旬～中旬	パブリックコメントの意見反映
3月下旬	第5回審議会（修正内容の最終確認） 確定版の製本・印刷